

1
2 **(2) 世界水準の観光リゾート地の形成**

3 沖縄の豊かな自然環境との共生が図られたエコリゾートアイランドや、歴史・文化、スポーツなど多様で魅力ある資源を活用した沖縄独自の観光プログラム（高付加価値型観光）を戦略的に展開するとともに、安全・安心・快適な観光地としての基本的な旅行環境の整備等により、新たな“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指し、各種施策を実施した。

9 【「目標とするすがた」の状況等】

10 施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「観光収入」は3,196億円増加し6,979億円、「入域観光客数」は405.2万人増加し958.0万人、うち外国人客数については239.1万人増加し269.2万人となり、目標値の達成に向けて着実に増加している。

14 「平均滞在日数」は、国内客、外国空路客ともに伸び悩んでいることに加え、滞在が短いクルーズ客の増加により、0.11日減少し3.68日となり、基準値から後退した。

16 「沖縄旅行に対する観光客の満足度（総合評価が国内：「大変満足」、海外「満足」の比率）」は、国内観光客が2.0ポイント増加し54.3%、海外観光客は53.7ポイント増加し84.8%となった。

20 <目標とするすがたの状況>

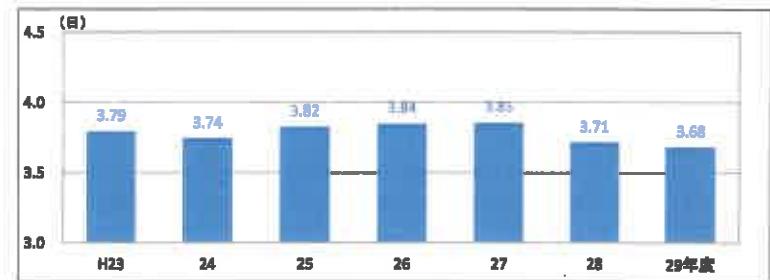
項目名	沖縄県の現状（基準年）	沖縄県の現状（目標年）	R3年度の目標
観光収入の増加	3,783億円（H23年度）	6,479億円（H28年度）	1.1兆円
平均滞在日数の追加	3.79日（H23年度）	3.88日（H28年度）	4.0日
入域観光客数の増加	552.8万人（H23年度）	688.0万人（H28年度）	1,000万人
（うち外国人観光客数）	30.1万人（H23年度）	269.2万人（H28年度）	400万人
沖縄旅行に対する観光客の満足度の向上（総合評価が国内：「大変満足」、海外：「満足」の比率）	国内：52.3%（H23年度） 海外：51.1%（H23年度）	国内：54.3%（H28年度） 海外：53.7%（H28年度）	国内：50.0% 海外：50.0%

1
2 **【図表3-3-2-1】入域観光客数及び観光収入の推移**



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

14 **【図表3-3-2-2】平均滞在日数の推移**



出典：沖縄県文化観光スポーツ部「観光要覧」

28 世界水準の観光リゾート地の形成に向けては、国際的な質の高い沖縄観光ブランドの確立や、消費額の高い富裕層の誘致を始め、付加価値の高い観光商品の造成や観光客の受入体制の整備、観光人材の育成・確保等を展開し、観光の質的転換に取り組む必要がある。このため、「国際旅客ハブ」構想などの推進による欧米等リゾート需要の開拓を始め、離島観光や広域周遊観光の促進により滞在日数の延伸に取り組むとともに、MICEの振興、地産地消の促進などを通じて沖縄観光の高付加価値化を図る必要がある。

36 **ア 国際的な沖縄観光ブランドの確立**

37 (成果等)

38 沖縄が持つ様々な資源を活用し、環境共生型観光や文化資源活用型観光、スポーツツーリズム、ウェルネスツーリズムなど、従来の沖縄観光に付加価値を加えた魅力あふれる観光を推進し、世界に誇れる沖縄観光ブランドを形成するための取組を行った。

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成 ア 國際的な沖縄観光ブランドの確立

環境共生型観光の推進については、自然環境に配慮した安全性の高い高品質なエコツーリズムを推進するため、コーディネーター育成研修会、世界自然遺産登録などエコツーリズムに関する国内外の情勢や諸課題をテーマとした研究大会の開催等を通じて情報発信を行った。

また、環境負荷低減の取組指針が各市町村に必要であることから、市町村を対象とする説明会を開催し、環境保全のためのルール作りを促進した。さらに、自然環境等の保全に配慮した観光地づくりを強化するため、市町村が行う保全ルールの看板設置や保全ルールのパンフレット作成を支援した。

世界自然遺産登録を目指している国頭村、大宜味村、東村のやんばる3村においては、地域固有の資源を持続可能な形で活用した観光による地域振興を図るために、3村が一体となり「やんばる森林ツーリズム推進全体構想」を策定した。

さらに、観光客の増加に伴って顕在化した課題に対応し、世界水準の観光リゾートの形成を実現するためには、安定的かつ持続的な財源確保が求められることから、観光振興を目的とする法定外目的税導入に向けて取り組んだ。制度の導入に向けて、有識者及び観光関連団体等で構成する委員会を設置し、制度設計等について検討を重ねている。

沖縄独自の観光プログラムの創出については、観光客の平均宿泊日数や一人当たりの観光消費額向上のため、ボトムアップ対策として、開散期のイメージ改善に向けたプロモーション、モデル実証事業による商品造成を行ったほか、地域の観光を推進する県内観光協会へのアドバイザー派遣、市町村や関係団体等とのネットワーク構築、セミナーやワークショップ開催、人材育成等を行った。

また、観光客がダイビング等の観光サービスを安心して利用できるよう、経営者向けセミナーの開催及びガイドダイバー養成等の人材育成を行ったほか、世界的な博覧会を沖縄で開催し、外国人ダイバーの誘客に取り組んだ。さらに、着地型・滞在型観光の推進するため、沖縄が持つ様々な地域観光資源を活用した沖縄独自の観光商品（高付加価値型観光）の開発、着地型体験観光メニュー、外国人向けエンターテイメント、教育分野における新たな旅行プログラムの開発等を支援した。

これらの取組などにより、エンターテイメント創出・観光メニューの商品造成数（累計）は、平成29年度で113件となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

スポーツコンベンションの推進については、受入スポーツ施設の環境整備を図る必要があるため、芝生の専門的管理技術を有する人材を育成した。モデル事業や巡回支援事業により、各市町村等への芝生管理に対する認識の向上に努めた結果、グラウンド芝生環境は向上し、施設の充実を図ることができ、サッカーキャンプの誘致件数は、平成24年度の9件から平成30年度は過去最高の28件となった。

また、スポーツキャンプ等の誘致・受入れをワンストップで行う窓口として「スポーツコミッション沖縄」を設立し、各種相談や誘致活動を実施するなど、受入支援体制を強化した。これらの取組などにより、スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数については、平成29年度で実施件数が409件と現時点で目標値を上回り、県外・海外参加者数が1万1,789人と増加しており、目標値の達成に向けて順調

(2) 世界水準の観光リゾート地の形成 ア 國際的な沖縄観光ブランドの確立

に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
エンターテイメント創出・観光メニューの商品造成数（累計）	12件 (H23年度)	113件 (H29年度)	170件
スポーツキャンプ合宿の実施件数・県外・海外参加者数	228件 (H22年度:実施件数) 8,542人 (H22年度:県外・海外参加者数)	409件 (H29年度:実施件数) 11,789人 (H29年度:県外・海外参加者数)	400件 13,000人

（課題及び対策）

観光リゾート産業の更なる振興に向けては、沖縄の重要な観光資源である自然環境や「沖縄らしい」風景・景観の保全・再生を図りつつ、文化、スポーツ、医療・健康サービスを観光資源として利活用し、沖縄観光の魅力の再構築を図るなど、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めることが重要な課題である。また、観光消費額の向上に向け、滞在日数の延伸につながるメニューや高価格帯の観光商品の発掘・開発を促進する必要がある。

環境共生型観光の推進については、沖縄の貴重な自然環境と観光振興を持続的に両立させるため、沖縄独自の環境負荷低減の取組指針策定や、市町村や地域が主体となって行う自然環境等の保全に配慮した観光地づくりの強化が課題である。このため、自然環境の保全と持続的な利用を目的とした保全利用協定締結の普及に取り組むほか、観光面でのプロモーション支援等を実施する必要がある。

観光プログラムの創出については、観光客の平均滞在日数の延伸や一人当たりの観光消費額向上のため、多様な旅行ニーズに対応した着地型観光・滞在型観光の推進、広域周遊ルートの開発、沖縄型特定免税店制度の推進等に取り組む必要がある。

また、国内市場への多様な魅力の訴求や、欧米等リゾート需要の受入れ等のため、沖縄本島における取組に加え、自然、文化等多様な魅力を有する離島地域の活用に向けた離島の認知度向上と受入環境の整備を図る必要がある。

スポーツコンベンションの推進については、スポーツキャンプ等を誘致するため、受入スポーツ施設の充実やスポーツの種目・レベルに合わせた施設環境の整備を図る必要がある。また、沖縄におけるスポーツの企画、運営、宣伝、支援に係る人材育成などの受入体制整備も課題となっている。このため、質の高い競技環境にするための助言を行うスポーツ施設設備改善アドバイザーを派遣するほか、スポーツマネジメント人材の育成に取り組む必要がある。

このほか、「スポーツコミッション沖縄」や受入市町村と連携し、スポーツキャンプ・合宿が継続・発展して実施できるよう連携を強化する必要がある。

1
2 イ 市場特性に対応した観客活動の展開
3 (成果等)

4 人口減少社会を迎えた日本の社会構造の変化に適切に対応するとともに、成長著しいアジア諸国をはじめとした海外からの観光客を誘客するため、マーケティングに基づく国際観光ブランドの定着を図るとともに、戦略的なプロモーション活動を推進した。

9 国内誘客については、新たな観光需要の創出を図るために、季節ごとに観光誘客ターゲットを特定し、WEBや各種メディア、航空会社が持つ媒体を活用したプロモーション、航空会社と連携した路線拡大や需要喚起を目的とするイベント開催のほか、FAMツア（現地訪問視察）などの実施による観光商品の造成を推進した。また、直行便就航地を中心に、メディアやイベントを活用したプロモーションを展開し、地方路線の利用促進を図った。また、世界水準の観光リゾート地としてのブランドイメージを高めるため、これまで海外で活用してきた沖縄観光ブランドのキーワードである「Be. Okinawa」を国内においても活用し、イメージ動画の発信など、沖縄観光のブランド戦略を推進した。

リゾートウェディングについては、国内外でのブライダルフェアへの出展や広報媒体を活用した認知度向上及び潜在需要の掘り起こしを実施した。県内チャペル数の増加と相まって、リゾートウェディング実施組数は、平成23年の8,872組（うち海外256組）から平成29年には1万7,288組（同2,066組）となり、過去最高を記録した。平成28年度からは、ハネムーンやシニア世代の結婚記念旅行も対象を拡大したカップルアニバーサリーツーリズムを推進しており、国内外から幅広いカップルが訪れる旅行先としてのブランド力強化に取り組んでいる。

これらの取組などにより、入域観光客数（外国人除く）については、平成29年度には688.7万人に増加しており、目標値の達成に向けて、堅調に推移している。

修学旅行については、東京、大阪で商談会を開催するとともに、地方都市において説明会を開催するなど、沖縄への誘致活動を行った。また、新たな市場として、海外からの教育旅行誘致を目指し、アジア各国での現地セールス活動や、学校関係者のFAMツアを実施した。

これらの取組などにより、修学旅行者数については、平成29年は43.2万人と、国内の小中高校生徒数の減少や国内他地域の競合が激しくなる中において、基準値を下回っているものの、一定規模の実績を維持できている。

定着化を目指し、沖縄観光ブランドのキーワードである「Be. Okinawa」を活用したイメージ動画の発信など、沖縄観光ブランド戦略を推進した。

海外からの効果的な誘客活動の展開を図るため、日本政府観光局(JNTO)の海外事務所や各国観光協会、MOU（相互連携協定）を締結したシンガポールのチャンギエアポートグループとの連携を強化し、重点市場（台湾、韓国、中国、香港）や、戦略開拓・新規市場（東南アジア、北米、欧州、オーストラリア、ロシア）の旅行博において沖縄観光ブースを出展し、プロモーション活動を行った。

1 また、海外事務所や委託駐在員がウチナーネットワークも活用しつつ現地における経済情報やビジネスニーズ等を広く収集し、沖縄県内関係機関に対し情報提供・情報交換を行い、誘客可能性の高い国・地域を絞り、（一財）沖縄観光コンベンションビューローなどと連携し国際観光展に出演するなどの活動を展開した。これらの取組などにより、重点市場や戦略開拓市場（タイ、シンガポール等の東南アジア）において航空路線の新規就航及び既存路線の増便につながった。

さらに、欧米等からの誘客を強化するため、那覇空港の充実した国内・国際路線網を活用し、沖縄を拠点に日本やアジアでの周遊型旅行を提案する「国際旅客ハブ」構想を発表し、同構想に基づき航空会社と連携したプロモーションを実施した。

クルーズ船誘致については、船社訪問や展示会出展、ポートセールスなどを実施したほか、乗客の満足度向上を図るため、シャトルバス支援や受入団体への支援、歓送迎セレモニーの実施など、乗客のニーズに合った受入体制強化を推進した。その結果、寄港回数や入域乗船客数の増加につながった。

これらの取組などにより、外国人観光客数のうち空路来訪者数は、円安の継続により訪日旅行需要が高まったこと等も影響し、平成29年で170.0万人と平成23年度比で9.3倍に増加しており、目標値の達成に向けて着実に増加している。また、海路来訪者数についても、クルーズ船の寄港回数の増加により、平成29年度は99.3万人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

外国人観光客の満足度向上を図るため、多言語で観光案内等を行う多言語コンタクトセンターの運営や、飲食店や宿泊施設などのメニュー、ホームページ等の翻訳に係る費用の支援、緊急医療体制整備に係る医療通訳育成研修など、受入体制構築に係る取組を実施した。また、外国人観光客の急なケガや病気などの医療受診に対応するため、平成30年4月に24時間365日医療通訳サービスを多言語で対応するコールセンターを開設した。

これらの取組などにより、沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度（旅行全体の評価が「満足」の比率）は、平成29年度で84.8%となり、現時点で目標値を上回っている。

このほか、国内外の富裕層の獲得に向けては、誘致戦略を策定するため、富裕層旅行市場の実態や県内での受入状況についての調査を実施し、受入れに当たっての課題を抽出した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
入域観光客数(外国人除く)	522.6万人 (H23年度)	688.7万人 (H29年度)	800万人
修学旅行者数	45.2万人 (H23年)	43.2万人 (H29年)	45.2万人
外国人観光客数	30.1万人 (H23年度)	289.2万人 (H29年度)	400万人
(うち空港来訪者数)	18.2万人 (H23年度)	170.0万人 (H29年度)	200.0万人
(うち海路来訪者数)	11.9万人 (H23年度)	98.3万人 (H29年度)	200.0万人
沖縄旅行に対する外国人観光客の満足度(旅行全体の評価が「満足」の比率)	31.1% (H23年度)	84.8% (H29年度)	80.0%

(課題及び対策)

国内誘客については、我が国が少子高齢化の進行による人口減少社会へ突入したため、量的拡大は厳しさを増すものと想定される。沖縄観光のリピーター率は約85%と高く、一方で、沖縄を一度も訪れたことのない方々も多いことから、新たな観光需要を開拓する余地は十分残されている。このため、新規需要開拓に向けたプロモーション活動を展開するとともに、沖縄観光ブランドの「Be. Okinawa」を浸透させることにより沖縄観光のブランド化を図る必要がある。

海外誘客については、アジアからの観光客が増加傾向にあるが、欧米地域の観光客は全体の約2.5%にとどまっており、海外における沖縄の認知度は依然として低い状況にある。このため、市場ごとに認知度や直行便の有無等による優先順位を付け、効果的に戦略的なブランディング活動及びプロモーション活動を展開する必要がある。

また、「国際旅客ハブ」構想や拡大するアジアのクルーズ市場の拠点となるための「東洋のカリブ」構想を柱として、空と海の両方からの誘客を拡大するための取組を推進する必要がある。

国内外の富裕層の誘客に当たっては、富裕層市場における沖縄の認知度を高める取組と併せて観光関連事業者と連携し、質の高いサービスを提供できる体制を構築し、観光関連事業の高付加価値化につなげる取組を推進する必要がある。

目まぐるしく変化する多様な観光ニーズに対応するためには、プロモーションやマーケティングにおいてICTを活用し、観光情報の発信、観光客のトレンドや満足度の把握等に努めていくことが必要となっている。

ウ 大型MICE施設を核とした戦略的なMICEの振興
(成果等)

沖縄観光に”ビジネスツーリズム”という新機軸を打ち出し、ビジネス目的の来訪を促す観光施策を強化するとともに、ビジネスイベントを通じてアジアの活力を取り込む新たな施策を展開し、戦略的なMICE振興を推進することにより、国際的なMICE開催地としてのブランド確立を目指すための取組を行った。

マーケティングに基づくプロモーションの展開については、戦略的なMICE振興施策の推進を図るため、国内外のMICE市場動向調査や競合地とのマーケットリサーチを行い、M(Meeting) / I(Incentive) / C(Convention) / E(Exhibition/Event)ごとに重点誘致分野と重点取組事項を定めた沖縄MICE振興戦略を策定した。観光リゾート地としての優位性や県内の先進研究を踏まえ、沖縄が主催者にどのような価値を提供できるかを表現した沖縄MICEブランドを制作し、MICE開催地としての沖縄の都市ブランド力向上に取り組んだ。県外・海外市場における知名度向上や沖縄開催の魅力発信に向けて、MICE見本市・商談会への出展や誘致セミナーを開催したほか、FAMツアー(現地訪問視察)などによる誘致・広報事業を実施した。

主催者に対しては県民向け公開講座の開催を促し、MICEを通じた国際交流や最新研究分野の情報収集等社会的効果の創出に取り組むとともに、MICE主催者や参加者の満足度の向上図るために、シャトルバスや開催経費の負担軽減、空港等での開催歓迎支援メニューを提供した。また、歴史的建造物など会議・レセプションの開催場所として特別感や沖縄らしさを演出できる施設(ユニークペニー)、自然・文化・芸能など沖縄の魅力を生かした体験プログラム、沖縄オリジナルのMICE商品の開発を促進した。

1,000人以上のMICE開催件数は、県内最大のMICE施設である沖縄コンベンションセンターの稼働率が高く、大規模なMICE需要を取り込めていない状況が続いているため、平成29年において81件にとどまっている。

県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数については、国内からのインセンティブ旅行が増加したため、平成29年は25件となっており、目標値の達成に向けて前進している。

MICE開催による直接経済効果は、平成29年で228億円となり、目標値の達成に向けて徐々に増加している。

大型MICE施設の整備に向けては、早期の供用開始に向けて需要・収支見込みの精度向上に取り組んだほか、大型MICEエリア振興に関する協議会等を開催し、大型MICE受入環境整備に向けた港湾計画、都市計画及び交通計画の見直しに係る関係部局や地元自治体と情報共有等を行い、平成30年2月に港湾計画変更の公示が行われた。さらに、大型MICE施設への移動利便性向上に資する、道路整備事業の進捗状況の確認や利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた課題整理等を行った。

平成29年7月には、経済界・産業界・大学、MICE関連事業者、観光関連事業

1 者、行政機関、産業支援団体等の産官学で構成する沖縄MICEネットワークを設立
 2 し、MICE関連情報の発信、MICE誘致・受入れに関する総合支援機能、MICE
 3 を活用した産業振興への取組を行う体制を整備した。あわせて、MICE振興の意
 4 義や地域にもたらすメリットについて住民理解を促す県民及び事業者向け講演会や広
 5 報を行い、地域全体でMICEを歓迎する機運の醸成に取り組んだ。

7 MICEに関わる人材の育成・確保については、基礎知識の習得、誘致から開催ま
 8 での実践的なノウハウの習得など、事業者の段階に応じたセミナーを開催した。また、
 9 県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、M
 10 ICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
1,000人以上のMICE開催件数	—	81件 (H29年)	134件
県外・海外からの参加者が300名以上のインセンティブ旅行件数	—	25件 (H29年)	40件
MICE開催による直接経済効果	—	226億円 (H29年)	413億円

(課題及び対策)

24 プロモーションの展開については、国内外の各地域において、MICEの誘致競争
 25 が年々拡大している中、他の競合地と差別化を図り、国際的なMICE開催地として
 26 のブランドを確立することが重要な課題である。このため、本県に比較優位のあるI
 27 T、物流、MRO等の分野で「アジアの橋頭堡（ビジネスのジャンプ台）」としてビ
 28 ネスネットワークの拡大に取り組むほか、企業のCSR活動につながるMICEコ
 29 ンテンツの開発など、欧米等を中心に高まっている高次元のニーズに応えていく必要
 30 がある。

32 大型MICE施設の整備に向けては、アジアを中心としたMICE開催需要が増加する
 33 一方、既存施設では機能・規模不足で対応できず、機会損失が発生していることか
 34 ら、大規模展示場等を備えた大型MICE施設の整備を着実に推進する必要がある。
 35 また、大型MICE施設の整備や安定的な運営に向けては、空港や宿泊施設からの交
 36 通利便性を確保するとともに、周辺エリアに宿泊施設・商業施設等を誘致する必要が
 37 ある。さらに、大型MICE施設を核として創出された賑わいを、東海岸サンライズ
 38 ベルト一帯に連鎖させる必要がある。

40 MICEに関わる人材については、県内にはMICE専門の事業者が少なく、多様
 41 なニーズに対応できる人材の育成・確保が課題となっている。このため、MICEの
 42 開催・運営を担う事業者の高度化を図るとともに、県民や学生、企業等を対象とした

1 普及イベント等の啓発活動や基礎知識を習得するための基礎講座を実施し、MICE
 2 ビジネスに取り組む幅広い民間事業者を発掘・育成する必要がある。
 3 また、MICE誘致や開催支援の中心的役割を担う（一財）沖縄観光コンベンション
 4 ビューロースタッフのスキル向上やより実践的なプログラムにより、高度専門人材
 5 の育成に取り組む必要がある。

エ 観光客の受け入れ体制の整備

(成果等)

9 世界水準の観光地としてふさわしい舞台づくりを推進するため、交通基盤の整備に
 10 よる観光客の移動の円滑化、観光まちづくりの推進、観光関連施設の集積や公共施設
 11 の一体的・重点的な整備、ユニバーサルデザインの推進、県民のホスピタリティの向
 12 上等に努めた。

14 那覇空港における旅客ターミナルの整備については、平成25年度に国際線旅客ター
 15 ミナルビルを供用開始し、平成28年度には国際線利用者等のバス駐車場やモノレール
 16 駅までの移動利便性向上のため、立体連絡通路を整備した。さらに、平成30年度に際
 17 内連結ターミナルビルを供用開始したことで、それまで別棟だった国内線、国際線、
 18 LCCの旅客ターミナル施設が一体化され、施設の機能及び利便性が大幅に向上了
 19 た。これらの取組などにより、那覇空港の年間旅客者数は、近年のアジアからの急激
 20 な観光入城客数の伸びや、LCC路線の就航などもあり、平成29年度で2,116万人と
 21 なり、目標値の達成に向けて着実に増加している。

23 那覇港については、港湾の安全性・快適性・利便性を確保するため、泊ふ頭8号岸
 24 壁における旅客ターミナル及びボーディングブリッジの整備や新港ふ頭9号岸壁（貨
 25 物岸壁）における大型クルーズ船受入機能の強化、船客待合所の耐震改修工事を行
 26 たほか、臨港道路新港1号線の整備、臨港道路清津線の整備を行った。また、国際的
 27 な海洋性リゾート地を形成するため、那覇港において、緑地の整備、クルーズ船で寄
 28 港した観光客に対する歓送迎セレモニーを実施したほか、本部港については国際ク
 29 ルーズ船が寄港可能な水深9.0mの耐震強化岸壁（延長L=220m）の整備等を、石垣港
 30 においては防波堤、岸壁の整備を、平良港においては耐震強化岸壁、ふ頭用地、臨港
 31 主路、緑地等の整備をそれぞれ行った。

32 本部港、平良港においては、国際旅客船拠点形成港湾に指定され、官民が連携し、
 33 クルーズ拠点の形成を図ることとしている。当該整備により、各園域における国際ク
 34 ルーズ船寄港回数及び旅客数の増加が図られ、地元への経済波及効果が期待される。
 35 これらの取組などにより、クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数（県全
 36 体）については、近年のアジアからの乗船客が大幅に伸びており、平成29年で寄港回
 37 数515回、海路客数38万8,300人と、目標値の達成に向けて着実に前進している。ま
 38 た、那覇港の年間旅客者数は、クルーズ船乗船客数の増加により、平成29年で165.7
 39 万人となっており、現時点で目標値を上回っている。

40 臨港交通基盤の整備については、平成27年3月に豊見城東道路が全線開通となっ
 41 たことにより、那覇空港と本島内の観光地のアクセス性が向上した。現在、那覇空港と

沖縄自動車道を連結するための小林道路の整備が進められている。

二次交通機能については、レンタカー対策として、那覇空港からレンタカー営業所までの路線バス運行実証調査を行い、民間の自走化につなげたことにより、那覇空港の接車帯における混雑緩和が図られた。

観光まちづくりの推進については、離島観光のイメージを高めるため、宮古・石垣・久米島の離島空港において、草花による緑化を行い、花で彩られた空港の景観形成に取り組んだ。

外国人観光客の受入体制については、県内ホテル、コンビニ及び大型ショッピング施設等の決済インフラ整備（海外カード対応ATM及び外貨両替機の導入）支援を行ったほか、観光事業者等に対して通信インフラ整備（Wi-Fi機器の導入）を支援した。案内標識の設置に当たっては、道路案内標識の表示内容を点検し、国・県の道路管理者等による沖縄ブロック標識適正化委員会を開催し、積極的に情報提供、共有を図った上で、計画通りに案内標識を設置した。

このほか、中高年や外国人等に対応するため、観光関連事業者等を対象としたパリアフリーセミナーを開催しパリアフリーを推進するとともに、観光地等の外国语表記を統一する「沖縄県における多言語観光案内サイン翻訳ルール」の策定など、市町村が行う多言語観光案内サインの整備を支援した。

これらの取組などにより、外国人観光客の満足度（案内表記）については、平成29年度は75.5%となり、基準値より前進しているが、目標の達成に向けて施策の一層の推進が必要である。また、外国人観光客の満足度（両替利便性）については、平成29年度で70.5%と向上しており、現時点で目標値を上回っている。

このほか、国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備を促進するため、観光地形成促進地域制度を含めた「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ窓口」を活用し、経済団体や個別企業等へのきめ細かな周知活動を行った。

ホスピタリティの向上については、多様化する観光需要に対応するため、新たな観光資源を活用した観光メニュー造成のためのアドバイザー派遣、セミナー開催等を行い、地域における観光メニューの充実を図った。また、安全・安心・快適な観光地の形成に向けた官民一体の取組として、「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理実行計画」を策定するとともに、セミナー、ワーキングショップ等の開催、地域・事業者等の取組支援を行った。さらに、観光客を受け入れる県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させるため、県民が異文化等への理解を深め、外国人観光客をうとういむち（おもてなし）の心でお迎えするプロジェクト「ウェルカムンちゅになろう」の取組を行い、めんそーれ沖縄県民運動推進協議会では、街の景観向上に向けたフローライルンドの推進や、クリーンアップキャンペーンを実施した。このほか、県民の観光・コンベンションの意識の高揚を図るために、「めんそーれ沖縄」県民宣言を策定し、県民への周知を行った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の年間旅客者数	1,423万人 (H22年度)	2,118万人 (H29年度)	2,123万人
クルーズ船寄港回数・海路による入域観光客数(県全体)	112回 116,400人 (H23年)	515回 888,300人 (H29年)	933回 2,000,000人
那覇港の年間旅客者数	59万人 (H23年)	165.7万人 (H29年)	123万人
外国人観光客の満足度(案内表記)	71.7% (H23年度)	75.5% (H29年度)	80.0%
外国人観光客の満足度(両替利便性)	52.9% (H23年度)	70.5% (H29年度)	70.0%

<課題及び対策>

那覇空港については、観光客の増大に対応できるよう那覇空港の第二滑走路や国際線と国内線の旅客ターミナルビルをつなぐ連絡施設の処理能力を最大限に活用する必要がある。

港湾については、大型クルーズ船に対応した岸壁や旅客ターミナルビルの整備等による安全性・快適性・利便性の確保、マリーナや人工ビーチ等の整備を始め、国際的な海辺リゾート地にふさわしいウォーターフロントの整備や憩いの場として隣接の創出が必要である。また、クルーズ船運行会社に対し、更なる寄港拡大に向けた分散化等の取組を働きかけるとともに、県内港湾における拠点化を推進する必要がある。さらに、クルーズ利用客が県内市町村を周遊することができる観光ルートの開発及び利用を促進し、貸切りバスの稼働向上等を図ることにより、クルーズ観光による経済効果をより一層高める必要がある。

陸上交通基盤については、観光客の移動の円滑化を図るため、渋滞緩和や広域交流拠点と主要観光地との結節性向上に資する体系的な幹線道路網の整備や、自動車と公共交通、公共交通機関同士の結節機能を向上させ、定期定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成する必要がある。また、入域観光客数1,200万人の目標達成を見据え、増加傾向にある国内観光客と急激に増加している外国人観光客に対応するため、公共交通の利便性・満足度の向上を図るなど、二次交通機能の拡充に取り組む必要がある。

観光まちづくりの推進については、沖縄らしい風景づくり、憩いの場やレクリエーション施設の整備に加え、空港、港湾の緑化など、国際的な観光リゾート地にふさわしい観光まちづくりに市町村と連携して取り組む必要がある。

宿泊施設については、観光客数の増加とともに右肩上がりに増加してきたが、県が目標とする1,200万人の入域観光客が平均滞在日数4.5日を過ぎたためには、現状の宿泊容量では不足することが見込まれる。このため、客室単価を適正に確保しつつ宿泊

1 施設の供給量を着実に増加させていく必要がある。

2 人に優しい観光地づくりについては、中高年や外国人の観光客増大に対応するため、公共施設や観光拠点施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などに取り組む必要がある。

3 外国人観光客の受入体制については、多言語表記による観光案内板の整備などが観光客数の拡大に追いついていないことや、国際的な観光地に比べ脆弱な決済インフラ、通信インフラの改善が課題である。このため、観光案内サインの整備やキャッシュレス化の促進に向けた取組を行うほか、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の環境整備を推進する必要がある。

4 ホスピタリティの向上については、観光客を受け入れる県内各団体のみならず県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させることが今後ますます重要となる。このため、「めんそ—れ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティの向上に努める必要がある。

オ 世界に通用する観光人材の育成

（成果等）

5 国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高めるための取組を行った。

6 観光人材の育成については、沖縄観光の満足度を高めるため、（一財）沖縄観光コンベンションビューローが設置している観光人材育成センターにおいて、接遇、歴史・文化講座等の基礎セミナーを出前講座形式で実施した。また、観光関連企業が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。これらの取組などにより、観光人材育成研修受講者数については、平成29年度で2,262人となり、現時点で目標値を上回っている。

7 通訳案内士の育成については、沖縄振興特別措置法により定められた沖縄特例通訳案内士を育成するため、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。これらの取組などにより、地域通訳案内士登録者数（累計）は、平成29年度末で652人となっており、目標値の達成に向けて着実に前進している。外国语対応能力に対する外国人観光客の満足度は、基準値から20.1ポイント上昇し、平成29年度で60.3%となり、現時点で目標値を上回っている。

8 このほか、次世代を担う児童生徒に対し、沖縄における観光産業の重要性について理解を深め、魅力ある職業の一つとして認識を促していく必要があることから、副読本として観光学習教材を作成し、県内小学校4年生に配布した。また、観光教育に取り組む学校等に対し、出前講座等の支援を行ったことで観光教育の推進が図られた。

1 施設の供給量を着実に増加させていく必要がある。

2 人に優しい観光地づくりについては、中高年や外国人の観光客増大に対応するため、公共施設や観光拠点施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化などに取り組む必要がある。

3 外国人観光客の受入体制については、多言語表記による観光案内板の整備などが観光客数の拡大に追いついていないことや、国際的な観光地に比べ脆弱な決済インフラ、通信インフラの改善が課題である。このため、観光案内サインの整備やキャッシュレス化の促進に向けた取組を行うほか、無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）の環境整備を推進する必要がある。

4 ホスピタリティの向上については、観光客を受け入れる県内各団体のみならず県民一人ひとりのホスピタリティ意識を高揚させすることが今後ますます重要となる。このため、「めんそ—れ沖縄県民運動」等を展開し、県民のホスピタリティの向上に努める必要がある。

オ 世界に通用する観光人材の育成

（成果等）

5 国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材を育成・確保し、国際観光地としての沖縄の評価を高めるための取組を行った。

6 観光人材の育成については、沖縄観光の満足度を高めるため、（一財）沖縄観光コンベンションビューローが設置している観光人材育成センターにおいて、接遇、歴史・文化講座等の基礎セミナーを出前講座形式で実施した。また、観光関連企業が実施するスキルアップや語学等の研修に対し講師派遣を行ったほか、語学にたけた人材確保への支援を行うとともに、経営者を対象としたセミナー等を実施した。これらの取組などにより、観光人材育成研修受講者数については、平成29年度で2,262人となり、現時点で目標値を上回っている。

7 通訳案内士の育成については、沖縄振興特別措置法により定められた沖縄特例通訳案内士を育成するため、一定の語学力を有するものに対して沖縄の地理、歴史、文化など通訳案内士に必要とされる基礎知識に加え、接遇や旅程管理等に関する研修を実施した。これらの取組などにより、地域通訳案内士登録者数（累計）は、平成29年度末で652人となっており、目標値の達成に向けて着実に前進している。外国语対応能力に対する外国人観光客の満足度は、基準値から20.1ポイント上昇し、平成29年度で60.3%となり、現時点で目標値を上回っている。

8 このほか、次世代を担う児童生徒に対し、沖縄における観光産業の重要性について理解を深め、魅力ある職業の一つとして認識を促していく必要があることから、副読本として観光学習教材を作成し、県内小学校4年生に配布した。また、観光教育に取り組む学校等に対し、出前講座等の支援を行ったことで観光教育の推進が図られた。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光人材育成研修受講者数	1,742名 (H24年度)	2,262名 (H29年度)	1,800名以上
地域通訳案内士登録者数（累計） ※平成29年は旧制度の「地域固定通訳案内士」と「沖縄特例通訳案内士」の登録者数合計	98名 (H23年度)	652名 (H29年度)	700名以上
外国语対応能力に対する外国人観光客の満足度	40.2% (H23年度)	60.3% (H29年度)	60.0%

（課題及び対策）

1 観光人材の育成については、アジア市場の動向を踏まえながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や国内外から訪れる観光客の多様なニーズに対応できる質の高い人材の育成を促進する必要がある。また、沖縄観光の満足度を高めるため、観光客に直接対応する観光産業従事者等の対応力向上を図るとともに、持続的な観光振興を担う経営人材の育成を図る必要がある。

2 観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、効率改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

3 外国人観光客への対応については、通訳案内士の不足に加え、ガイドニーズの多様化に伴う対応が十分でないことが大きな課題となっている。このため、地域通訳案内士の資格取得者に対するスキルアップ研修の実施や旅行業者等とのマッチング会の実施により、就業機会の確保を支援する必要がある。

カ 廉價間連携の強化

（成果等）

4 農林水産業、製造業、情報通信関連産業、健康・医療関連産業など他産業との連携を強化し、沖縄観光の更なる魅力の向上を図るとともに、他産業への経済波及効果を高めるための取組を行った。

5 観光リゾート産業と多様な産業との連携については、直売所の活性化と観光産業の連携による県産食材の消費拡大を図ることを目的に、直売所からホテル・学校給食等への供給実証など、直売所とホテルや飲食店等が連携した取組を実施した。このことで、誘客や販路拡大へつながり、直売所売上高も順調に増加した。また、県産農林水産物の生産、流通又は販売に関わる人材に対して、販売方法や商品価値の伝え方等のスキルを習得するための地産地消コーディネーター養成講座等を実施し、地産地消推進のための人材を育成した。

観光土産品の開発・販売促進については、リピーターや外国客などターゲットを明確にしたニーズの把握に努めるとともに、地域資源を活用した付加価値の高い商品、沖縄らしさを表現したデザイン、機能性や時代性を取り入れた感性型製品等の開発に取り組む県内事業者を対象に支援を行った。また、魅力的な商品開発のための研修や販路開拓、商品開発に必要な機材整備等の各種支援を実施し、新商品の完成や新たな販路獲得、国際認証取得等につながった。さらに、観光客による県産食材・県産品の消費拡大を図るため、飲食店と連携したキャンペーン、物産PR・販売イベント等を実施した。

観光客一人当たりの土産品等購入費は、外国人観光客数及び外国人観光客一人当たりの購入費の増加により、平成29年度は1万7,320円と基準値より増加しているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。宿泊業（飲食部門）における県産品利用状況は、観光産業や観光・物産イベント等における地産地消・県産品の利用促進に取り組んだが、価格や安定供給の面から利用が進まず、基準値を下回って減少しており、より一層の推進が必要である。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
観光客一人当たりの土産品等購入費	16,520円 (H23年度)	17,320円 (H29年度)	21,000円
宿泊業（飲食部門）における県産品利用状況	42.8% (H21年度)	37.8% (H29年度)	50.0%

（課題及び対策）

観光に関する実態調査については、観光客や観光産業における現状や課題等を的確に把握し、より良い政策立案等につながるよう、新たな調査手法等の検討を行う必要がある。また、新たなビジネスモデルの実証実験やビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整える必要がある。

観光リゾート産業の更なる高度化に向けては、ものづくり産業、農林水産業、情報通信関連産業等、多様な産業との有機的な連携を強化し、観光産業がもたらす県経済全体への波及効果を高めていく必要がある。

域内連携の促進については、観光業界における県産品の利用や地産地消の推進、県内事業者の活用などに取り組む必要がある。

観光土産品については、観光客に選ばれる魅力的な商品の開発・販売の促進や観光土産品の域内調達率の向上、各事業者の習熟度に合わせた支援が課題となっている。このため、沖縄らしさを感じられる地域特産品の開発やブランド化、農商工連携等を含めた事業者間の連携を促進し、産業間相互の振興に努める必要がある。また、アジア展開や外国人観光客等の増加を踏まえ、食嗜好やパッケージなど新たなニーズ・課題に対応した商品開発、デザイン開発等を取り組む必要がある。

体験型観光の推進については、グリーン・ツーリズム等を通じた、農山漁村地域と都市との地域間交流や農山村地域の所得向上等に向けた取組強化が必要である。

【主要な認定制度の成果等】

① 観光地形成促進地域

（目標及び概要）

国内外からの観光客の誘致、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を推進する制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域			
対象施設		①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設（県知事の指定が必要）		
国税		対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除する（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可）。		
優遇措置の概要		②不動産取得税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。		
地方税		③事業税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象施設を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象施設を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象施設に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。		
42		④固定資産税の免除 対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。		
43		⑤事業所税の軽減 那覇市において、対象施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1億円超の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。		

その他 ⑥融資

貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

※上記融資措置の内容は平成30年度末現在のものである。

※地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

税制優遇措置については、地方税を中心に適用実績が伸びてきている。

これまで教養文化施設（沖縄料理の調理体験施設）やスポーツ・レクリエーション施設（体育馆）等において税制優遇措置が活用されており、今後は販売施設や水族館等の新設において活用が見込まれている。

【表3-3-2-3】観光地形成促進地域における税制優遇措置の活用実績

(単位：件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額										
投資促進制度	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
不動産取得税	0	0	1	2	0	0	1	1	21	1	0.2	
確定実益税	1	3	1	3	1	1	2	1	6	15	7	15
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人住民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.3
合計	1	3	2	5	1	1	3	2	8	36	10	19

*法人住民税は、投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税割部分が課税されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

法入住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）

その他の地方税は沖縄県調べによる実績値

これら優遇措置により、国内外からの観光旅客の来訪に資する観光関連施設の整備が促進されており、沖縄県の入域観光客数は順調に増加を続けている。平成29年実績では、入域観光客数が939万人となり、世界有数のリゾート地であるハワイ（平成29年の入域観光客数940万人）と肩を並べる水準にまで達している。

(課題及び今後の方向性)

観光客数は順調に増加している一方、観光客一人当たりの消費額及び平均滞在日数は伸び悩んでいる（それぞれ平成29年実績でハワイが19万9千円、8.94日、沖縄は7万3千円、3.66日）。

観光リゾート地としての国際競争力を一層高めるため、引き続き本制度を活用し、文化体験、スポーツ、健康及びMICE等の各種コンテンツに係る投資を促し、多様な観光需要を取り込んでいく。

魅力ある宿泊施設の増加が滞在日数の増加、観光消費額の増加につながることなどを踏まえ、対象施設の拡充など、観光の高付加価値化に向けた制度の見直しを検討する。

【表3-3-2-4】観光客1人あたり観光消費額の推移

(単位：円、%)

項目	純額	宿泊費	交通費		土産・買物費		飲食費		娯楽・入場料		その他	
			構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比		
年度												
24年度	57,459	18,310	27.1	9,847	14.6	18,002	23.7	14,336	21.3	7,206	10.7	1,757 2.6
25年度	68,062	18,347	27.0	9,922	14.6	18,079	23.6	15,826	23.0	8,647	9.8	1,441 2.1
26年度	74,620	22,317	30.0	10,897	14.6	18,378	22.0	16,830	22.6	8,604	8.9	1,476 2.0
27年度	75,851	23,217	30.6	10,298	13.6	17,149	22.6	16,791	22.1	8,986	9.2	1,440 1.9
28年度	75,277	22,765	30.2	10,350	13.7	16,436	21.8	16,711	22.2	8,667	8.9	2,367 3.1
29年度	72,853	22,299	30.6	8,861	13.5	17,320	22.8	15,304	21.0	6,271	8.6	1,827 2.8

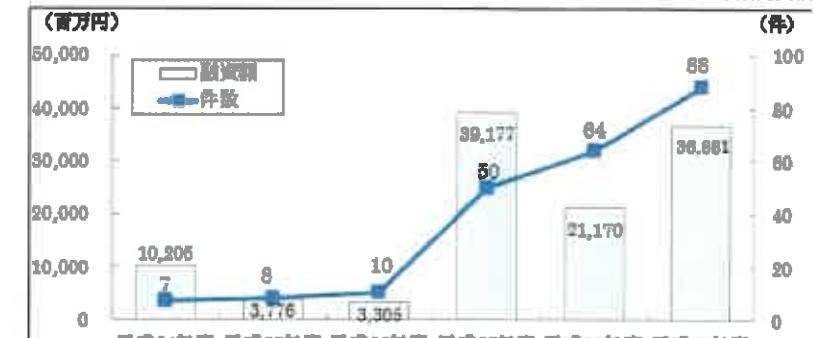
※四捨五入のため、総額が一致しない場合がある。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成29年版 観光要覧」

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において、又は沖縄県の観光関連施策に基づく整備地域にて、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄観光リゾート産業振興貸付）を整備している。平成27年度に創設した本制度は、これまでの制度（沖縄観光・国際交流拠点整備貸付）を再構築し、従来の大型施設整備事業者に対する資金供給に加え、観光リゾート産業の量的拡大・高付加価値化に取り組む中小・小規模事業者へ支援を拡大している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計227件、1,145億1400万円が活用されており、本制度については、県の観光施策推進に寄与している。

【図表3-3-2-5】沖縄振興開発金融公庫の沖縄観光リゾート産業振興貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

1
2 (2) 沖縄型特定免税店制度

3 (目標及び概要)

4 沖縄におけるショッピング観光の魅力を向上させ、観光競合地との優位性を確保する
5 ことで観光客の誘致拡大と観光収入の増加を図るための制度として創設された。

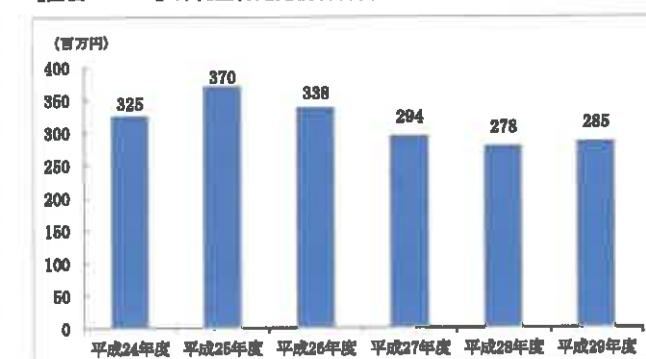
6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40	<p>優遇措置の概要 (関税の免除)</p> <p>沖縄県から出城する旅客が個人的用途に供するために特定の販売施設において輸入品を購入し、当該旅客により携帯して沖縄以外の本邦の地域へ移出されるものについては、その引き取りに係る関税が免除される（ただし、免税適用は購入額20万円まで。）。</p> <p>特定の販売施設</p> <p>1 空港内の旅客ターミナル施設又は港湾内の旅客施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <p>2 観光地形成促進地域内で以下の要件を満たす特定販売施設（内閣総理大臣が関係行政機関の長に協議して指定する部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特定小売施設及び特定飲食施設及び付帯施設（観光に関する情報を提供する施設等）が一体的に設置される施設 (2) 小売業、飲食業の業務を行う事業者が特定小売施設及び特定飲食施設を設置すること (3) 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積の合計がおおむね2千平方メートル以上 (4) 専ら免税物品を販売する店舗の床面積の合計がおおむね1千平方メートル以上 <p>※特定販売施設（空港・港湾外店）に設置される店舗は、旅客ターミナル施設等との連携を図ることにより、当該旅客ターミナル施設等において物品の円滑な引渡しが確保できるものでなければならない。</p> <p>免税対象品目 輸入品（保証物品）全般</p>
--	--

※上記優遇措置の内容は平成30年度現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成24年度以降は、平成25年度の3億7千万円をピークに、毎年度3億円程度の関税
が免除されている。

【図表3-3-2-6】沖縄型特定免税店制度による関税免除実績



出典：沖縄県文化観光スポーツ部調べ

沖縄県文化観光スポーツ部実施の調査により、特定免税店来訪者とそれ以外の国内観光客の平均消費額（土産・買物費）を比較すると、特定免税店来訪者が年平均8,738円程度上回っている。

特に土産・買物費での大きな差が生じていることを踏まえれば、免税商品の購入が1人あたり消費額を押し上げていると推察される。

【表3-3-2-7】国内観光客1人あたり消費単価における特定免税店来訪者と全体平均との比較

項目	(単位：円)						
	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
免税店	総消費額	74,826	—	—	92,295	74,935	79,535
来訪者	(うち土産・買物費)	(22,184)	—	—	(26,828)	(20,685)	(22,961)
国内客	総消費額	68,006	67,323	72,613	74,083	74,763	72,284
平均	(うち土産・買物費)	(15,493)	(14,769)	(13,835)	(14,428)	(13,914)	(13,821)
差額	総消費額	6,817	—	—	18,212	172	7,251
	(うち土産・買物費)	(6,691)	—	—	(12,350)	(6,771)	(9,140)

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成29年版 観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

沖縄におけるショッピング観光の魅力を一層高めるため、出国者向けの空港型市中免税店に対する沖縄型特定免税店の優位性を高めるなど制度の拡充を検討する。

(3) 航空機燃料税の軽減措置

(目標及び概要)

航空機燃料税の軽減により路線の確保及び航空運賃の低廉化を図り、沖縄県における観光リゾート産業の振興や国際物流拠点の形成を推進するための制度として創設された。

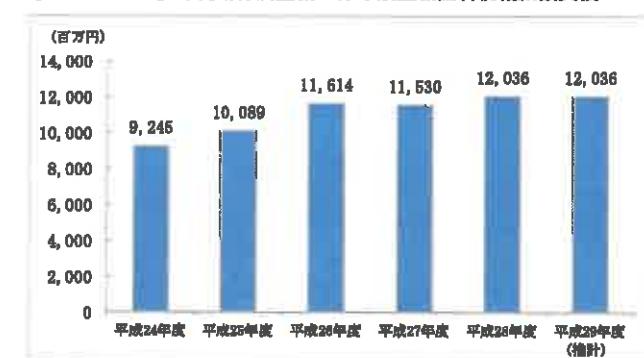
便通措置の概要 (航空機燃料税の軽減)	対象となる沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を、1キロリットルにつき9,000円に軽減する。 本則：26,000円/kL 全国特例：18,000円/kL（全路線） 全国特例：13,500円/kL（一部の離島路線） 沖縄特例：9,000円/kL
対象路線	1 沖縄島、宮古島、石垣島若しくは久米島と沖縄県の区域以外の本邦の地域との間を航行する航空機 2 沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機

*上記便通措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

沖縄路線の増加により軽減額も増加傾向にある。直近では120億円程度が軽減されており、沖縄振興税の中でも最も軽減額が大きい制度となっている。

【図表3-3-2-8】沖縄路線航空機に係る航空機燃料税軽減額実績



*平成29年度は沖縄県文化観光スポーツ部による推計値

出典：「観客統計」（国税庁）

航空機燃料税の軽減により、沖縄路線の旅客航空運賃の単価（円/km）は他路線と比べて低くおさえられており、観光客の誘致に資する制度となっている。

【表3-3-2-9】航空運賃（旅客）に対する影響

路線	区間距離	航空運賃	円/km
羽田ー那覇	1,687km	46,090円	27.3
羽田ー札幌	894km	37,790円	42.3
羽田ー福岡	1,041km	41,390円	39.8

(課題及び今後の方向性)

国内観光客のリピーター率が年々上昇しているため、新たな顧客層の開拓に向け、本制度をインセンティブとして離島と本土を結ぶ航空路線の拡充を促していく。

(4) 沖縄特例通訳案内士

(目標及び概要)

沖縄における観光ニーズの特殊性や外国人観光客の受入体制充実の重要性に鑑み、総合特別地域として指定を受けた地域と同様に通訳案内士等を補完するガイドの存在が必要であることから、総合特別地域における通訳案内士法の特例として同様の制度的に枠組みを構築することにより、通訳案内士等を補完しつつ全体として沖縄観光の振興を図る制度として創設された。

対象地域	沖縄県内全域
措置の概要	沖縄特例通訳案内士は、一定の研修を終了した者が認定を得て通訳案内を行うことが可能であるが、全国制度においては、資格の取得には試験の合格が必要とされている。
研修を実施する地域	沖縄本島地域、宮古地域、八重山地域
対象言語	英語、中国語、韓国語

平成30年1月4日に改正通訳案内士法が施行され、これまで沖縄振興特別措置法等の各種特例法等に基づき特例的に認められてきた地域ガイド制度が、全国的な統一制度「地域通訳案内士制度」として新たに創設されたことにより、沖縄振興特別措置法から沖縄特例通訳案内士制度に関する規定が削除された。

(活用実績及び効果)

外国人観光客の増加による通訳案内士の不足に対応するため、平成25年度から平成29年度までに、合計413人の沖縄特例通訳案内士を育成した。これにより、外国人観光客の量的拡大や、多様化・高度化するニーズに対する受入体制の強化が図られ、通訳案内士不足の解消に一定の成果を上げた。

また、沖縄限定通訳案内士は、沖縄の地理、歴史、文化、さらに産業、経済、政治といった分野に至る幅広い知識、教養をもって沖縄を紹介することで沖縄への理解を深めてもらう重要な役割を担っており、外国人観光客の満足度や再訪意欲の向上にも寄与した。

【表3-3-2-10】沖縄特例通訳案内士登録数の推移

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
英語	—	42	26	14	18	7	107
中国語	—	69	50	55	63	32	259
韓国語	—	18	11	5	7	6	47
合計	—	119	87	74	88	46	413

※平成25年度から育成研修を開始。

出典：沖縄県文化観光スポーツ部「平成29年版 観光要覧」

(課題及び今後の方向性)

未就業者が多いことや、改正通訳案内士法において無資格ガイドが解禁されたことに伴う観光の質の低下が懸念されることから、就労機会の確保のためのフォローアップ支援や、スキルアップ研修の実施により、資格の有効活用や無資格ガイドとの差別化を図る。

外国人観光客の増加と多様化するニーズに対応するため、地元関係団体との連携やテレビ、ラジオ、新聞等、メディア活用による広報活動を行い、全国制度を活用し人材の育成に取り組む。

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

(3) 情報通信関連産業の高度化・多様化

東アジアの中心に位置し、豊富な若年労働者を有するなど本県の特性を最大限に生かした、アジアにおける国際情報通信拠点“ITブリッジ”として我が国とアジアの架け橋となることを目指し、一括交付金（ソフト）等を活用して、各種施策を実施した。

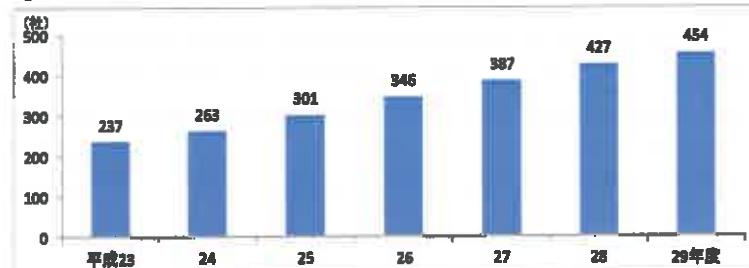
【「目標とするすがた」の状況】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、「県外から立地した情報通信関連企業数」が454社で基準年から217社増加、「県全体の情報通信関連産業の売上高」及び「県全体の情報通信関連産業の雇用者数」は、それぞれ推計により、4,361億円で879億円の増加、4万5,239人で1万3,394人の増加となっており、目標値の達成に向けて着実に増加している。

<目標とするすがたの状況>

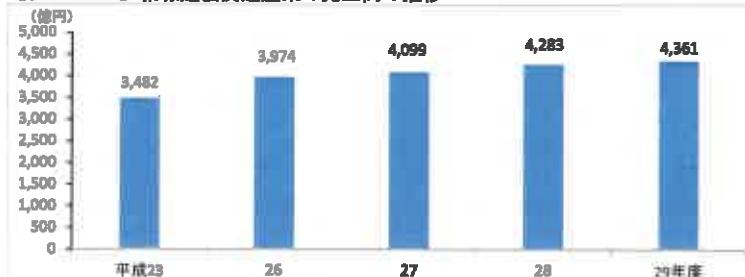
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状年)	R3年度の目標
情報通信関連企業の立地数の増加	237社 (H23年度)	454社 (H29年度)	350社
情報通信関連産業の売上高の増加	3,482億円 (H23年度)	4,361億円 (H29年度)	8,800億円
県内情報通信関連産業の雇用者数の増加	31,945人 (H23年度)	45,239人 (H29年度)	55,000人

【図表3-3-3-1】情報通信関連企業の立地数の推移



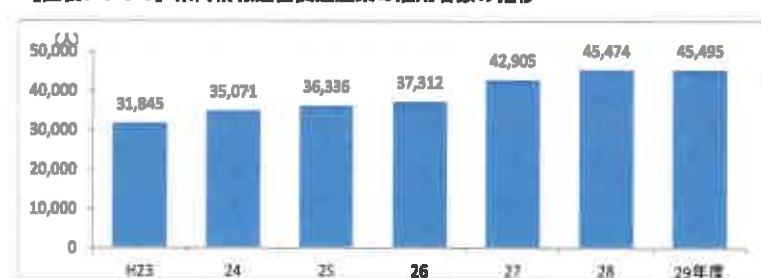
出典：沖縄県商工労働部

【表3-3-3-2】情報通信関連産業の売上高の推移



出典：沖縄県商工労働部 統計アンケート調査に基づく推計

【図表3-3-3-3】県内情報通信関連産業の雇用者数の推移



出典：沖縄県商工労働部 統計アンケート調査に基づく推計

情報通信関連産業の高度化・多様化については、アジアにおける国際情報通信拠点化に向け、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材・知識の集積を促進するとともに、産業の高付加価値化に取り組む必要がある。このため、沖縄IT特区を中核に国内外からの企業立地の促進、他産業と連携した新サービスの創出促進や海外展開の推進等による県内企業の高度化・多様化の促進、高度IT人材の育成など多様な情報系人材の育成・確保や、通信ネットワーク等の情報通信基盤の整備などを通じて、情報通信関連産業の高度化・多様化を図る必要がある。

ア 情報通信関連産業の立地促進

(成果等)

国内企業のみならずアジアなど海外からの企業及び人材の誘致・集積を推進するため、情報通信産業振興地域及び特区制度の利活用促進、情報通信関連企業の誘致に取り組んだ。

情報通信産業振興地域制度及び特区制度については、説明会や企業説明セミナーの開催、展示会への参加を通して周知活動を行った。これにより同制度の利用企業数は増加傾向にある。

情報通信関連企業の誘致については、企業の立地につながる情報収集や情報提供、国内外における企業説明セミナー等のプロモーション活動を行った。高付加価値の技術・サービスを提供する業種をターゲットとしたプロモーション活動を行った結果、本県のビジネス環境の認知度が向上し、コンテンツ制作業やソフトウェア開発業等の企業の集積が進んでいる。

これらの取組などにより、情報通信関連企業の立地数については、目標値の達成に向けて着実に推進している。一方で、立地企業による雇用者数については、立地する企業がコールセンター業等の労働集約型からソフトウェア開発業などの知識集約型にシフトしつつあることから、基準値より前述はしているが、年間の雇用者数の伸びは鈍化しており、目標の達成に向けて一層の推進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連企業の立地数	237社 (H23年度)	454社 (H29年度)	560社
立地企業による雇用者数	21,758人 (H23年度)	29,379人 (H29年度)	42,000人

<課題及び対策>

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくため、より一層の国内外の情報通信関連企業・人材の集積を促進することが重要である。

情報通信産業振興地域制度等については、更なる利活用促進に向けた行政間（国、県、市町村）の連携を図るとともに、効果的なプロモーションを継続展開する必要がある。

情報通信関連企業の誘致については、これまで豊富な若い人材を背景に雇用拡大を目的として誘致活動を進めてきたが、経済状況や労働市場の変化に伴い、大企業の機能移転や新ビジネス・新サービスを展開する企業を視野に誘致活動を展開する必要がある。このため、情報通信産業振興地域制度等や県内情報通信基盤の周知を強化するとともに、高度IT人材の育成、県内における国内外ビジネス交流拠点の形成に取り組む必要がある。

イ 県内企業の高度化・多様化

(成果等)

アジアのダイナミズムを取り込む流れを構築するため、県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動や、県内企業の高度化・多様化を促進する事業に取り組んだ。

県内情報通信関連企業の海外におけるプロモーション活動等への支援については、海外で開催される展示会やマッチングイベントへの参加機会の確保を始め、経営者の

派遣や海外企業の経営者招へいなどを通じた人的ネットワークの構築に取り組むとともに、海外市場をターゲットとした商材やサービスの開発に取り組む企業への支援事業を展開した。

これらを契機として、海外IT企業との業務提携や海外における法人設立などが進みつつある。

国際研究開発・技術者交流の促進については、本県に拠点を置く国際IT研究開発機関が行う研究開発等の活動を支援した。これにより、同機関が最先端の研究機関として国際的にも存在感を高めており、沖縄のITブランド力の向上につながっている。

これらの取組などにより、海外に法人を設立した県内IT企業数は、目標値26社に対し、平成29年度で10社となっていることから、目標値達成に向けて一層の推進が必要である。

県内企業の高度化・多様化支援については、モバイル機器検証拠点となる施設の整備やクラウドサービスに係る基盤整備等に取り組んだことにより、県内情報通信関連企業の高付加価値化が進んでいる。また、新たなビジネスモデルの創出を促進するため、観光や医療等の他産業の効率化・高度化に寄与するクラウドコンピューティング技術を活用したシステムやサービス等の開発を支援した。

また、IT活用による産業の成長戦略を構築し、県内産業全体の生産性と国際競争力を向上させるための司令塔となる「一般財団法人沖縄ITイノベーション戦略センター」の設立に向けた調査検討を行い、平成30年度に設立した。

これらの取組により、ソフトウェア業の1人あたり年間売上高については、平成29年度には1,319万円となり、目標値の達成に向けて着実に推進している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
海外に法人を設立した県内IT関連企業数	6社 (H23年度)	10社 (H29年度)	26社
ソフトウェア業の1人当たり年間売上高	853万円 (H22年度)	1,319万円 (H29年度)	1,450万円

（課題及び対策）

アジア経済戦略構想を踏まえ、早急にアジアのダイナミズムを取り込むため、県内情報通信関連企業の海外展開や更なる高度化・多様化を支援するアジア展開施策を強化し、推進する必要がある。

また、事業実施により得られたノウハウや県内情報通信関連企業のニーズを踏まえ、これまでに構築した人的ネットワークの拡充や活用方法、ハンズオン支援の方法等について検討し、企業の海外ビジネス展開をサポートする必要がある。

沖縄がアジア有数の国際情報通信ハブとして成長していくためには、国内外の企業、ビジネス、技術者等の集積・交流が活発となることが重要であり、国際会議、見

本市等の誘致・開催や国際的・先端的な研究開発を促進し、ビジネス環境の充実化を積極的に図る必要がある。

県内情報通信関連産業の高度化・多様化の促進については、従来の下請中心の受注型ビジネスモデルから、高付加価値の情報通信技術・サービスを提供する提案型ビジネスモデルへの転換が重要であり、そのための人材の確保・育成や研究開発等の取組を促進する必要がある。

近年、AI、IoT、ロボット等の新技術の活用による第4次産業革命の展開が、速いスピードでグローバルに展開している。県内においても、新技術を活用した産業の高度化、新ビジネス創出、利便性・効率性の高い社会システムの構築など、社会の様々な場面での新技術・イノベーションの効果的な活用(Society5.0の実現)を進めしていく必要がある。このため、Society5.0やデータ駆動型社会に耐えうる未来創造の情報産業インフラの整備や人材確保の検討を行う必要がある。また、沖縄ITイノベーション戦略センターの活用により、県内情報通信関連産業における新技術の導入やイノベーション創出を支援し、同産業の高付加価値化や新ビジネス創出等を促進するとともに、観光、ものづくり、農業、物流、各種サービスなど、様々な産業において新技術の活用を促進し、生産性の向上を図る必要がある。さらに、AI、IoT等の新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証試験、ビッグデータを活用したマーケティング等を円滑に実施できる環境を整え、国内外の先端的な開発プロジェクトや新ビジネス展開の動きを沖縄に取り込んでいく必要がある。

ウ 多様な情報系人材の育成・確保

（成果等）

人材育成については、高度IT人材の育成を始め、ソフトウェア検証人材の育成や将来のIT産業振興に資する人材の育成など幅広いIT人材の育成に取り組むとともに、企業において即戦力となるIT技術者を確保するための支援を実施した。また、本県とアジアのビジネスの架け橋となる人材の育成に取り組んだ。

高度IT人材の育成については、県内IT関連産業の授業を担う人材を育成し、付加価値の高い業務を受注する体制を構築するため、システム開発業務等の講座等を実施する団体を支援し、県内エンジニアの知識や技術力の高度化・強化を図った。

幅広いIT人材の育成については、日常の講義活動や企業フォローを通じて企業の人事ニーズを把握し、web開発やSEM(サーチエンジンマーケティング)技術、ソフトウェア検証、デジタルコンテンツ分野等の人材育成事業を実施する企業・団体を支援したことにより、業界での雇用が促進され、企業の集積に一定の効果があつた。また、情報通信関連産業全体の魅力を発信し、将来の産業の担い手となる人材の育成を育成するため、学校や企業、業界団体等と連携し、小中学生向けのワークショップや、高校生向けの授業を活用した出前講座の実施に取り組んだ。

県内IT企業向けのエンジニア確保支援については、UJITアーン希望者を対象とした専用サイトを開設・運用するほか、首都圏におけるマッチングイベントを開催し即戦力確保につなげる取組を実施している。

アジアと日本のビジネスを結びつけるIT人材の育成については、IT環境を備え

た研修施設であるアジアＩＴ研修センターを整備するとともに、アジア各国からＩＴ技術者や経営者等を招へいし、県内情報通信関連企業においてＯＪＴ研修を実施するなど人的ネットワークを強化した。

これらの取組などにより、情報通信関連産業の新規雇用者数の累計については、平成29年度で1万6,594人となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

ＩＴ関連国家資格取得者数の累計については、平成29年度で4,610人となっており、基準値より前進している。情報通信関連産業を取り巻く環境は変化が激しく、企業が求める人材も国家資格の枠組みにとらわれず多様であることから、国家資格取得へのニーズが低下していると考えられるため、本県では国家資格の取得に関する講座の他、県内情報通信関連企業のニーズに応じた多彩な講座の開催を支援しており、年間千人前後が受講している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
情報通信関連産業での新規雇用者数（累計）	2,200人／年（H23年度）	15,594人／年（H29年度）	23,000人
IT関連国家資格取得者数（累計）	791人（H23年度）	4,610人（H29年度）	8,000人

（課題及び対策）

全国的にＩＴ技術者が不足する中、本県においてもＩＴ技術者の不足が深刻な状況となっている。このため、ＵＪＩターンによる技術者の確保等、企業の人材確保の仕組みを構築する必要がある。

高度ＩＴ人材の育成については、高度技術系ＩＴ人材の育成に加え、経営人材やプロデュース人材の育成が課題となっている。また、育成には時間が必要であり、並行して即戦力となる人材の確保が必要である。

第四次産業革命（Society 5.0）の動きにより、将来的な高度ＩＴ人材の需要増加が見込まれるため、高度なＩＴスキルの習得支援等の取組強化が必要である。また、県内各産業で経営戦略や新技術導入等を決定する経営・企画関連人材においても、ＩＴ利活用の推進等に向けたセミナー等の実施や、これらの人材と先端ＩＴに関する人材、技術、アイデア等との交流機会の創出に取り組む必要がある。さらに、ＡＩ、ＩｏＴやロボット等の先端ＩＴ技術の利活用セミナー開催や、先端ＩＴ企業や研究機関との交流等を推進することで、これらの導入や利活用に必要な高度ＩＴスキル習得者の増加を図る必要がある。

幅広いＩＴ人材の育成については、教育機関との連携強化を通じて、ＩＴリテラシーの向上、エントリーレベルの人材育成等の幅広い取組を行い、情報通信関連産業を支える県内人材を充実させる必要があり、これらの実現のためには県民の情報通信

関連産業に対する理解や就業マッチングの働きかけも必要となっている。
多様なスキル習得の環境づくりに向け、オンライン教育システムの利用環境の整備、インターンシップや海外留学の受入機関の充実や支援体制の強化に取り組む必要がある。

ＩＴ人材の育成環境を強化するため、Ｅラーニング講座の充実を図る等、多様な学習環境づくりに取り組むこととしている。

ＩＴ関連国家資格取得者数（累計）については、企業ニーズを踏まえた人材育成事業において、ＩＴ国家資格の他、民間資格等の取得を支援する講座を実施しており、一定の効果を上げている。継続した支援することで、国家資格取得者の増加につなげる必要がある。

アジアと日本のビジネスを結びつけるＩＴ人材の育成については、アジアとの交流促進による海外ＩＴ人材の集積、国内外の県系人ネットワークの活用、ブリッジ（架け橋）となるＩＴ人材の確保・育成を図る必要がある。特に、国際的・先進的なＩＴビジネスの創出・誘致には、高度で実践的な技術を有するＩＴ人材が不可欠である。

アジア経済の動向を踏まながら、ビジネスチャンスをつかむことができるグローバル人材や県内の各産業を牽引する専門人材の育成を促進する必要がある。

エ 情報通信基盤の整備

（成果等）

情報通信関連産業の集積のため、国内外に向けた情報通信基盤の拡充、情報通信産業集積拠点「沖縄ＩＴ津梁パーク」の整備に取り組んだ。また、離島地域等の条件不利地域においては民間通信事業者による情報通信基盤整備が進まず、都市部との格差が恒常化することが懸念されることから、情報通信基盤の整備に取り組んだ。

国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、沖縄への立地を希望する情報通信関連企業等に対して、通信コストの低減化支援や、県内と国外を結ぶ既存海底光ケーブル（沖縄GIX回線）の活用を促進した。また沖縄GIX回線を超える、首都圏－沖縄－アジアを高速・大容量・低価格で結ぶ海底光ケーブル「沖縄国際情報通信ネットワーク」の整備に取り組み、平成27年度に供用開始した。

クラウドサービス提供に係る基盤整備については、県内のデータセンターを高速光回線で接続する「沖縄クラウドネットワーク」や、非常用発電設備や震災装置を備えたデータセンターの「沖縄情報通信センター」を整備した。また、「沖縄情報通信センター」、「沖縄クラウドネットワーク」及び「沖縄国際情報通信ネットワーク」の3事業をパッケージ化し、沖縄クラウド空間として企業誘致セミナー等で周知を図ったことで、他施策の効果も相まり立地企業が増加している。

これらの取組などにより、沖縄国際情報通信ネットワークの利用通信容量数については、平成29年度に101Gbpsとなっている。利活用は進んでいるが目標の達成に向けて一層の推進が必要である。

沖縄ＩＴ津梁パークについては、入居企業数が順調に推移しており、企業集積施設についても、企業誘致セミナー等でのプロモーションを通して、民間の資金やノウハウ

1 ウを活用する施設整備の事業スキームを広く周知したこと等により、平成29年度まで
 2 に3棟が供用開始されている。平成30年度には整備中であった2棟が供用開始しており、新たに1棟の整備に着手する。沖縄IT津梁パークには、平成30年9月末時点、
 4 ソフトウェア開発等の企業28社が立地しており、同施設の整備が情報通信関連企業の
 5 集積に一定の成果を上げている。

6 これらの取組により、沖縄IT津梁パーク企業集積施設数については、平成29年度
 7 に3棟となっている。施設の完成が遅れたことにより、基準値より前進はしている
 8 が、目標の達成に向けて一層の推進が必要である。

9 離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、都市部との情
 10 報格差是正や高度な情報通信技術の利活用環境の形成を図るために、沖縄本島と各離島
 11 を結ぶ海底光ケーブルの整備に取り組み、平成28年度に供用開始した。これにより、
 12 先島地区、久米島地区では既設ケーブルを活用して2ルート化することで、高度な情
 13 報通信基盤を構築した。また、離島及び過疎地域の市町村における超高速ブロードバ
 14 ンド環境整備を進めており、県内の条件不利地域においても高度な情報通信技術の利
 15 活用が可能となる基盤が整いつつある。

16 <主な成果指標の状況>

17 成果指標名	18 基準値	19 現状値	20 R3年度 目標値
21 沖縄国際情報通信ネットワークの利用 通信容量数	22 一	23 101[Gbps] (H29年度)	24 800[Gbps]
25 沖縄IT津梁パーク企業集積施設数	26 0棟 (H22年度)	27 3棟 (H29年度)	28 10棟

29 (課題及び対策)

30 国内外に向けた情報通信基盤の拡充については、新たに構築された国際海底光ケー
 ブルネットワークや沖縄クラウドネットワーク等の通信基盤を連携・拡充すること
 31 で、高速・大容量・低価格の情報通信ネットワークサービスを提供し、アジア有数の
 32 國際情報通信のハブ化を加速させる必要がある。

33 沖縄IT津梁パークについては、集積施設（利便施設等）を拡充する必要があるな
 34 ど、立地環境が課題となっている。このため、民間資金の活用により、利便施設等の
 35 整備を促進する必要がある。

36 離島地域等の条件不利地域における情報通信基盤の整備については、民間通信事業
 37 者による整備が進まず、都市部との情報格差が恒常化することが懸念されており、市
 38 町村等の関係機関と連携して整備を進める必要がある。このため、今後も計画的に、
 39 離島及び過疎地域の市町村における超高速ブロードバンド環境の整備に取り組む必
 40 がある。また、大東地区については、中継伝送路（海底光ケーブル）を段階的に整備
 41 し、ループ化による安定性を確保する等、情報通信環境の強じん化を図る必要があ
 42 る。

1 【主要な制度】

2 (1) 情報通信産業振興地域・特別地区

3 (目的及び概要)

4 成長着しい情報通信関連企業の沖縄県への集積及び情報通信関連産業の高付加価値
 5 化を促進することで、沖縄県における民間主導の自立型経済の構築を目指す制度とし
 6 て創設された。

7 対象地域	8 情報通信産業 特別地区	9 名護市、宜野座村、うるま市、浦添市、那覇市
10 情報通信産業 振興地域	11	12 上記5市村に加え、本部町、金武町、恩納村、読谷 村、沖縄市、嘉手納町、北谷町、宜野湾市、北中城村、 中城村、西原町、与那原町、南風原町、豊見城市、南城 市、八重瀬町、糸満市、宮古島市、石垣市
13 対象事業	14 情報通信産業 特別地区	15 【特定情報通信事業】 16 ①データセンター 17 ②インターネット・サービス・プロバイダ 18 ③インターネット・エクスチェンジ 19 ④バックアップセンター 20 ⑤セキュリティ・データセンター 21 ⑥情報通信機器相互接続検証事業
22 情報通信産業 振興地域	23	24 上記6事業に加え、 25 ①情報記録物（新聞、書籍等の印刷物を除く）の製造業 26 ②電気通信業 27 ③映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響によ り構成される作品であって録画され、又は録音される 28 ものの制作の事業 29 ④放送業（有線放送業を含む） 30 ⑤ソフトウェア業 31 ⑥情報処理・提供サービス業 32 ⑦インターネット付随サービス業 33 ⑧情報通信技術利用事業
34 優遇措置の概要	35 国税 (法人税)	36 ①所得控除 37 情報通信産業特別地区において新設された法人で、専 38 し特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものと 39 して沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新 40 設以後10年間、法人税の課税所得の40%を控除できる。 41 ②投資税額控除 42 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係 る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円 超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機 械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除でき る（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる 投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可 能。）。
	地方税	③不動産取得税 対象事業の用に供する設備であって、これを構成する

の免除	減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。
④事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5箇年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
⑤固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
⑥事業所税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
その他 ⑦融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

※地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

所得控除制度の活用要件となっている事業認定については、平成14年度の特区創設以降12年間認定実績がなかったが、平成26年度税制改正により対象事業の追加や必要従業員数等の要件が緩和され、徐々に認定企業が増加している。

【表3-3-3-4】情報通信産業特別地区における事業認定実績 (単位:社)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計										
認定法人	0	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	3

国税の優遇措置のうち、所得控除については事業認定が必要なため適用実績は僅少であるが、今後は認定法人数の増加に伴い適用実績も増加する見込みである。投資税額控除は毎年10件以上の活用があり、対象地域・特区内企業の設備投資のインセンティブとなっている。

また、地方税の優遇措置についても活用件数が年々増加傾向にあり、特に固定資産税の減免については年100件以上の活用実績があがっている。

【表3-3-3-5】情報通信産業振興地域における税制優遇措置の活用実績 (単位:件、百万円)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額										
所得控除	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	1
投資税額控除	11	853	11	680	13	693	15	860	21	709	17	538
事業税	11	115	11	148	15	218	11	247	11	211	16	83
不動産取得税	1	14	3	30	4	101	1	13	3	12	3	26
固定資産税	58	212	77	237	85	281	100	280	104	268	108	291
事業所税	2	1	2	1	3	5	3	6	3	5	9	5
法人住民税	12	148	11	118	13	120	16	118	21	91	18	69
合計	96	1,344	115	1,212	138	1,418	147	1,525	163	1,285	172	1,013

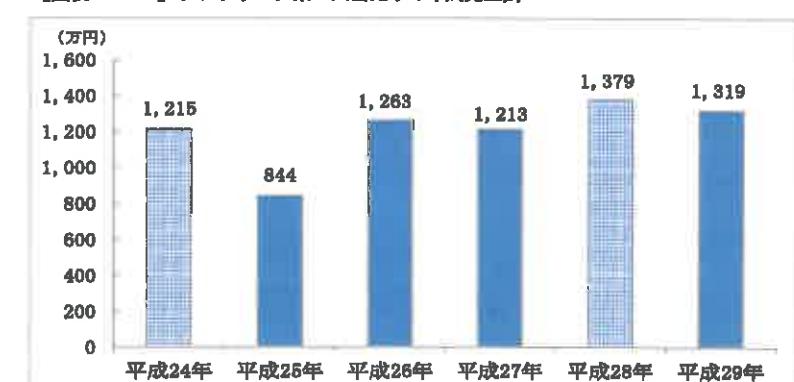
※法人住民税は、所得控除又は投資税額控除による法人税減額に連動して、法人税額部分が算出されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

※法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担抑制措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）その他の地方税は沖縄県調べによる実績値

これら優遇措置が沖縄県内への投資誘因となり、情報通信関連業の立地企業数とその雇用者数は着実に増加している（図表3-3-3-1、3-3-3-3参照）。また、設備投資等が情報通信関連産業の高度化等につながっており、情報通信関連産業の生産額も上昇している（図表3-3-3-2参照）。特にソフトウェア業一人当たりの年間売上高においては、平成25年から平成29年にかけて1.5倍以上増加した。

【図表3-3-3-6】ソフトウェア業一人当たりの年間売上高



出典：平成25年～27年及び29年は「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）

平成24年及び28年は「経済センサス-活動調査」（総務省）

※同統計は調査方法が異なるため、比較対象としては参考値である。

(概要及び今後の方向性)

ソフトウェア業一人当たりの年間売上高は増加傾向にあるものの、全国平均と比較すると直近5年間の各年において平均を下回る状況であり、引き続き産業の高度化に向けた取組が必要である。

変化の早い情報通信産業において、特定事業の専業要件等が制度のインセンティブを薄めている可能性がある。

「第四次産業革命」の進展というグローバル規模の潮流や、沖縄を「ビジネスの実験場」として位置づけている新沖縄戦略を踏まえ、AI、IoT等の先進的な技術を用いる企業の立地を促進する制度内容への拡充を検討し、産業の高度化・高付加価値化を一層推進する。

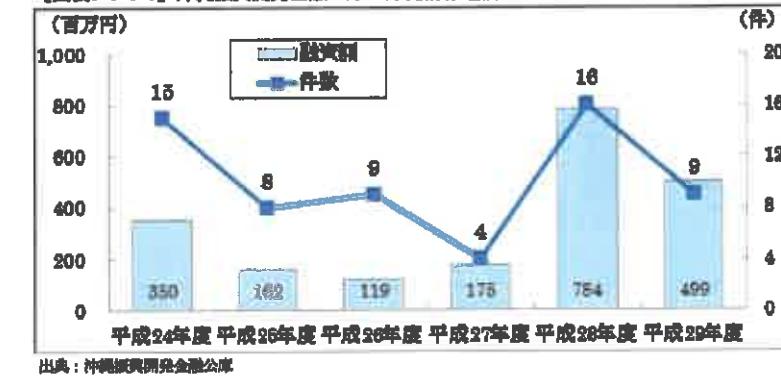
【図表3-3-3-7】ソフトウェア業一人当たりの年間売上高（全国平均との比較）



(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において情報通信産業振興地域内で情報通信関連事業を行う者及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行う者に対し、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（沖縄情報通信産業支援貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度の6年間で累計61件、20億8,900万円が活用されており、本制度は県の情報通信関連産業の振興を後押ししている。

【図表3-3-3-8】沖縄振興開発金融公庫の沖縄情報通信産業支援貸付による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

(4) アジアと日本の掛け橋となる国際物流拠点の形成
那覇空港の航空物流機能の更なる拡充及び那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、本県の国際物流機能を高めるとともに、これらの物流機能を活用した新たなビジネスを開拓する航空・臨港型産業の集積を図り、那覇空港・那覇港を基軸とする国際物流拠点を形成するため、各種施策を展開した。

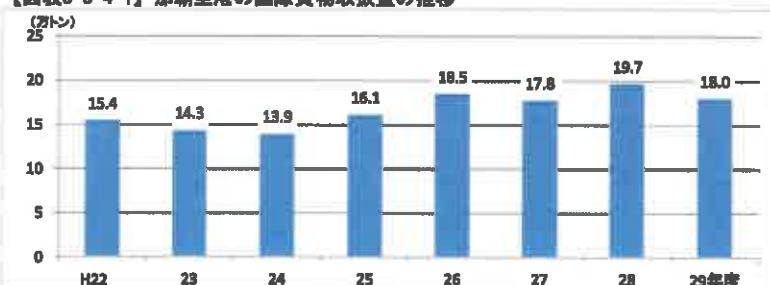
【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「那覇空港の国際貨物取扱量」は3.0万トン増加し18.0万トン、「製造品移輸出額（石油製品除く）」は48億94百万円増加し712億71百万円となり、目標値達成に向け前進した。また、「那覇港の外貿取扱貨物量」は、当初目指していた、中国を発着する北米・欧州航路の貨物を対象としたトランシップによる貨物増大が、中国の急激な港湾整備等世界情勢の変化により実現していないため、基準値から横ばいの120万トンとなっている。

<目標とするすがたの状況>

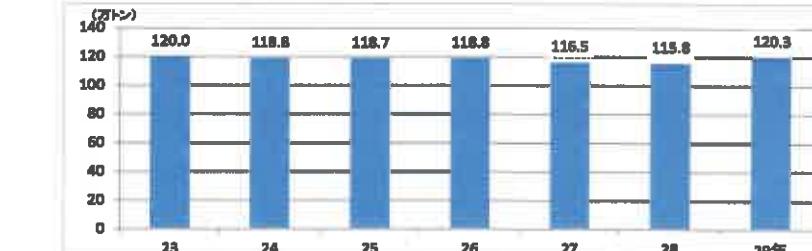
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状)	R3年度の目標
那覇空港の国際貨物取扱量の増加	15万トン (H22年度)	18.0万トン (H23年度)	40万トン
那覇港の外貿取扱貨物量の増加	120万トン (H23年)	120万トン (H28年)	342万トン
製造品移輸出額（石油製品除く）の増加	65,977百万円 (H22年度)	71,271百万円 (H28年度)	80,000百万円

【図表3-3-4-1】那覇空港の国際貨物取扱量の推移



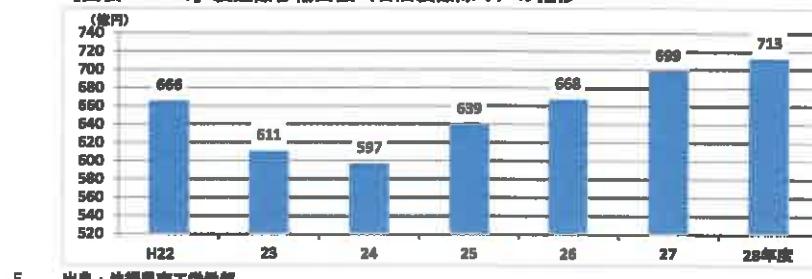
出典：国土交通省

【図表3-3-4-2】那覇港の外貿取扱貨物量の推移



出典：那覇港管理組合

【図表3-3-4-3】製造品移輸出額（石油製品除く）の推移



出典：沖縄県商工労働部

アジアと日本の掛け橋となる国際物流拠点の形成に向けては、那覇空港の航空物流機能の更なる拡充や那覇港・中城湾港の海上物流機能の強化等により、東アジアの中継拠点として本県の国際物流機能を高めるとともに、この物流機能を活用した新たなビジネスを開拓する航空・臨港型産業の集積を図る必要がある。

このため、空港・港湾の国際物流機能の強化を推進するとともに、航空・臨港型の集積促進、県内事業者等による海外展開の促進に取り組む必要がある。

ア 空空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成

(成果等)

航空・臨港型産業の集積による国際物流拠点の形成のため、航空物流機能の強化、港湾機能の強化、企業集積施設の整備を図るとともに、航空・臨港型産業の集積促進に取り組んだ。

航空物流機能の強化については、国による那覇空港滑走路増設整備が、環境影響評価法に基づく環境アセスの手続を終え、平成26年1月に公有水面埋立法に基づく埋立て承認を得るなど、令和2年3月末の供用開始を目指し、工事を進めている。また、那覇空港における国際航空貨物便の就航促進を図るために、国に対し着陸料等の軽減措置継続の要望を行い、適用期限が延長された。

これらの取組などにより、那覇空港の海外路線数（貨物便）は、基準値の5路線か

1 ら、平成29年度は11路線に増加しており、既に目標値を上回っている。

2 また、国内外の航空機整備需要の増大が見込まれること等を踏まえ、那覇空港内に
3 おいて航空機整備施設を整備し、平成31年1月から航空機整備専門会社による航空機
4 整備事業が開始された。本県では、航空関連産業クラスターの形成に向け、関連する
5 産業の誘致を図っている。あわせて、人材育成については、沖縄工業高等専門学校に
6 おいて、今後、本格的な航空機整備施設の稼働による航空機整備需要の高まりを踏まえ、
7 平成27年度より国立高専初となる「航空技術者プログラム」を新規開設しており、航空関連産業に従事する技術者の人材育成が期待されている。

8 港湾機能の強化については、国際流通港湾としての那覇港の機能充実を図るため、
9 平成26年から平成27年に、ガントリークレーンを2基増設した。これにより2隻同時
10 搾岸時にも一般的なサービス水準による施設提供が可能となり、荷役時間が短縮され
11 た。また、那覇港総合物流センターについては、那覇港において集貨・創貨を促進す
12 ることによる取扱貨物量の増加を目指し、物流の高度化を図るとともに、流通加工等
13 の新たな価値を生み出す付加価値型産業の集積を図るために、令和元年5月に供用を開
14 始した。今後、更なる輸出貨物の増加に向けて、第2期・第3期の物流センターの整
15 備に向けて検討を進めているところである。また、片荷輸送の解消及び輸出貨物量増
16 加に向けて、那覇港から貨物を輸出する荷主を対象に、海上輸送費の一部を支援する
17 実証実験を行った。このことなどを契機として民間企業の業務提携がなされ、那覇港
18 から世界各国への輸出が可能となる台湾との定期航路が開設された。また、新規の国
19 際航路を開設する外航船社に対して、費用の一部を支援する実証実験を行った。この
20 ことなどにより、既存航路の再編による那覇と香港を直接結ぶ新規航路が開設され、
21 これまで4～7日程度要していた輸送日数を、2日程度にまで短縮した。

22 中城湾港の整備については、上屋建築工事を行い一時保管及び荷さばき場不足の解
23 消、産業支援港湾としての機能の向上が図られた。また、鹿児島航路の実証実験を
24 行った結果、固定荷主が付き、平成27年4月には実証実験に協力した船会社が定期運
25 航を開始した。さらに、京阪航路の定期航路化を目指し、平成29年8月から、実証実
26 訓を行っている。

27 企業集積施設の整備については、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区において、
28 ロジスティクスセンターを整備し、平成27年4月に供用が開始された。さらに、国際
29 物流拠点産業集積地域旧うるま地区において、平成24年度から、同地区内の用地取得
30 に要した経費への助成を行う支援制度導入とともに、平成25年度から平成29年度
31 の間に、賃貸工場を合計22棟整備した。これにより、企業の立地に係る初期投資の負
32 担軽減を図った。これらの取組などにより、国際物流拠点産業集積地域旧那覇地区及
33 び旧うるま地区における隣空・臨港型産業の新規立地企業数（累計）については、平
34 成29年度には82社が立地しており、雇用者数については、平成29年度に1,287人と
35 なっている。また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企
36 業の搬出額についても、立地が進んだこともあり、平成24年度の約98億円から平成29
37 年度の約196億円へと約2倍に増加した。

38 隣空・臨港型産業の集積を促進するため、企業誘致・海外展開支援、輸送コストの
39 低減を推進した。

4 企業誘致・海外展開支援については、国際物流拠点を形成し、企業の立地を促進す
5 るため、国内外において企業誘致セミナーを開催したほか、各種展示会への出展や小
6 規模説明会も開催し、その中で沖縄に関心を持った企業を招へいした視察ツアーや等を
7 実施した。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地割
8 度について、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置によ
9 る活用促進に取り組んだ。

10 輸送コストの低減については、企業の搬入搬出輸送費を助成しており、企業誘致の
11 インセンティブとなっている。また、港湾からの、輸出貨物やトランシップ貨物（積
12 替え貨物）を増加させるため、貨物を増加させる荷主や寄港する船主に対して、輸送
13 や寄港に要する費用の支援を取り組んだ。さらに、海外からの投資や企業誘致を促進
14 するため、県内の投資環境や企業情報、商習慣、ビジネスに関する法規制など、海外
15 企業が投資や立地を検討する際に必要となる情報について、ワンストップでサポート
16 する窓口を設置した。

17 これらの取組などにより、隣空・臨港型産業における新規立地企業数（累計）につ
18 いては、平成29年度には178社となっており、隣空・臨港型産業における雇用者数に
19 ついては、平成29年度に2,859人となっている。各種誘致施策等により基準値より前
20 進はしているが、割高な物流コストや産業用地の確保等課題もあるため、引き続き目
21 標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
那覇空港の海外路線数 (貨物便)	5路線 (H23年度)	11路線 (H29年度)	10路線
隣空・臨港型産業における新規立地企 業数（累計）	47社 (H23年度)	178社 (H29年度)	280社
隣空・臨港型産業における雇用者数	883人 (H23年度)	2,859人 (H29年度)	5,400人

（課題及び対策）

57 沖縄に競争力のある国際物流拠点を形成し、発展していくには、高いレベルのイン
58 フラ整備、空港と港湾の効率的な機能分担の実現、物流コストの低減など、国際物流
59 拠点としての空港及び港湾の機能を世界水準にまで高めていくことが重要な課題であ
60 る。また、今後拡大するアジア経済の成長、発展に対応するためには那覇空港、那覇
61 港湾の「拡張性」を抜きにして国際物流拠点は形成できない。このため、周辺の那覇
62 軍港、自衛隊基地及び那覇港エリア等の活用を含めた土地利用を検討する必要があ
63 る。

64 航空物流機能の強化については、滑走路増設事業の令和元年度末供用に向け、事業
65 が円滑に推進されるよう、本県においても引き続き諸課題について関係機関と協力し
66 取り組む必要がある。また、国際的な空港間競争の中で、那覇空港の国際貨物取扱量
67 を更に増大させ、競争力のある国際物流拠点を形成し発展させていくためには、物流

1 先進国と同等の物流コストの低減、国際物流ネットワークの強化に取り組むとともに
 2 に、空港の機能を世界水準に高めていく必要がある。国際物流ネットワークの強化に
 3 向けては、路線拡充及び新規路線の誘致のため、航空会社に対し、引き続き要請・誘
 4 致活動等の積極的な取組を行う必要がある。また、着陸料及び航行援助施設利用料に
 5 については、単年度の措置となっていることから、軽減措置の延長を要望する必要があ
 6 る。さらに、アジアのダイナミズムを取り込む国際物流拠点としての機能を拡充する
 7 ための必要な展開用地の確保に向けて取り組む必要がある。

9 航空関連産業クラスターの形成に向けては、まず起点となる航空機整備事業において、国内外の航空機整備需要を取り込む必要があることから、整備量の拡大を図るために海外エアラインを含めた新たな顧客獲得に向け、インセンティブの強化・創出等の支援に取り組む必要がある。また航空機整備関連のパーツや装備品の保管、修理を行う事業者等のニーズを把握し、必要な用地の規模についても情報を収集し、那覇空港及び那覇空港周辺用地の活用検討について、関係市町村と産業用地確保に向けた調整を図る必要がある。さらに、国家戦略特区制度の活用等、規制改革を推進し、競争力のあるクラスター拠点の機能強化を図る必要がある。あわせて、航空関連産業に関する企業の誘致や從事する人材育成等の強化のため、国内外の展示会への出展や各種イベント開催、プロモーション活動等を行うとともに、関係機関とも連携を図りながら航空関連産業を担う人材の育成に取り組む必要がある。

21 港湾機能の強化については、新たなリーディング産業として期待が高まる臨空・臨港型産業の集積を図り、国際物流拠点の形成を促進するため、関連施設の整備や物流機能の強化等により、海上輸送と航空輸送が連結したシーアンドエアの実現を目指す必要がある。また、課題となっている片荷輸送の解消や高い海上輸送コストの低減については、物流効率化のための施設整備や物流コストの低減などに取り組み、集貨・創貨による輸出貨物の増大を図る必要がある。さらに、船舶に係る安い公租公課及び各種規制緩和措置をもとに那覇港及び中城湾港において国際・国内航路のネットワーク拡充に取り組む必要がある。

29 那覇港においては、北米、台湾以外の国際航路が少ないため、航路拡充に向けて、関係機関と連携して外航航路誘致に必要な施策を推進する必要がある。外航船社の誘致のため、船社及び荷主への支援（寄港助成、トランシップ貨物への助成）について、引き続き取り組む必要がある。また、今後更なる輸出貨物の増加を目指し、第2期、第3期の物流センター整備等の取組を推進する必要がある。

34 また那覇港は、東アジアの中心に位置する優位性を生かすため、取扱貨物量が増大している高雄港（台湾）等のアジアのハブ港湾と連携することにより、中継拠点港（サブハブ）としての地位確立を図ることが重要である。このため、那覇港におけるガントリークレーンの増設等の港湾施設整備を進めるほか、総合物流センターはじめとする物流関連施設の整備を推進するなど、更なる港湾機能の向上を図る必要がある。また、国際コンテナターミナル等の物流機能の高度化を図り、RORO船とコンテナ船との内外貿トランシップの実現を推進する必要がある。

41 中城湾港・新港地区については、定期船航路拡充を始め、産業支援港湾としての港
 42 湾機能の向上を図り、那覇港との適正な機能分担を図る必要がある。

1 企業集積施設の整備については、国内を含めたアジア全体を市場とするバーチセン
 2 ターやリペアセンター、セントラルキッチン等の臨空・臨港型産業の集積に向け、老
 3 朽化し企業ニーズを満たせなくなった旧那覇地区1・2号棟を、企業ニーズに即した
 4 新たな機能（保冷・冷蔵倉庫）に対応できる高機能施設として再整備することで、輸送
 5 環境の充実や24時間運用の国際ハブ空港として必要な周辺環境を整備する必要があ
 6 る。また、国際物流拠点機能の拡充を図るために用地拡充や、米軍提供施設用地の使
 7 用などを円滑に進めるため、沖縄防衛局等をはじめとする関係機関と連携を図る必要
 8 がある。さらに、旧那覇地区物流施設整備に向けた検討及び関係機関等との調整に取
 9 り組む必要がある。賃貸工場の整備については、製造業及び関連産業の集積を促進す
 10 るため、これまで整備してきた賃貸工場の入居状況や、今後、本県への立地を検討し
 11 ている企業等の意見及び要望を踏まえた施設仕様を検討し、引き続き、整備を進め
 12 る必要がある。

15 企業誘致については、国際物流機能を活用し、アジア市場に向けて高付加価値製品
 16 を展開する企業を集積するため、先端技術を有する内外の製造業等を沖縄に引き込む
 17 戦略を検討し、企業誘致セミナーや視察ツアー等、プロモーション活動を行う必要が
 18 ある。また、企業の集積を促進するため、輸送コスト・雇用・設備投資に係る助成制
 19 度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制
 20 の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む
 21 必要がある。また、海外投資家等を対象とした相談窓口の設置や、県内企業と海外企
 22 業との経済連携を強化するための支援体制構築に継続して取り組むことで、日本とア
 23 バジアをつなぐビジネス交流拠点の形成を推進する必要がある。

イ 県内事業者等による海外展開の促進 (成果等)

27 県内事業者等による海外展開の促進については、海外における商談や見本市出展、
 28 プロモーション活動等に対する支援に加え、商品の輸出に係るコンテナ輸送費の支援
 29 等、総合的な支援を行うとともに、ジェトロ沖縄貿易情報センターと連携した県内企
 30 業の海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会等を開催した。また、海外事
 31 務所の設置や委託駐在員の配置を行うなど、県内事業者の海外展開等に係る支援を行
 32 った。これにより、香港や台湾では現地で開催される商談会等に県内企業が単独で
 33 参加するケースが増えており、香港等での知名度向上とASEAN・中国地域への販
 34 路拡大が進みつつある。さらに、世界最大級の市場である中国は参入障壁が高く、こ
 35 れまで県産品が本格的に輸出されることは少なかったが、トップセールスの実施や、
 36 百貨店での県産品プロモーション活動、広州や廈門における展示会出展等により、
 37 海外事務所と現地事業者との協働関係が促進された。

38 これらの取組などにより、製造品移輸出額（石油製品除く）については、平成28年
 39 度に761億4,000万円となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

41 農林水産物の販路拡大については、国内外における県産食肉の需要拡大とブランド
 42 力の強化として、香港において県産豚肉流通保管施設を設置・稼働するとともに、現

地のブランド推進員と連携し、香港のハイミドル量販店向けに豚肉の販促を実施するなど、県産食肉の輸出量の増加を図っている。また、香港やシンガポール、台湾等において、県産牛やモズク、沖縄黒糖など定番化や販路拡大の可能性の高い品目を中心に、海外見本市への出展サポートやマーケティング等に取り組んだ結果、商談成約や認知度向上につながった。

これらの取組により、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額については、平成29年度に26億2,200万円となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
製造品輸出額 (石油製品除く)	88,577百万円 (H22年度)	76,140百万円 (H28年度)	80,000百万円
沖縄からの農林水産物・食品の輸出額	1,683百万円 (H22年)	2,822百万円 (H28年)	2,836百万円

課題及び対策

国内市場が縮小傾向にある中、中国などアジア諸国の経済成長を取り込んでいくことが重要な課題となっている。

県内事業者等による海外展開の促進については、県産品の海外市場における知名度がいままだ高くないため、県産品ブランドの確立や、ブランドイメージの保護・活用と定番商品化に向けた取組が課題となっている。このため、引き続きジェトロ沖縄貿易情報センターと連携して、海外展開に取り組む県内企業を対象に、海外見本市への出展支援や商談会・ビジネス交流会開催等の支援を行う必要がある。また、引き続きフェア開催等とともに、商品輸送に係るコンテナ輸送費の支援を行うことで、商流と物流の両面から海外展開を促進する必要がある。

県内事業者等が海外展開に取り組む際、専門的知識を有する人材が乏しい状況にあるため、引き続き海外事務所等による補完・支援態勢の強化が求められている。このためジェトロ沖縄貿易情報センターとの更なる連携強化を図るとともに、沖縄と海外のネットワークにより沖縄が海外展開の橋頭堡となる「プラットフォーム沖縄」の構築に向けて、海外事務所の体制強化や新たな委託駐在員の配置を検討する。

県内の輸出商社や輸出事業者の販路拡大のため、他の都道府県産品と連携したジャパンブランドの活用により、沖縄県産品の認知度を高めていく必要がある。

農林水産物の販路拡大については、更なる輸出の拡大に向けて、県産農林水産物のブランディングにより価格競争に陥らないような需要を喚起するとともに、アジア市場において他県の農産物との競合が激化していることなどから、他産地との差別化を図る必要がある。このため県内事業者等の、マーケティング調査、プロモーションなどを支援することで海外販路拡大を促すとともに、海外市場のニーズ等を踏まえた県産農林水産物のブランディングによる差別化や、現地において常時県産品を取り扱う定番の販路先を拡大するための取組が必要である。

1 【主要な制度】

2 (1) 国際物流拠点事業集積地域

3 (目的と概要)

4 アジアの中心に位置する本県の地理的優位性を生かし、国際競争力のある物流拠点
5 の形成、及び物流機能を活用した高付加価値型のものづくり企業等の集積を図ること
6 で、民間主導の自立型経済の構築を図るために制度として、平成24年度に自由貿易地
7 域及び特別自由貿易地域を発展的に統合する形で創設された。

	対象地域	宜野湾市、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、 うるま・沖縄地区（中城湾沖新港地区）	
	対象事業 (国際物流拠点事業)	①製造業 ③こん包業 ⑤倉庫業 ⑦道路貨物運送業 ⑨卸売業 ②特定の機械等修理業 ④特定の無店舗小売業 ⑥航空機整備業 ⑧特定の不動産賃貸業	
		※上記のうち、①～⑨は「特定国際物流拠点事業」	
優遇措置の概要	国税 (法人税、所得税)	①所得控除	国際物流拠点事業集積地域において新設され、国の事業認定を受けた法人で、専ら特定国際物流拠点事業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から特別事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の課税所得の40%を控除できる。
		②投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100百万円超（建物等は1,000百万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。）。
		③特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100百万円超（建物等は1,000百万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	国税 (個人)	④選択課税制度	国による事業認定を受けた事業者で、税關長による保稅許可を受けた者は、特定の品目を除き、課税方法を原料課税又は製品課税から選択できる。
		⑤保稅許可手数料の軽減	国による事業認定を受けた事業者で、税關長による保稅許可を受けた者は、保稅設置場等の許可手数料が1/2に軽減される。
		⑥不動産取得税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000百万円超の場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以

1	2	内に当該家屋の建設に着手があった場合に限る。)に係る不動産取得税を免除する。
地方税	⑦事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
	⑧固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置は、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
	⑨事業税の軽減	那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
	その他 ⑩融資	貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。

*上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

*地方税については、条例を制定している自治体に限る。

(活用実績及び効果)

主務大臣（内閣総理大臣及び経済産業大臣）による事業認定については、保税蔵置場等の許可取得を要件としているが、製造業等において物流部門のアウトソーシングが進み、自社で保税許可を保有し続ける企業が減少したことに加え、事業認定による優遇措置の効果が小さいことから、結果として事業認定企業数が減少している。一方で、平成26年度税制改正により特別事業認定の要件が大幅に緩和されたことで、特別事業認定企業数は徐々に増加している。

【表3-3-4-4】国際物流拠点産業集積地域における事業認定及び特別事業認定実績
(単位：件)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	事業認定	特別事業認定	
新規	2	1	0	0	0	0	
失効	3	1	3	1	1	0	
累計	20	4	17	3	16	3	
平成27年度		平成28年度		平成29年度			
新規	3	2	1	0	2	2	
失効	4	1	2	1	2	0	
累計	15	4	14	3	14	5	

*失効には、「保税許可期間満了による事業認定の失効」や「事業認定の失効による特別事業認定の失効」、「期限到来による特別事業認定の失効」などが含まれる。

税制優遇措置のうち国税については、特に投資税額控除は活用実績の伸びが大きく、平成29年度には適用額が1億円に達した。所得控除についても、特別事業認定を受ける企業の増加に伴い活用実績が着実に増加し、平成29年度の適用額は2億円を超えている。

さらに地方税においても固定資産税の免除実績等が大きく増加しており、新規立地企業だけでなく既存企業の新たな設備投資にもつながっている。

【表3-3-4-5】国際物流拠点産業集積地域における税制優遇措置の活用実績

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	件数	適用額										
所得控除	1	16	0	0	2	18	3	72	3	98	4	216
投資税額控除	1	12	2	13	3	5	3	23	11	64	28	100
特別償却	0	0	0	0	0	0	2	41	2	14	6	187
事業税	4	2	4	1	4	1	4	8	5	10	10	15
不動産取得税	6	35	0	0	2	7	2	1	2	1	7	26
固定資産税	11	6	20	10	25	12	28	14	29	15	60	46
事業税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.3	2	0.4
法人住民税	2	3	2	2	5	2	8	7	16	12	38	25
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	25	74	28	26	41	45	50	166	69	214	155	615

*法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税額に連動して、法人税割部分が控除されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担低減措置等の適用状況等に関する報告書（総務省）」

個人住民税については把握できいため「-」とした。その他の地方税は沖縄県調べによる実績値。

1
2 国際物流拠点産業集積地域においては、那覇空港や那覇港の物流機能向上に加え、
3 本制度による優遇措置が後押しをすることで県外企業の進出が着実に進み、雇用も増
4 加している。

5 また、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区及び旧那覇地区内立地企業の経済活
6 動の状況を示す貸出額は、医療機器製造や産業機械製造分野において、独自技術と品
7 質の高さにより業界内で高いシェアを獲得している企業の立地が進んだこともあり、
8 平成24年の約98億円から平成29年の約196億円へと約2倍に増加した。

9
10 【図表3-3-4-6】国際物流拠点産業集積地域（うち、旧うるま地区及び旧那覇地区）に立地
11 する企業における貸出額の推移



26 出典：中城湾開発推進協議会

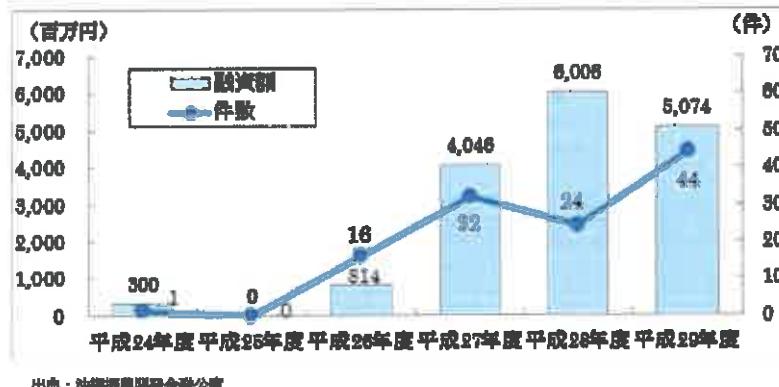
(課題及び今後の方向性)

27 製造業等においては物流部門のアウトソーシングが一般化しており、自社で保税許
28 可を取得・保有することが必ずしも物流量の増加に直結するわけではないことから、
29 企業が自ら保税許可を取得することを事業認定要件としているスキームの見直しを検
30 討する。
31 総合物流業や航空機整備関連業等についても対応できるよう、業界の変化等に即し
32 て制度の見直しを行い、国際物流拠点産業の集積を一層推進する。

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

33 沖縄振興開発金融公庫において国際物流拠点産業集積地域内で国際物流拠点産業事業を
34 営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等
35 特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計1
36 7件、162億4000万円が活用されており、本制度は、国際物流拠点の形成を支援している。

1
2 【図表3-3-4-7】沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸
3 付（国際物流拠点産業集積地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

(5) 科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成
沖縄の地域に根付き世界に開かれた“知の交流拠点”の形成を目指し、「健康・医療」と「環境・エネルギー」の分野を柱に、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等が核となり、様々な施策を通じて産学官が連携することにより、そこから生み出される研究成果等を活用して新事業・新産業を創出する国際的な「知的・産業クラスター」を形成するため、各種施策を実施した。

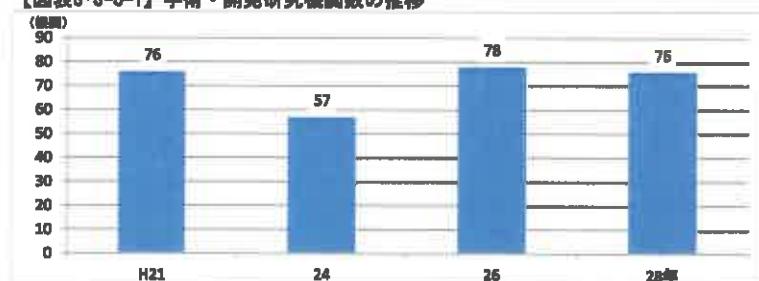
【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、「学術・開発研究機関」は基準年から横ばいの76機関となっている。「海外との研究ネットワーク」については基準年から34件増加して124件となり、既に目標値を上回っている。

<目標とするすがたの状況>

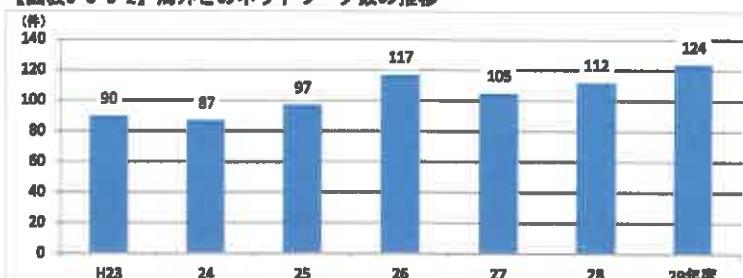
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
学術・開発研究機関の数	76機関 (H21年)	76機関 (H28年)	81機関
海外との研究ネットワークの拡大	90件 (H22年度)	124件 (H28年度)	110件

【図表3-3-5-1】学術・開発研究機関数の推移



出展：総務省「経済センサス基礎調査（平成21年、26年）、経済センサス活動調査（平成24年、28年）

【図表3-3-5-2】海外とのネットワーク数の推移



出展：沖縄県企画部

科学技術の振興と知的・産業クラスターの形成に向けては、最先端の研究開発に必要な施設・設備等の充実強化を図るとともに、国内外の研究機関や民間企業等の集積及び国際研究ネットワークの構築により、県内研究機関の活性化を推進する必要がある。また、科学技術を担う人づくりとして、優れた研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化や産業振興に結びつける専門コーディネータ、研究者などの人材育成に取り組む必要がある。

このため、研究開発・交流の基盤づくり、知的・産業クラスター形成の推進に向けた県内研究開発の活性化、研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化、科学技術を担う人づくりに取り組む必要がある。

ア 研究開発・交流の基盤づくり

(成果等)

研究開発・交流の基盤づくりのため、沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備、研究機関や企業の集積拠点整備、国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進に取り組んだ。

大学院大学の周辺環境の整備については、研究開発・交流の基盤づくりのため、大学院大学内のバス停整備や光ファイバーの整備など、交通基盤、情報通信基盤、生活支援環境等の整備を行い、外国人研究者等が快適に暮らせる居住環境や利便性の向上に寄与した。

これらの取組による生活環境整備等の効果もあり、自然科学系高等教育機関の研究者数については、平成23年の751人から、平成29年には871人と120人増加しており、現時点で目標値を上回っている。また、自然科学系高等教育機関の外国人研究者数については、平成23年の110人から、平成29年には235人へと125人増加しており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

研究機関や企業の集積拠点整備については、研究開発型ベンチャー企業や研究機関等が連携する研究開発や事業化のための中核施設として、平成25年に沖縄ライフサイエンス研究センターの供用が開始された。動物実験が可能な設備など研究基盤

の高度化を図ったこと、入居企業に対する高度な研究機器の操作指導や、県内外展示会における研究開発型企業等を対象とした誘致活動等により、入居率は順調に上昇している。

さらに、企業等が研究機器などを活用し健康バイオ関連の研究を行うインキュベート施設として整備された沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターについては、平成26、27年度に研究機器等を整備するなど、バイオ関連企業等の研究開発及び事業化に対する支援基盤を強化した。県内企業がセンターに設置された最先端の機器等を活用し高度な研究開発を行い、特許取得や新商品開発につながった。

またこれらの取組もあり、県内のバイオ関連企業数も順調に増加しており、一定の成果が生じている。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、海外との研究ネットワーク構築に向けて、県内のゲノム解析基盤（機器・人材等）など、沖縄の強みを生かし、感染症対策、先端医療及び生物資源利用の分野に係る4件の国際共同研究を支援し、平成29年度では国内外の大学、医療機関、民間企業等154機関（国内133機関、国外21機関）との連携強化が図られた。

また、ライフサイエンスやエネルギー、先端医療技術、感染症等をテーマにセミナー、シンポジウム等を開催したほか、県内で開催される国際会議への支援、科学技術系の展示会出展などにより、国内外に向けて県内高等教育機関等の研究成果が広く情報発信された。

自然科学系の国際セミナー等開催数については、平成23年の16件から、平成29年には56件と40件増加しており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	H23目標値
自然科学系高等教育機関の研究者数	761人 (23年度)	871人 (28年度)	863人
自然科学系高等教育機関の外国人研究者数	110人 (23年度)	235人 (28年度)	311人
自然科学系の国際セミナー等開催数	16件 (23年度)	56件 (28年度)	82件

（課題及び対策）

沖縄科学技術大学院大学の周辺環境の整備については、知的・産業クラスターの形成に向けて、国内外から優れた研究機関・研究者の集積を促すような魅力ある研究環境等を整備する必要がある。

研究機関や企業の集積拠点整備については、今後、増大が見込まれる研究開発型ベンチャー等が入居するインキュベート施設や、国際的な共同研究、产学官による共同研究等が行えるよう、計画的に研究施設の充実を図るとともに、企業の入居・定着に

向けた支援を行う必要がある。企業の入居・定着に向けては、入居者や関係企業等へのヒアリングや研究動向等を踏まえ、必要とされる機能の検討に取り組む必要がある。

国際的な研究交流及び研究者と地元との交流促進については、沖縄科学技術大学院大学等を核に、大学、県立試験研究機関、民間企業及びこれらの先端研究を支える企業等の集積を図り、国際的な研究拠点としての地位確立を目指して、国内・海外にあら研究機関との研究ネットワークの基盤を構築していく必要がある。

県内の高等教育機関等から生み出される研究成果を国内外へ発信していくための交流・情報発信の拠点の形成に取り組むとともに、研究途中のテーマについても進捗状況を公表し、県民が研究の方向性やプロセスを理解し、関心を高められるように広報戦略を工夫する必要がある。

イ 知的・産業クラスター形成の推進

（成果等）

知的・産業クラスター形成の推進に向けた研究開発の活性化のため、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等を核とした先端的な共同研究の推進、研究開発ベンチャー等による新事業の創出、先端医療技術の研究基盤の構築に取り組んだ。

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、県内大学等の研究シーズと県内外企業の研究ニーズとのマッチングによる共同研究の支援及び、沖縄のゲノム解析基盤（機器・人材等）を活用した、健康・医療向上及び生物資源利用の分野に係る研究開発等の国際共同研究事業、亞熱帯・島しょ地域に適した分散型エネルギーシステムの創生に向けた研究事業等に対して支援を行い、国内外の大手や研究機関等とのネットワークの充実・強化を図った。

研究開発ベンチャー等による新事業の創出については、大学等の研究シーズに基づく大学発ベンチャー企業を創出するため、中核技術の研究開発とビジネスモデル構築を支援した。バイオ産業分野においては、沖縄科学技術大学院大学との微生物を活用した産業排水の浄化技術の共同研究開発を行い、民間企業と県内研究機関の共同研究・交流が活発に行われるようになった。さらに、新たな産業を創出することが期待される中小・ベンチャー企業等による、研究開発・事業化の取組に対して、研究開発費の補助やハンズオン支援を実施した。

これらの取組により、県内大学発のベンチャー企業が設立されるなどの成果が現れおり、研究開発型ベンチャー企業数については、平成29年度には57社と、現時点で目標値を上回っている。

先端医療技術の研究基盤の構築については、先端医療技術・感染症に関する研究開発等の基盤構築に向け、大学や研究機関、民間病院等による共同研究事業に対する支援を行い、県外大学病院から核となる再生医療技術の技術移転を受けるとともに、研究ネットワークの充実・強化が図られた。また、再生医療製品の開発等に向けた企業

との共同研究のための拠点を整備するとともに、医療情報を集積し、データ分析することにより、ベンチャー企業等の製品開発を加速する仕組みを構築した。

これらの取組により、先端医療分野における研究実施件数（累計）は、平成29年度には18件となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準額	現状値	R3年度 目標値
研究開発型ベンチャー企業数	32社 (H23年度)	57社 (H29年度)	56社
先端医療分野における研究実施件数 (累計)	3件 (H23年度)	18件 (H29年度)	19件

（課題及び対策）

先端的な共同研究の推進については、知的・産業クラスターの形成に向け、国や民間の研究機関の集積に加え、研究開発型企業の集積を促進し、県内における試験研究や研究開発の活性化を図っていくことが重要である。このため、先端的な科学技術研究を行う大学や公的研究機関との研究ネットワークの充実・強化、沖縄科学技術大学院大学等と連携した共同研究等を促進し、企業と研究機関との交流の強化を図るとともに、これまでに構築された研究ネットワークの充実・強化や生物資源の更なる活用を図る必要がある。

研究開発型ベンチャー等による新事業の創出については、バイオ関連分野をはじめとする研究開発型ベンチャーは順調に増えてきているが、一般的に基盤研究から実用化までの期間が長く、こうしたベンチャー企業にとって開発リスクが高いことが課題であることから、うまく産業に結びついていないのが現状である。さらに、バイオ・医療関連産業等の高次元のニーズに対応する産業の集積を加速するとともに、県内においても第4次産業革命の波に対応した技術開発が必要とされている。このため、関係支援機関と連携した多角的かつ柔軟な、研究開発、事業化、規模拡大等の時期に応じた段階的な支援が必要である。

先端医療技術の研究基礎の構築については、今後成長が見込まれる健康・医療分野において、国内で唯一の亜熱帯性気候に属し、アジア太平洋諸国に隣接している沖縄の地域特性を生かし、アジア地域における研究拠点を形成することが求められている。このため、再生医療などの先端医療技術や、感染症予防ワクチンなど創薬の研究開発の基礎構築を図り、産学官連携による研究開発支援を一層充実させていく必要がある。

あわせて、当分野は、高付加価値産業として期待されていることから、西普天間住宅地区跡地を中心とした沖縄健康医療拠点の形成などを契機に活性化を図り、観光、IT等に統く本県の基幹産業へ育成することが必要である。さらに、成長著しいアジアにおいては、糖尿病患者の増加など健康長寿面の問題が増加してきていることか

ら、本県の健康・医療産業を輸出型産業として育成していくことにより、本県のみならずアジア圏域の健康寿命の延伸につなげていくことも必要である。

ウ 研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化

（成果等）

研究開発成果の技術移転による地場産業の高度化のため、産学官共同研究開発への支援に取り組むとともに、特許等の産業財産権の保護・活用の普及啓発や、県立試験研究機関における研究開発に取り組んだ。

産学官共同研究開発への支援については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果を産業利用するため、産学連携による研究開発プロジェクトを平成27年度までの4年間で延べ48件採択し、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体の研究開発を支援した。生活環境や安全安心など県民の生活の向上に結びつくプロジェクトを支援し、一部は商品化につながった。

また、県内企業の研究開発型企業への転換を促進するため、県内中小企業の研究機器購入に対して補助を行うとともに、法人税額が控除となる研究開発税制の周知を図った結果、3年間で12社の県内企業が研究開発型企業に転換した。

県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数（累計）は、県内中小企業と学術機関とのマッチングによる共同体の研究開発を支援したことなどにより、平成28年度で520社となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

産業財産権の保護・活用の普及啓発については、海外進出を目指す県内中小企業の特許権や商標権等の国外出願で生じる費用の補助を実施し、海外展開支援を行ったほか、県内の特許等保有企業と県外企業との知財マッチング支援を行うなど、県内企業の産業財産権の創造・保護・活用を促進した。

これらの取組もあり、県内からの特許等出願件数（累計）については、平成29年度に5,384件となっている。企業活動のグローバル化などにより外国出願が増加している全国の傾向と同様に、本県における国内出願件数は増加傾向にあることから、基準値より前進はしているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

県立試験研究機関における研究開発については、県立試験研究機関の研究開発レベルを向上させるため、国や独立行政法人等の研究機関への技術研修や国際学会への職員派遣を実施し、研究員の研究開発能力の底上げを図るとともに、沖縄県試験研究評価システムにより企業等産業界のニーズを踏まえた研究テーマを設定し、外部評価員の意見を取り入れて重点研究課題等を選定するなど、沖縄県の産業振興に寄与する研究開発に取り組んでいる。

ものづくり分野においては、地場産業の振興を図るために、付加価値の高い製品・技術の共同研究開発に取り組み、泡盛原料米特性の迅速かつ簡易な測定方法の確立などの研究成果が得られた。

農林水産業分野においては、これまでの研究により、ゲノム解析技術を用いた「アグーブランド豚肉」の判別技術を開発するなど、おきなわブランドの畜産保護に寄与する成果も得られている。また、化学合成農薬の低減技術開発として、病害虫管理の

取組を生産者自身が評価できる総合的病害虫・雑草管理（IPM）実践指標を策定したほか、病害虫発生等の環境要因の解明等に取り組んだ。

これらの取組により、県立試験研究機関における研究成果の技術移転件数（特許許諾件数）（累計）が平成29年には15件となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
県内大学等との共同研究に取り組む民間企業数（累計）	54社 (H22年)	520社 (H28年度)	600社
県内からの特許等出願件数（累計）	851件 (H23年)	6,384件 (H29年)	7,476件
研究成果の技術移転件数（特許許諾件数）（累計）	2件 (H23年度)	15件 (H29年度)	20件以上

（課題及び対策）

研究成果等の技術移転の推進については、沖縄科学技術大学院大学等から生み出される優れた研究開発成果と、産業界が持つ事業化ノウハウと融合させることができない、産学官連携による研究開発や、担い手となる県内企業の研究開発力向上、地場産業の高度化などに一体的に取り組むことで、その実現を図る必要がある。このため、本県の科学技術振興の中核機関である公益財団法人沖縄科学技術振興センターのコーディネート機能等の充実・強化を図り、同センターを起点とした技術移転の促進を図る必要がある。また、産学官連携の幅野を広げるためには、大学や公的研究機関の研究成果や技術シーズを産業界にわかりやすく発信する取組が求められる。

県立試験研究機関における研究開発の推進については、地場産業の振興に結び付けるため、研究開発レベルの向上に加え、企業ニーズ等を見据えた研究開発が求められており、産学官連携など企業の事業化ノウハウの活用や研究機関相互の連携などによる付加価値の高い製品・技術の開発に取り組む必要がある。県内企業のニーズ等にきめ細やかに対応するため、研究員のキャリアやスキルを向上させるとともに、県立試験研究機関として重点的に取り組む課題を選定し、研究に取り組む必要がある。

特許等の産業財産権の利活用について、意識の高い企業も増加しつつあるが、依然として十分とはいえないため、産業財産権の創造・保護・活用に向けた普及啓発に取り組む必要がある。

エ 科学技術を担う人づくり

（成果等）

科学技術を担う人づくりのため、科学技術の発展を担う人材の育成、科学技術と産業界を結ぶ人材の育成に取り組んだ。

科学技術の発展を担う人材の育成については、子どもたちの科学技術に対する興味・関心を高め、科学技術・産業振興を担う人材を育成するため、つくば先端研究施設へ毎年30人以上を派遣したほか、「科学の甲子園」に毎年8人、海外サイエンス短期研修に毎年25人の高校生を派遣した。また、スーパーサイエンスハイスクール指定を受けた県立球陽高校では、「国際性豊かで主体的な探究心と論理的思考力・表現力を身に着けた人材の育成」をテーマとして、生徒たちが課題研究に取り組んだ。さらに、出前講座等を実施することにより、多くの児童や生徒の科学技術に対する関心を高めた。

これらの取組もあり、理系大学への進学率は、平成30年3月卒業生は18.5%となり、基準年に比べて4.7ポイント改善しており、目標値の達成に向けて着実に推進している。また、「科学の甲子園の全国大会」の県予選として実施する「沖縄科学グランプリ」参加校数についても、平成30年度に21校となり、基準年に比べて7校増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、学術機関及び金融機関へ公募の研修生を派遣し、産学連携の実状を学ばせることで、産学（産業）連携コーディネーターを育成した。これまでの取組により、平成26年度まで合計6人のコーディネーターが育成されており、既に目標を達成した。なお、育成されたコーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学や（公財）沖縄県産業振興公社等において、習得した知識、経験、ネットワークを活用して、産学（産業）連携のコーディネート活動を行っており、技術移転や新産業の創出等に寄与している。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
理系大学への進学率	13.8% (H23年3月卒)	18.5% (H30年3月卒)	20.0%以上
「沖縄科学グランプリ」参加校数	14校 (H23年度)	21校 (H30年度)	25校

（課題及び対策）

科学技術の発展を担う人材の育成について、理系大学等への進学者を増やすことは、本県のみならず全国的な課題であり、初等中等教育の段階から、子どもたちに科学（数学、理科）の楽しさや奥深さを体験させ、科学に対する興味や関心を高めていくことが重要である。そのため、県内研究機関等の連携により、地域において科学にふれる機会を創出し、子どもの成長に応じた多様な科学教育プログラムを幅広く実施していく必要がある。

また、科学技術の力で世界をリードするためには、将来の研究活動を担う創造性豊かな優れた若手研究者を育成・確保し、世界で活躍できる環境づくりを行うことが重要である。

1
2 科学技術と産業界を結ぶ人材の育成については、産業技術力を維持し持続的に発展
3 していくため、産業界等社会のニーズを踏まえ、その変化に対応できる人材が必要で
4 あり、育成人材等を活用したコーディネート機能の強化を図ることが重要である。
5
6

1
2 (6) 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出
3 成長可能性を秘めた新産業の芽を育て、既存産業との相乗効果により成長する産業
4 として発展させるため、自然環境、伝統文化、スポーツ、健康・長寿等、沖縄の強み
5 であるソフトパワーの産業利用による新産業の創出を目指すとともに、環境関連産業
6 の集積、将来の産業化を見据えた海洋資源調査・開発の支援拠点形成、さらには県経
7 済に投資を呼びこむ金融関連産業の高度化・多様化を目指し、各種施策を実施した
8
9

【「目標とするすがた」の状況等】

10 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
11 基準年と比較し、「沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・新産業が生まれ出されてい
12 ること」は1.3ポイント増加し、県民満足度が向上したもののが20%前後にとどまっている。
13
14

＜目標とするすがたの状況＞

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
沖縄の魅力や優位性を生かした新事業・ 新産業が生まれ出されていること	18.0% (H24県民意識調査)	19.8% (H30県民意識調査)	県民満足度の向上

20
21 沖縄の魅力や優位性を生かした新たな産業の創出に向けては、人々に豊かさをもたらし、成熟社会の発展に不可欠な“文化”、温暖な気候に適した“スポーツ”、観光リゾート産業等との連携による相乗効果が期待される“健康”など、沖縄の強みであるソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出を図る必要がある。このため、環境関連産業の戦略的展開、海洋資源調査・開発の支援拠点形成、金融関連産業の集積促進、MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出に取り組む必要がある。

22
23
24
25
26
27
28
29
また、本県の優位性を生かした新たな産業については、移輸出型産業としての育成を図るとともに、他産業との連携を強化することで、地域経済の好循環を図る必要がある。

ア 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出

(成果等)

30
31 沖縄のソフトパワーを活用した新事業・新産業の創出のため、文化産業の創出、ス
ポーツ関連産業の振興、健康サービス産業の振興に取り組んだ。

32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
文化産業の創出については、文化資源を活用した新たな観光コンテンツの創出に向けて、舞台公演を観光コンテンツとして定番化するため、プラッシュアップを図るとともにプロモーションや情報発信に取り組んだほか、組踊をはじめとする沖縄の伝統芸能を活用した修学旅行及びMICEメニューの開発等を実施した。これらの取組により、舞台公演の演出家の掘り起こしや文化団体の担当職員等の人材育成が図られた。また、文化的な産業化を図る取組として、沖縄の文化を活用したコンテンツ制作に対して投資ファンドによる制作資金の供給を行った。映画制作分野については、沖縄

1 本島や離島を舞台に撮影された映画が、国内航空路線や海外TVでも放映されたこと
2 で、沖縄への興味や関心を喚起し、観光客を促進したほか、県内出身プロデューサーが手がけた作品がモントリオール映画祭で受賞するなど、人材育成にもつながった。
3

4 これらの取組などにより、文化コンテンツ関連事業所数については、平成28年で
5 261事業所となっており、既に目標値を上回っている。
6

7 スポーツ関連産業の振興については、平成26年度に振興に向けた戦略を構築するための検討委員会を立ち上げ、実態の把握や調査・分析を行い、スポーツと観光、健康づくり・リハビリテーション、ものづくり等との連携・融合による産業化に向けた「スポーツ関連産業振興戦略」を構築した。平成27年度から平成29年度まで、同戦略に基づいたモデル事業とスポーツビジネスコンテストを実施し、スポーツ関連ビジネスの事業化に向けたモデル事業としてこれまでに13件の支援を行った。

8 これらの取組などにより、スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数については、
9 平成28年度に22事業者と着実に増加しているが、令和3年度の目標値達成に向けてさらなる施策の推進が必要である。
10

11 健康サービス産業の振興については、沖縄エステティック・スパの国内外における
12 市場拡大を図るため、人材育成及び沖縄スパブランドの核となるオリジナル施術（手
13 技）、沖縄の地域資源であるゲットウを活用したマッサージオイルを商品化し、沖縄
14 スパのブランド化を図るとともに、各種イベントと連携した体験ブースの出展等、国
15 内外へのプロモーション活動に取り組んだ。また、ブランド化に向けて創設した「沖
16 縄エステティック・スパ」認証施設については、平成27年度で29施設となっている。

17 これらの取組などにより、沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模（エ
18 ステ・スパを行った人×総消費単価）については、平成29年度は212.7億円となって
19 おり、プロモーションがまだ十分でないことにより基準値より前進はしているが、目
20 標値の達成に向けては一層の推進が必要である。
21

22 <主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
文化コンテンツ関連事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所 (H28年度)	258事業所
スポーツ関連ビジネスモデル実施事業者数	4事業者 (H23年度実績)	22事業者 (H29年度)	32事業者
沖縄エステティック・スパ利用県外観光客市場規模(エステ・スパを行った人×総消費単価)	170億円 (H24年度)	212.7億円 (H29年度)	232億円

40 <課題及び対策>

41 文化産業の創出については、本県には、琉球舞踊や空手などの世界に誇れる優れた
42 文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めているが、文化

1 資源の多くが产业化に結びついておらず、文化を产业化するノウハウをもった人材の
2 育成やビジネスを支える環境を整備する必要がある。
3

4 スポーツ関連産業の振興については、観光、健康、ゲーム、ファンション等といった周辺産業と融合が進みポテンシャルの高い分野であるが、产业化に結びついていない。また、沖縄県は温暖な気候のもと年中スポーツができる環境に恵まれ、プロ野球のキャンプやスポーツイベントが盛んであるものの、スポーツそのものを生かしたビジネスは少ない状況にあることから、スポーツを有望な産業資源として捉え、既存産業との連携・融合により関連ビジネスを多数創出していく必要がある。
5

6 健康サービス産業の振興については、沖縄の健康資源を活用した健康増進プログラム等の商品化に際し、健康増進に資する科学的根拠や検証結果の利活用を進める必要があるほか、観光客等に向けた国内外でのプロモーション活動の取組が必要である。
7

8 イ 環境関連産業の戦略的展開 (成果等)

9 環境関連産業の戦略的展開のため、環境配慮型資材の活用推進、先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進に取り組んだ。
10

11 環境配慮型資材の活用推進については、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品
12 「ゆいくる材」（沖縄県リサイクル資材評価認定制度に基づき、品質・性能、環境への安全性等の評価基準に適合するものとして知事が認定した資材）の原則使用の徹底
13 や、「ゆいくる材」の利用促進について、県・市町村の公共工事関係者に対し説明会等を行ったほか、国の発注機関に対しても利用促進の依頼を行うとともに、県民環境フェアでのパネル展示等で広く広報活動を行い、民間工事においても「ゆいくる材」を積極的に利用するよう周知した。この取組が、コンクリート版及びアスファルト版
14 の再資源化率が約99%となることの一助となった。
15

16 先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進については、微生物等を活用した土壤汚染の浄化処理技術開発事業により、県内において土壤浄化処理技術をもつ企業等が育成された。これにより、既に返還された西普天間住宅地区跡地や、今後返還されることが想される駐留軍用地跡地等において、県内企業が浄化処理を行うことが可能となった。また、廃棄物や水処理等の島しょ型環境システムを海外島しょ地域に対して展開予定の県内企業4社を支援した。海外における自社技術の実証試験は、今後の海外展開に向けた足がかりとなった。
17

18 平成29年度からの新たな取組として、県内企業がハワイ等へ海外展開するのを促進するため、県内企業2社にマーケティング調査等に必要な旅費等の支援を行った。エネルギー関連産業において海外展開する企業数の実績については、現在取組が始まつたばかりで、JICAやハワイ等と連携した県内エネルギー関連企業の海外展開の可能性調査や、支援体制構築検討調査を実施している段階であるが、今後マーケティング調査に係る経費の補助などを引き続き行い、海外展開を支援することで、県内企業の海外進出を目指している。
19

1

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
エネルギー関連産業において海外展開する企業数	—	0社 (H29年度)	1社

7

<課題及び対策>

環境配慮型資材の活用推進については、安定的な需要を確保するため、公共工事における環境配慮型資材（ゆいくる材）の積極的な利用が必要である。

このため、環境配慮型資材・工法について、資材製造業、建設産業、環境コンサルタント等との連携により、沖縄の自然環境に適合した資材・工法等の開発を促進するとともに、県内で実施する環境配慮型・自然再生型の公共事業等での積極的な活用を促進し、建設分野における省資源化・低炭素化並びに沖縄の自然環境の復元・再生を促進する必要がある。

一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から撤出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

先端的な環境サービス（商品、技術等）の開発推進については、環境関連産業を創出し戦略的な展開を図るため、企業等のエコロジー製品や環境サービスの開発、技術力強化と経営・営業スキル向上への取組の支援が必要である。また、県内エネルギー関連企業の海外展開のため、再生可能エネルギーの普及が急速に進むハワイや、著しい経済成長によりエネルギー需要が増えているアジアのマーケットに対し、県内で培われた商品の参入を支援する必要がある。

ウ 海洋資源調査・開発の支援拠点形成

(成果等)

海洋資源調査・開発の支援拠点形成については、平成28年度に海洋資源関連産業の可能性調査を実施したところ、本県における海洋資源の調査・開発支援拠点の形成には産業創出につながる研究やその成果の蓄積が不足していることや、海洋人材の不足が指摘された。このため、拠点形成に向けた取組として、県民への海洋に関する情報発信、研究機関や関連企業の誘致、人材育成など長期的・戦略的な取組を行っているところである。

これらの取組により、沖縄県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数は、平成29年度で5,550人となっている。

平成30年12月末に海底熱水鉱床の開発計画に関する国の総合評価報告書が公表されたが、亜鉛主体の海底熱水鉱床については、現時点では様々な課題があり、収支はマイナスとなる見込みとなっている。そのため国では、質・量ともにより経済性の高い鉱床の探査や効率性・経済性を向上させる要素技術・システムの確立に取り組み、開

発の可能性を模索しているところであり、現時点では拠点形成の見通しが立っておらず、目標の達成は厳しい状況となっている。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県が実施する海洋資源に関する講習会・イベント等への累計参加者数	3,800人 (H28年度)	5,550人 (H29年度)	21,000人
海洋資源利活用に向けた研究等への専門化累計文書数	—	0件 (H29年度)	5件

<課題及び対策>

陸域の資源が乏しい我が国にとって、海洋資源の開発は国益に資する重要な分野であることから、国や各種研究機関等と連携しながら、我が国の海洋資源調査・開発の支援拠点の形成に向けた取組を推進する必要がある。

このため、関係機関等との連携を密にしながら、国が実施する調査や試験等に協力するとともに、海洋鉱物資源の産業利用に向けた技術開発や資源探査など、国のプロジェクトの動向を注視していく。海洋鉱物資源開発に関する国の計画に沿って、将来的の産業化や海洋資源を活用した新たな産業の創出に向けて、海洋資源調査・開発の支援拠点を沖縄に形成するためにどの分野でどのような形で関わることができるのかを、府内の関係各課と情報共有を行いながら離島も含めた県内全域を対象に検討し、取組を進めていく必要がある。

エ 金融関連産業の集積促進

(成果等)

金融関連産業の集積に向けては、金融関連産業の集積促進とともに、金融関連産業の人材育成・確保に取り組んだ。

金融関連産業の集積促進については、経済金融活性化特別地区での金融ビジネスの更なる集積や高度化・多様化を促進するため、国内外においてセミナー等を開催し、沖縄における上場支援機能や立地企業の事業展開の事例を通して、沖縄県内の企業との連携可能性や経済金融活性化特別地区的投資環境について周知を図った。

また、金融関連産業は成長産業に対する投融资や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も有していることから、県内ベンチャー企業等の資金調達の仕組みを整備するため、ベンチャー企業の育成や上場の支援を行う機関に対して支援を行うとともに、その設立や活動への補助を行い、経済金融活性化特別地区内におけるビジネス創出の可能性調査を実施した。

金融関連産業の人材育成・確保については、経済金融活性化特別地区内での金融ビジネスの高度化・多様化を促進するため、求職者や特別地区内企業就業者向けの資格取得講座、将来の金融人材を育成する中高生向け講座等について支援した。

(6) 沖縄の魅力や特徴を生かした新たな産業の創出 オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出

これらの取組により、平成29年度において、経済金融活性化特別地区立地企業数（金融関連企業）については15社、経済金融活性化特別地区立地企業雇用者数は483人であり、金融業の顧客となる産業の集積が十分でないこと等により基準値より前述はしているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

一方で、これまでの取組により経済金融活性化特別地区制度の周知が進んだことで、新たに対象産業に加わった情報通信産業を含めると、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人に増加した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
経済金融活性化特別地区立地企業数（金融関連企業）	10社 (H23年度)	15社 (H29年度)	10社
経済金融活性化特別地区立地企業雇用者数	470人 (H23年度)	483人 (H29年度)	770人

<課題及び対策>

金融関連産業の集積促進については、引き続き企業誘致を図るとともに、経済金融活性化特別地区制度を活用したビジネスモデルの創出に向けた取組を支援する必要がある。ビジネスモデルについては、キャッシュレス決済、地域通貨、仮想通貨、ソーシャルレンディング等のサービスやその関連分野など、県内金融機関等との連携を図りながら、より事業化の可能性の高い取組を検討する必要がある。

また、金融関連産業は情報通信技術との親和性も高く、成長産業に対する投融資や資金の供給など、実体経済のサポート役としての役割も期待されることから、情報通信産業等との連携を図りながら、企業立地基盤の整備を進め、一層の産業集積促進に取り組む必要がある。このため、名護市等関係機関との連携を強化し、課題の整理や今後の方向性について共有しながら立地促進に取り組む必要がある。

金融関連産業の人材育成・確保については、金融関連産業の集積促進と業務の高度化・多様化へ対応するため、引き続き、企業が求める金融人材の育成・確保に取り組む必要がある。また、人材育成事業については、講座等受講者の金融関連企業への就業実績が僅少であり、名護市や大学等教育機関との連携によるビジネスマッチング会の開催等、就業につなげるための取組を強化していく必要がある。

オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出

<成果等>

MICEを活用した新たな産業振興については、国内外の展示会開催地の調査や主催者への誘致活動を実施した。また、MICEに関わる人材の確保・高度化を図るた

(6) 沖縄の魅力や特徴を生かした新たな産業の創出 オ MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出

め、MICEの誘致から開催までの実践的なノウハウの習得など、事業者を対象としたセミナーを開催した。さらに、県民やボランティアなどMICE開催・受入れを支える人材を育成するため、MICEに関する県民理解の醸成を図るセミナーや広報活動を行った。

これらの取組により、MICE開催による経済波及効果（間接効果）は、平成29年に274億円となっている。また、沖縄MICEネットワーク会員数については、平成29年度に150団体となっており、既に目標値を上回っている。

MICE限定制度の導入検討については、展示会・商談会開催時に海外から商品を日本国内に持ち込む際の通関手続の簡素化、MICE参加者の出入国手続の迅速化に向けた調査を行った。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
MICE開催による経済波及効果(間接効果)	—	274億円 (H29年)	500億円
沖縄MICEネットワーク会員数	—	150団体 (H29年度)	130団体

<課題及び対策>

MICEを活用した産業振興とMICE関連産業の創出については、欧米を中心とした地域の環境問題・社会福祉等社会的課題の解決に関わるプログラムへのニーズが高まっており、それらに対応できるプログラムを開発し、主催者ニーズに応えることで、開催地の魅力を向上させる必要がある。また、MICEは求められるサービスレベルが高く、またそのニーズも多種多様であることから、人材の質的向上を図る必要がある。また、MICEビジネスの拡大に向け、MICEに係る基礎的な知識を有する人材の育成が必要である。

一方で観光客の増加等により、関連する分野において人手不足が顕著になっていく。観光人材の確保については、観光関連産業での深刻な人手不足に対応するため、高付加価値観光を推進し、処遇改善や生産性向上等による人材の定着に取り組むとともに、観光産業の魅力発信や観光教育の推進等により観光産業従事者の拡大に取り組む必要がある。また、入管法改正や国家戦略特区を含めた国の制度改革の動向等を的確に捉え、多様な人材の確保について検討する必要がある。

MICE限定制度の導入検討については、国内他都市において常設保税展示場の認定を受けた施設が2019年（令和元年）に開業予定であることから、その効果などを調査・分析し、検討を進めていく必要がある。

1 【主要な制度】

2 (1) 経済金融活性化特別地区

3 (目的及び概要)

4 平成26年度に從来の金融業務特別地区を発展的に解消し、創設された制度である。
 5 金融業や情報通信関連産業を始め、沖縄の地理的特殊性や優位性、亜熱帯気候である自然的特性を生かした多様な産業の集積を行うことで、「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を両輪とした沖縄の経済金融の活性化を図り、民間主導の自立型経済を構築することを目的としている。

	対象地域	名護市
	対象事業	<p>【特定経済金融活性化産業】</p> <p>①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③宿泊業・娯楽業 ④農業 ⑤水産養殖業 ⑥製造業 ⑦自然科学研究所 ⑧法務事務所、特許事務所 ⑨公認会計士事務所、税理士事務所 ⑩経営コンサルタント業</p>
優遇措置の概要	①所得控除	経済金融活性化特別地区において新設され、主として特定経済金融活性化産業を営むこと等の要件を満たすものとして沖縄県知事から事業認定を受けた法人は、最長で新設以後10年間、法人税の課税所得の最大40%を控除できる。
	②投資税額控除	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置・器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。）。
	③特別償却	対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：25%、機械・装置：50%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。
	④エンジン税制	経済金融活性化特別地区において事業認定を受けた法人のうち、設立から10年以内等の要件を満たす中小企業として沖縄県知事の指定を受けた法人に対して投資を行った個人は、その投資額から2,000円を引いた額を総所得金額から控除できる等、投資時点及び売却時点において優遇措置が受けられる。
	⑤不動産取得税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の

1	地方税	日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。)に対して課する不動産取得税を免除する。
2	⑥事業税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以後5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
3	⑦固定資産税の免除	対象事業の用に供する設備であって、これを構成する減価償却資産に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品は、これらの取得価額の合計額が100万円超）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。

※上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

平成14年度に創設された金融業務特別地区では、金融関連産業のみが対象であったことや認定要件が厳しかったこと等もあり、事業認定を受けた企業は平成25年度までの12年間で金融業1件のみ（平成19年度に認定、平成22年度に失効。）であった。

平成26年度に経済金融活性化特別地区が創設され、対象事業の追加や認定要件の緩和等がなされると、認定企業数は4年間で金融関連産業2件、情報通信関連産業2件、製造業1件の計5件に増加した。

【表3-3-6-1】経済金融活性化特別地区における事業認定実績

(単位：件)

項目	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	新規	累計										
認定法人数	0	0	0	0	2	2	2	2	4	1	5	0
金融関連産業	0	0	0	0	1	1	1	1	2	0	2	0
情報通信関連産業	—	—	—	—	1	1	0	1	1	2	0	2
電気関連産業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
農業・水産養殖業	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
製造業等	—	—	—	—	0	0	1	1	0	1	0	1

※平成25年度までは金融業務特別地区の実績。

税制優遇措置の活用についても、平成26年度に本制度が創設されたことで企業立地や設備投資が促進され、平成27年度以降は幅広い措置で活用実績があがっている。

【主要な制度】 (1) 経済金融活性化特別地区

	平成24年度						平成25年度						平成26年度						平成27年度						平成28年度						平成29年度					
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額						
所得控除	0	0	0	0	0	0	1	7	3	65	2	20																								
投資税額控除	0	0	0	0	0	0	3	92	2	68	4	34																								
特別償却	—	—	—	—	0	0	0	0	1	11	1	1																								
エンジン税制	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0																								
事業税	2	1	2	7	3	8	1	0	2	5	4	10																								
不動産取得税	0	0	0	0	0	0	0	16	2	0.2	0	0																								
固定資産税	0	0	0	0	0	0	0	0	4	13	7	13																								
法人住民税	0	0	0	0	0	0	4	13	6	11	7	5																								
個人住民税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																								
合計	2	1	2	7	3	8	9	128	20	173	25	83																								

※法人住民税は、所得控除、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

※平成24～25年度は金融業務特別地区の実績。

※閲覧については「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)。

※法人住民税の適用件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用件数を用いし、減収額実績は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(財務省)から引用した。

※個人住民税については把握できないため「—」とした。その他の地方税については沖縄県調査。

本制度等を活用した企業誘致により、金融・情報通信関連産業を中心に企業立地が進んでいる。年度によって増減があるものの、平成24年度から平成29年度までの6年間で企業数は34社から42社へ、雇用者数は1,005人から1,082人へと増加した。

なお、制度が創設された平成14年度当社（企業数17社、雇用者数232人）と比較すると、企業数は約2.5倍、雇用者数は約4.7倍と大幅に増加している。

【表3-3-6-3】経済金融活性化特別地区における立地企業数及び雇用者数の推移
(金融関連産業及び情報通信関連産業)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
立地企業数	34	34	41	40	36	42
雇用者数	1,005	1,042	1,095	1,100	1,046	1,082

※名護市が「國際情報通信・金融特区構想」を立てた平成11年度以降に名護市へ立地し、各年度末現在で継続して立地している金融・情報通信関連企業の累計。
出典：名護市調べ

平成28年度に名護市に立地する金融及び情報通信関連企業36社が納付した法人市民税額は、約1億3,500万円となっている。名護市における平成28年度の法人市民税納付件数は計2,087件、納付総額は5億4,600百万円であるため、全体の1.7%の企業が法人市民税納付総額の約25%を占めている状況であり、金融・情報通信関連の進出企業が名護市経済に与える影響は大きなものとなっている。

【主要な制度】 (1) 経済金融活性化特別地区

【図表3-3-6-4】名護市における法人市民税の納付状況(平成28年度)



出典：名護市調べ

(課題及び今後の方向性)

エンジン税制については、事業認定が活用要件となっていることや、進出企業の多くが県外企業の100%子会社であり現時点で他者から出資を募る予定がないことなどが、活用実績がない理由と考えられる。このため、立地企業の効率的な資金調達及び事業拡大に資する仕組みとなるよう制度の見直しを検討する。

立地企業からは人材の確保及び育成が事業拡大のボトルネックになっているとの声があがっているため、これら課題を解決するための方策を検討する。

1
2 (7) 亜熱帯性気候等を生かした農林水産業の振興

3 亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興と、農林水産業の6次産業化など新たな取組によって付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業の振興を図るために、各種施策を展開した。

9 【「目標とするすがた」の状況等】

10 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
11 基準年と比較し、農業産出額が81億円増加し1,005億円、林業産出額が4億円増加し15
12 億円、漁業産出額が35億円増加し209億円となった。農林水産業産出額では120億円増
13 加し、1,229億円となった。

14 さらに、「第1次産業就業者数」は4,576人減少しているものの、新規就業者数が増
15 加していることなどから、目標値の達成に向けて順調に増加している。

16 あわせて、「県産食材を購入（消費）する機会が増えていること」は0.7ポイントと
17 優かに増加した。

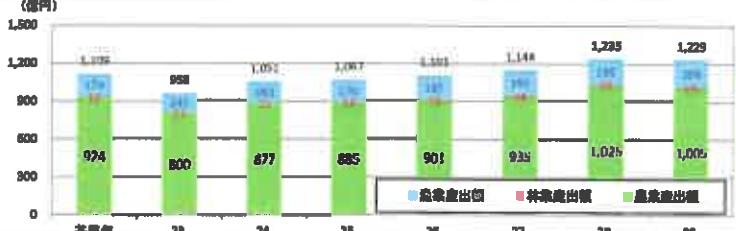
<目標とするすがたの状況>

項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状)	R3年度の目標
農林水産業産出額の増加	1,109億円 (H22年)	1,229億円 (H29年)	1,340億円
（農業産出額）	824億円	1,006億円 (H29年)	1,220億円
（林業産出額）	11億円	18億円 (H29年)	20億円
（漁業産出額）	174億円	200億円 (H29年)	300億円
第1次産業就業者数の確保	29,712人 (H22年)	24,157人 (H27年)	24,000人
県産食材を購入（消費）する機会が増えていること	37.2% (H24年度実績調査)	37.9% (H30年度実績調査)	県民満足度の向上

※各産出額、就業者数は「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に基づく。

1
2 (7) 亜熱帯性気候等による農林水産業の振興 ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備

【図表3-3-7-1】農林漁業産出額



出典：沖縄県農林水産部

農林水産業の振興については、亜熱帯性気候や地理的特性、多様な地域資源など本県の地域特性を最大限に生かせる効果的な振興施策を推進し、豊かな自然環境で育まれた安全・安心なおきなわブランドを国内外で確立するとともに、環境と調和し、かつ経営が維持できる持続的な農林水産業の振興を図る必要がある。

また、農林水産業の6次産業化など新たな取組により付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する必要がある。

このため、戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立、安定品目の生産供給体制の強化、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化のほか、担い手の確保・育成、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、沖縄の特性に応じた農業生産基盤の整備、農林水産業の6次産業化及び他産業との連携強化などに取り組む必要がある。

ア おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備

(成果等)

おきなわブランドの確立と生産供給体制の整備に向けて、戦略品目の生産拡大、安定品目の生産供給体制の強化に取り組んだ。

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立については、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位平準化等を図るために、台風災害等に対応した栽培施設導入への支援を野菜49.5ha、花き84.1ha、果樹11.8haで実施した。加えて、ゴーヤー等の技術実証展示場の設置等を実施した。

これらの取組などにより、園芸品目の生産量（野菜）は、平成28年で5万8,025トンと、平成22年と比べて増加している。一方で、園芸品目の生産量（花き）及び園芸品目の生産量（果樹）については、露地栽培などで台風の影響を大きく受けることなどから、その生産量は減少しており、目標値の達成に向けては一層の施策推進が必要である。一方で果樹のマンゴーについては、贈答品として人気が高く、平成28年度の生産量は1,296トン、産出額が20億円前後と安定的に推移している。また、花きについては平成25年以降、トルコギキョウ等の生産が拡大し、産出額の増加が期待されている。

畜産については、優良種雄牛の確保や肉用牛拠点産地の認定、原種豚の生産・該交等を実施したが、高齢化等に伴う農家戸数の減少などから、平成29年の家畜頭数は14万2,777頭と基準値を下回っている。一方で、1戸当たりの生産規模拡大が着実に進んでいることから、家畜頭数も増加傾向で推移している。

森林・林業については、持続的な林業生産活動を行うため、環境に配慮した森林施設方法の検討、県産木材の利用拡大、きのこ類の生産施設の整備などを行った。

これらの取組などにより、特用林産物生産量については、平成27年まで増加傾向にあったが、菌床しいたけにおける病害虫の発生や、他県産との競合に伴う生産調整が行われたことなどにより、平成29年は1,295トンに減少し、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

安定品目の生産供給体制の強化については、さとうきびの増産及び生産の効率化を図るため、さとうきび生産総合対策事業や種苗対策事業、さとうきび増産基金等を活用し、ハーベスター等 農業機械の整備、優良種苗の安定供給、病害虫対策やかん水対策等に取り組んだ。

これらの取組などにより、さとうきびの生産量については、回復基調にあるものの、農家の高齢化や担い手不足、気象災害などの影響により、平成29年度76.9万トンと基準値を下回っている。

また、水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を推進したほか、つくり育てる漁業を振興するため、放流用及び養殖用種苗の早期量産技術や省力化技術の開発に取り組んだ。

さらに、養殖業者に対して養殖衛生管理指導や防疫指導を行った。加えて、本県の特産品であるオキナワモズクの高付加価値化と消費拡大を図るために、機能性成分（フコイダン、フコキサンチン）に着目した品種育成と加工技術の開発、オキナワモズク由来のフコイダンを含む商品の特定保健用食品としての表示許可申請などを行った。

これらの取組と併せて全国的にモズクの需要が高まり、生産量が増加したことながら、海面養殖業生産量は、平成28年で1万6,547トンと基準値と比較して前進しているが、天候等に左右される面もあるため目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
園芸品目の生産量(野菜)	54,000トン (H22年)	58,025トン (H28年)	82,900トン
園芸品目の生産量(花き)	331,000千本 (H22年)	300,812千本 (H28年)	489,000千本
園芸品目の生産量(果樹)	15,800トン (H22年度)	14,311トン (H28年度)	20,500トン
家畜頭数	182,157頭 (H22年)	142,777頭 (H28年)	155,865頭
特用林産物生産量	1,204トン (H22年)	1,295トン (H29年)	1,770トン
さとうきびの生産量	82.0万トン (H22年度)	76.9万トン (H28年度)	85.1万トン
海面養殖業生産量	9,877トン (H22年)	16,547トン (H28年)	33,939トン

(課題及び対策)

戦略品目の生産拡大によるおきなわブランドの確立について、園芸品目の生産においては、市場へ計画的・安定的に出荷できる拠点産地を育成しつつ、既存産地への支援を継続し、園芸品目のブランド化に向けた安定生産と品質向上に資する栽培技術の高位標準化や台風災害等に対応した栽培施設の整備等が必要である。

畜産業においては、独自に県優良種雄牛の造成、高能力の系統造成豚や優良種豚の導入を行い、亜熱帯性気候の特色を生かしたおきなわブランドを確立するとともに、食肉を市場に安定的に供給するための体制を確立する必要がある。

また、日本が参加する経済連携協定等の新たな国際環境のもと、県産畜産物及び子牛価格の低迷等が懸念されていることから、畜産クラスターの仕組みを活用した施設整備や経営安定化対策等を講じる必要がある。

森林・林業において、やんばるの豊かな森林資源は、きのこ生産場地や畜産敷料としてのオガコ等としての用途に加え、木製防風工等の土木用材としても需要が高まっているが、持続的に林業生産活動を行うためには、自然環境と調和した森林の利用区分に基づき、自然環境に配慮した林業生産活動を行うことが必要である。

さらに、県産きのこの安定生産に向け、病虫害対策及び生産者への生産指導等を行うとともに、県産きのこの消費拡大を図るため、県産きのこのロゴマークを活用したブランド化を図る。

安定品目の生産供給体制の強化について、さとうきびにおいては、農業全体に占める栽培農家数で約7割、畑作における栽培面積で約5割を占める基幹作物である。特に、離島においては代替が困難な作物であり、地域経済への影響が大きいことから、安定的な生産を図る必要がある。

パインアップルについては、台風等の自然災害にも比較的強く、土地利用型作物として北部、八重山地域で栽培されているが、生産農家の高齢化や機械化の遅れなどから生産量が減少しているため、担い手の育成確保と農作業受委託組織の育成などに取り組む必要がある。

水産業については、本県周辺漁場に米軍の広大な訓練水域がある中、平成12年の日中漁業協定及び平成25年の日台漁業取決めの発効によって、操業海域が一層狭められ、本県水産業にとっては大きな弊害となっている。

このため、操業を制限する訓練水域の返還、協定や取決めの見直しを実現させる必要がある。

また、漁場環境の悪化や乱獲等による資源の減少等、厳しい現状を打破するため、我が国唯一の熱帯性とされる温暖な海域特性を生かし、環境に配慮した沖縄型のつくり育てる漁業及び水産資源の持続的利用を目指した資源管理型漁業を積極的に推進する必要がある。

イ 流通・販売・加工対策の強化 (成果等)

流通・販売・加工対策の強化に向けては、一括交付金などを活用し、物流体制の整備及び輸送コストの低減対策の推進、農林水産物の戦略的な販路拡大や高付加価値化対策、製糖業企業の高度化促進に取り組んだ。

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策については、県外出荷量及び出荷時期の拡大を図るため、一括交付金を活用し本土向けに出荷する県産農林水産物の輸送費の一部を補助した。

また、県内流通の強化については、青果物等の品質保持を図るため、県中央卸売市場に冷蔵配送施設を整備したほか、水産物では平成27年度に糸満新市場における高度衛生管理型荷捌施設の基本設計を行った。加えて、平成29年度には市場関係者と連携の上「沖縄県中央卸売市場経営展望」を策定するなど、中央卸売市場の活性化を図っている。

しかし、県中央卸売市場の取扱量は、通信販売、産地直送などの農林水産物流通チャネルの多様化を背景に市場外での流通が増加しており、青果・花きともに基準値を下回っている。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県外・海外への販路拡大のため、トップセールス等による県外市場でのプロモーションの実施、新商品開発に係る研修や必要機材等の整備、海外市場におけるプロモーション強化・マッチング、Web等による情報発信の強化などに取り組んだ。

また、鮮度保持技術の導入検証を行ったところ、高品質の農産物を長期間船舶輸送

できることを確認し、沖縄から船舶輸送できる市場の範囲が広がった。

これらの取組などにより、全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数については、平成29年には19品目となっており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

農林水産物の高付加価値化対策については、6次産業化における戦略的な商品開発、人材育成及び販路開拓を支援したほか、6次産業化サポートセンターを設置し、専門家による個別相談を実施した。

製糖業企業の高度化促進については、製糖業の経営の合理化・安定化を図るために、製糖事業者に対する製糖施設の整備等を支援し、製糖設備の合理化や製糖に掛かるコスト支援、食の安全・安心に適応した含蜜糖近代化施設の整備などに取り組んだ。

しかし、さとうきびの生産量は平成24年度から回復基調にあるものの、平成29年度は気象灾害等の影響により減産したため、甘しや糖の産糖量は8万7,149トンと基準値を下回っている。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
県中央卸売市場の取扱量	青果:74,428トン 花き:64,677千本 (H19年)	青果:58,150トン 花き:43,501千本 (H28年)	青果:66,683トン 花き:59,880千本
全国シェアが上位3位以内の県産農林水産物の品目数	14品目 (H22年度)	19品目 (H28年)	20品目
甘しや糖の産糖量	98,008トン (H22年度)	87,149トン (H28年度)	104,450トン

(課題及び対策)

物流体制の整備及び輸送コストの低減対策について、輸送に係るコスト及び時間の負担が他県と比較して大きく、流通過程における鮮度保持等が課題となっている。

このため、卸売市場機能を強化するとともに、国内外の消費者・市場に信頼される商品として販売・ブランド化を展開していくため、独自の市場分析力を強化し、マーケティング戦略に基づく販売促進活動と定番化を目的とした各プロモーション活動を継続して実施する必要がある。

また、近年では、鮮度保持技術活用した長期間の船舶輸送が可能となっており、輸送コストの削減効果に期待が寄せられているが、現状輸送ロットの確保と定期輸送の実現に課題がある。

このため、鮮度保持技術を活用した戦略的な出荷モデルの構築が必要である。

農林水産物の戦略的な販路拡大については、県産農林水産物の消費拡大に向けて、県外市場への販路拡大と併せ地産地消を推進するため、「沖縄県地産地消推進計画」

に基づき、学校給食、量販店や観光産業と連携し、地産地消の取組を強化することで地域経済の好循環を図るとともに、県内木材産業においては、加工技術の向上や販売力の強化及び普及・PR活動等を強化する必要がある。

農林水産物の高付加価値化対策については、県産農林水産物の価格安定化と販路拡大及び生産者の所得安定を図るため、加工による農林水産物の高付加価値化を図る必要がある。

製糖業企業の高度化促進については、さとうきびが、本県の基幹作物であり、地域経済上極めて重要な作物となっていることから、引き続き、食の安全・安心への対応、製糖施設の更新整備など、安定的かつ高品質な甘味資源の生産に向けた取組が必要である。

また、製糖業の精査体制を強化するため、「働き方改革」による人手不足に対応した宿舎整備や省力化設備の導入など労働環境の改善を行う必要がある。

さらに、畜産生産については、沖縄黒豚ブランドの国内外における認知度は高いものの、需給のミスマッチや安定供給等への課題があるため、消費者等の信頼と満足度を高め、消費拡大へつなげていくための取組が必要である。

あわせて、国際物流機能を活用し、アジアを中心とする海外市場のニーズに対応した黒糖の販路拡大やジエトロ等関係機関との連携、関連企業等との海外展開促進に取り組む必要がある。

ウ 農林水産物の安全・安心の確立

(成果等)

消費者の食に対する安全・安心への関心が高まる中、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼確保に向けて、農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化、環境保全型農業の推進、病害虫対策と防疫体制の構築に取り組んだ。

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、県産農林水産物の信頼を確保するため、毎年度400件程度の小売店舗に対し、食品表示法に基づく生鮮食品の表示に係る巡回調査や米トレーサビリティ制度の周知を図った。

これらの取組などにより、生鮮食品表示の未表示店舗の割合は、平成29年度で7.2%となり目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、農薬の適正使用を推進するために生産者等への講習会や農薬販売店への立入検査を実施した。

離島における県産食肉等の安全・安心の確保については、平成26年4月に八重山食肉センター、平成28年4月に宮古食肉センターを整備したことなどにより、衛生環境面と施設の処理能力の大幅な向上が図られた。

さらに、県民への安全・安心な県産鶏肉の安定供給を維持するため、老朽化した県内食鳥処理施設の再編を行い、衛生管理が高度化された新たな食鳥処理施設の整備を行っており、令和元年度からの施設運用を計画している。

環境保全型農業の推進については、エコファーマー認定や特別栽培農産物認証、環境保全型農業推進コンクールへの推薦、環境保全型農業に係る経費に対する補助など、農家に対する支援を実施した。

これらの取組などにより、環境保全型農業に取り組む農家数は、平成29年度で1,063件と増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、農業生産工程管理（GAP）の普及推進を図るために、普及指導員及びJA営農指導員等を対象とした研修を実施し、指導者を養成した結果、各地区においてGAP導入農家を育成することができた。

これらの取組などにより、GAP導入面積は、平成29年度で39面積と増加しており、目標値の達成に向けて前進している。

病害虫対策と防疫体制の構築については、ウリミバエ及びミカンコミバエの根絶後の再侵入防止やイモゾウムシ等の根絶防除に取り組んだ結果、ウリミバエ及びミカンコミバエの再発生はなく、久米島でアリモドキゾウムシの根絶を達成した。

また、特定家畜伝染病の防疫実働演習を実施するとともに、家畜保健衛生以外で新たに6か所に防疫資材を備蓄したことなどにより、初動防疫体制の強化が図られた。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
生鮮食品表示の未表示店舗の割合	20.0% (H23年度)	7.2% (H29年度)	5.0%
環境保全型農業に取り組む農家数	704件 (H23年度)	1,063件 (H29年度)	1,300件
GAP導入面積	4面積 (H22年度)	39面積 (H29年度)	54面積

(課題及び対策)

農林水産物の衛生管理・品質管理の高度化については、おきなわブランドをはじめとする県産農林水産物の信頼を確保するため、新たに施行された食品表示法に基づく表示（名称、原産地）の適正化や、農業使用者と農業販売者による適正かつ安全な使用及び管理を徹底させる必要がある。加えて、将来的にはHACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point）に沿った衛生管理の制度化や国際化に対応し得る食肉等加工処理施設の整備を推進する必要がある。

環境保全型農業の推進について、本県は亜熱帯性気候に属し、周年で多くの病害虫の発生が見られるため、有機農業をはじめとした環境保全型農業を実践するのは本土に比べて難しいとされ、特別栽培農産物認証等については消費者の認知度が低い状況にある。

このため、環境保全型農業に取り組む農家を技術面で支援するとともに、消費者へ認証制度等をPRする必要がある。
また、これまで取り組んできた食品安全に加え、GAPの考え方に基づき、労働安全、環境保全に対する関心が高まっており、農産物の取引にもGAP認証が利用されつつある。そのため、日頃の農家指導にGAPの考え方を取り入れ、沖縄県においてGAP導入農家の育成を図る必要がある。

病害虫対策と防疫体制の構築については、ミバエ類の東南アジア等からの侵入が常に懸念されているため、引き続き再侵入防止防除を実施する。加えて、イモゾウムシ等の害虫発生により、かんしょ等の県外出荷が制限されていることから、防除技術等を早期に確立する必要がある。

また、特定家畜伝染病の国内への侵入防止対策や危機管理体制の構築に向けた取組を強化する必要がある。

エ 農林漁業の担い手の育成・確保及び経営安定対策等の強化

(成果等)

担い手の減少や農林漁業者の高齢化に対処し、農林水産業の持続性、安定性を確保するため、一括交付金などを活用して担い手の確保・育成に取り組んだほか、農地の有効利用と優良農地の確保、共済制度、金融制度、価格制度の充実に関する取組を行った。

担い手の確保・育成については、一括交付金を活用して就農コーディネーターによる就農希望者への就農相談、新規就農者に対する研修期間中及び就農5年以内の資金の交付、機械・施設整備等の初期投資に対する支援、農業大学校での研修教育などを行った。

これら的一体的な取組などにより、毎年約300人の新規就農者が育成・確保され、新規就農者数（累計）は平成29年で2,049人となり、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、女性の農業経営参画への支援や各関係機関等へ地域リーダーを担う女性農業士認定の趣旨等を周知し、人材の育成と発掘を図るとともに、農業経営の規模拡大や多角化・複合化等に必要となる生産施設・加工施設等の整備に対する支援等を行った。

しかし、高齢化等による影響で、農業就農人口が平成27年に1万9,916人となるなど、基準値を下回っている。一方、新規就農者は増加基調で推移していることなどから、各種施策の効果が就農人口にも寄与することが見込まれる。

水産業については、地域リーダーを担う漁業士等への研修会、小中学生を対象とした地域の伝統漁法や水産物への関心を高めるための少年水産教室の開催、就農希望者への情報提供及び新規就農者に対する漁具等の漁業経費の一部支援など、漁業の担い手の確保・育成に取り組んだ結果、漁業就農者数は、高齢化等により基準値と比べ減少しているものの、モズクなど養殖業の新規就農者が増加していることなどから、目標値の達成に向けて着実に前進している。

農地の有効利用と優良農地の確保については、国からの交付金を活用し、耕作放棄地解消のための再生作業や土壤改良、農業用施設等の補完整備等を実施した。
これらの取組などにより、耕作放棄地解消面積（解消率）については、平成29年度までに330ha（47%）を再生利用しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

共済制度、金融制度、価格制度の充実については、本県の共済加入率等の改善を図るために、農家への資材購入経費の一部支援に加え、平成26年度より沖縄県農業共済組合に専属の加入促進員を配置し、未加入農家への加入推進を強化したことなどにより、畑作物共済・園芸施設共済の加入率改善につながった。

また、農業経営基盤強化資金（スーパーJ資金）を借りた認定農業者の金利負担を軽減するため、市町村が行う利子助成に対して助成するとともに、市場に出荷した野菜価格が保証基準価格よりも低落したときの価格差の補填を行うなどの事業の実施により、農家経営の安定化が図られた。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
新規就農者数(累計)	244人 (H22年)	2,049人 (H29年)	3,000人
農業就農人口	22,575人 (H22年)	19,916人 (H27年)	20,300人
漁業就農者数	3,929人 (H20年)	3,731人 (H25年)	3,700人
耕作放棄地解消面積(解消率)	140ha(20%) (H22年度)	330ha(47%) (H29年度)	700ha(100%)

(課題及び対策)

担い手の確保・育成については、地域農業の持続性と活性化を図る上で、担い手の減少と高齢化が課題となっている。

このため、女性・高齢者の主体的な経営参画を促進するとともに、意欲ある就農希望者を長期的に育成していくため、技術習得の研修に対する支援の充実、農地確保に係る借り手と貸し手のマッチング、就農が定着するまでの経営・生活資金等を支援する必要がある。加えて、地域農業の中核を担う認定農業者や農業法人の育成・確保に取り組み、経営規模の拡大、競争力の強化を推進する必要がある。

また、将来の担い手にとって魅力ある農業の実現のため、就農者の農業所得の向上を図る必要がある。

林業・木材産業の担い手育成については、林業事業体に対する新たな生産方式の導入、経営の改善促進、労働環境の整備を実施するとともに、持続可能な水産業の振興

と漁村の活性化を図るために、狙い手を確保し、儲かる漁業による経営安定化対策を強化する必要がある。

農地の有効利用と優良農地の確保について、農地は、農業生産・経営にとって不可欠な資源であり、良好な状態で維持・保全し、その有効利用を図る必要がある。

このため、農地情報の実態把握及び共有化、あっせん等や耕作放棄地の活用等、新規就農者や認定農業者等の狙い手に対する農用地の利用集積に向けた取組を強化する必要がある。

農業者の経営規模の拡大に伴う労働力の確保については、外国人材の活用も含め、国の法改正の動向を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

共済制度、金融制度、価格制度の充実について、本県は、台風等の気象災害が多いために共済掛金負担が重く、共済加入率は全国と比べて低い状況にあることから、沖縄の特殊性に配慮した沖縄型の共済制度の充実・強化が必要である。

また、農林水産物の生産量や価格などは、気象要因の変化等によって大きく影響されるため、価格安定対策や生産農家の経営安定対策、収入保険制度の活用等の施策を開拓し、生産者の所得の安定を図る必要がある。

オ 農林水産技術の開発と普及 (成果等)

農林水産業施策を展開する上で必要な技術開発及び生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の開発と試験研究機関の整備、技術の普及と情報システムの強化に取り組んだ。

農林水産技術の開発と試験研究機関の整備については、以下のような取組を実施した。

農業については、サトウキビ、パインアップルなどの新品種を育成するとともに新たな育種システムを開発した。加えて、環境制御技術を活用したニガウリの多収・安定生産技術、気候変動に対応した栽培技術、鮮度保持技術及び新たな加工技術を開発した。

このほか、太陽光を活用した沖縄型植物工場の農業経営導入に向けて、栽培体系、栽培品目の選定等調査及び栽培実証試験等を実施した。

畜産業については、沖縄アグー豚の肉質改良に有効な塩基配列を搭載したアグー専用DNAチップを開発するとともに、沖縄型牧草の新品種育成に向けた有望系統の選抜や新導入品種の収量性・品質の評価等を実施した。

森林・林業については、本島北部地域の環境保全に配慮した森林管理手法を確立するため、森林防災等による環境等への影響調査を実施するとともに、松くい虫の天敵昆虫の放飼技術及び増殖技術の改善・開発を行った。

水産業については、水産資源の安定的な活用や生産のため、海洋観測等による漁場の開発調査、モズクの優良株の選定、ヤイトハク等の養殖技術の開発等を実施した。

また、資源管理型漁業の推進を図るとともに、養殖業、漁船漁業に関する指導や水

産加工業に係る支援等を強化した。

このように、各分野において、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の技術開発、消費者等のニーズに合わせて新たな品種の育成や栽培技術の開発等を実施した結果、品種登録数は、平成29年度で33件と増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数（累計）は、平成29年度で30件と増加しており、申請予定の技術も開発されていることなどから、目標値の達成に向けて着実に前進している。

さらに、生産現場等への普及に移す研究成果数については、平成29年度で407件と増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化については、農業改良普及センターにおいて、講習会や推進会議等を開催したほか、農業技術実証展示場を設置した。また、農業技術情報センターの活用による情報提供体制を促進した。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
品種登録数	20件 (H23年度)	33件 (H28年度)	41件
農林水産技術の試験研究機関による特許等出願件数(累計)	24件 (H23年度)	30件 (H28年度)	35件
生産現場等への普及に移す研究成果数	64件 (H23年度)	407件 (H28年度)	650件

(課題及び対策)

亜熱帯地域の特性を生かした農林水産業施策を展開する上で必要な農林水産技術の開発や試験研究機関の整備を図るとともに、施策推進上の課題や生産現場での課題解決に効率的かつ迅速に応えるため、農林水産技術の普及と情報システムの整備・強化を図る必要がある。

このため、農林水産物のブランド化や地域資源を活用した食品加工等の6次産業化を支援する技術開発などが必要である。また、消費者や生産者、県内企業のニーズが多様化、高度化していることから、県立試験研究機関において、ニーズの把握から市場展開までの一貫した視点での研究開発及び普及センター等とも連携した成果普及の取組を強化する必要がある。さらに、IT等の新技術を活用した生産性の高い技術や省力化技術の導入を検討し、生産性の向上に取り組んでいく必要がある。

農業においては、市場競争力や生産体制の強化、農産物の差別化・高付加価値化を図るため、新品種の開発・育成、安全・安心・高品質な生産技術、病害虫防除技術等

1 の研究開発を推進とともに、県産食材の機能性や加工に関する技術開発、消費者
2 ニーズに対応した環境保全型農業の確立等に取り組む必要がある。

3 農業においては、おきなわブランド肉として消費者の信頼を確保するため、沖縄
4 アグリ豚に関する技術開発や県産黒毛和種肥育牛の肉質特性を把握するとともに、高
5 品質な沖縄型牧草の新草種・品種を育成・普及することによる県内飼料自給率の向上
6 を図る必要がある。

7 森林・林業においては、森林の有する多面的機能の維持・増進・活用を図るため、
8 森林管理技術、松くい虫等病害虫の防除技術、並びに消費者ニーズ等に対応した付加
9 価値の高い林産物の生産技術等の改善・開発に取り組む必要がある。

10 水産業においては、水産資源の維持回復やおきなわブランドを確立するための低コスト
11 安定生産養殖技術の確立、生産現場のニーズに対応した迅速かつ的確な技術指導
12 が求められている。

13 本県が独自に開発した品種や栽培技術など知的財産を徹底して保護・管理できるよ
う生産者と行政等が連携するとともに、生産者が台風や干ばつ等の気象災害や多様化
14 する消費ニーズに効果的・効率的に対応するためには、現地にあった技術実証や技術
15 確立等を行い、迅速かつ確かな情報を提供する必要がある。

力 亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備

(成果等)

19 亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るために、沖縄の特性に応じ
20 た農業生産基盤の整備、自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備、水産生産基
21 整の整備等に取り組んだ。

22 農業生産基盤の整備については、干ばつ被害の解消や農産物の収量増大及び品質向
23 上を図るために、国営伊江地区における地下ダム等の農業用水源整備やかんがい施設の
24 新設整備と併せて更新整備による施設の長寿命化対策を実施した。

25 これらの取組などにより、かんがい施設整備量（整備率）は平成29年度で
26 1万8,831ha（48.8%）と、基準値より前進しているものの、水源整備予定箇所における軟弱地盤等の技術的課題の解決や用地取得に必要な地元合意の形成など、目標値
27 の達成に向けて一層の推進が必要である。

28 また、農業水利施設の長寿命化対策を実施し、施設の機能を安定的に発揮させるた
29 めの保全管理を推進した。

30 森林・林業生産基盤の整備については、森林の持つ多面的機能の維持・増進を図る
31 ため、過密化した人工林において除伐等を行った。加えて、土砂流出防止や水源涵養
32 等の公益的機能の發揮がより求められる森林においては、複層林化のための樹下植栽
33 を実施した。

34 これらの取組などにより、造林面積については、荒廃原野等の要造林箇所が減少し
35 ているものの、平成29年度に5,159haとなるなど、目標値の達成に向けて一層の推進
36 が必要である。

1 水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全については、これまで重点的に整備してき
2 た南大東漁港において基本施設が完成し、平成31年2月に供用を開始した。その他、
3 主要な漁港を中心に、台風等荒天時における漁船の安全係留を可能とする防波堤や防
4 風施設等の整備を行った。

5 これらの取組などにより、漁船が台風時に安全に避難できる岸壁整備量（整備率）
6 は、平成29年度で5,765m（73%）と増加しており、目標値の達成に向けて着実に前
7 進している。

8 また、水産物の安定供給に資する漁港施設の老朽化対策や耐震化、就労環境の改
9 善、共同利用施設など漁業経営コストの軽減につながる整備も順調に進んでいる。

10 さらに、マグロ類などの回遊魚を効率的に漁獲できる浮魚礁漁場を継続的に利用す
11 るため、浮魚礁の更新整備を計画的に実施したことなどにより、更新整備された浮魚
12 礁数（更新整備率）は、平成29年度で35基（49.3%）と増加している。一方で、漁業
13 者調整なども丁寧に行う必要があることから、目標値の達成に向けては一層の施策推
14 進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
かんがい施設整備量 (整備率)	17,107ha (42.1%) (H22年度)	18,831ha (48.8%) (H29年度)	21,800ha (58%)
造林面積	4,806ha (H22年度)	5,159ha (H29年度)	5,348ha
漁船が台風時に安全に避難できる岸壁 整備量(整備率)	3,478m (61%) (H22年度)	5,765m (73%) (H29年度)	5,918m (75%)
更新整備された浮魚礁数 (更新整備率)	0基 (0%) (H22年度)	35基 (49.3%) (H29年度)	71基 (100%)

（課題及び対策）

農業生産基盤の整備について、農業の持続的発展を支えるためには、生産活動を安心して行える環境整備が重要である。

このため、干ばつ被害を解消し、農作物の収量増大や品質向上等を図るために、亜熱
帯・島しょ性等の地域特性に応じ安定した農業用水源とかんがい施設を整備するとともに、農家の経営安定を図るために、農地の整形や集積化、蓄農施設等の整備が必要である。

また、老朽化の進行した農業用施設における戦略的な長寿命化対策、近年増加傾向
にある局地豪雨等天災に対する防災減災対策、就農人口の推移に対応した管理省力化
や管理費用軽減等、社会情勢の変化に対応した新たな取組も必要である。

森林・林業生産基盤の整備については、本島北部及び八重山地域の森林の適正な整

備及び保全・管理を図るとともに、中南部地域の荒廃原野などにおける森林の早期復旧が必要である。

水産業生産基盤の整備と漁場環境の保全について、流通拠点漁港においては、国内外への販路拡大と競争力強化に向け、流通機能の強化に資する荷さばき施設等の整備を推進する必要がある。また、水産物安定供給のための漁港施設の老朽化対策や耐震化、台風等荒天時に漁船が安全に係留できる岸壁確保のための防波堤や防風施設、就労環境改善のための浮桟橋や防暑施設などを整備する必要がある。

漁場施設については、耐用年数を経過している浮魚礁の更新整備及び沿岸域資源の減少や海域環境の悪化等の課題に対応した漁場整備が必要である。

キ フロンティア型農林水産業の振興

(成果等)

アジア経済の著しい成長発展、地球温暖化等 環境変動への対応など、本県の農林水産業が様々な社会環境の変化に柔軟に対応するため、6次産業化及び他産業との連携強化、アジアなど海外への展開に取り組んだ。

6次産業化及び他産業との連携強化については、6次産業化サポートセンターの設置や人材育成研修の実施、新商品開発や施設整備の支援など農林水産業の6次産業化等に取り組んだ。

これらの取組などにより、6次産業化関連事業者の年間販売額は、平成29年度で244億4,400万円と増加し、目標値の達成に向けて着実に前進している。

また、観光産業との連携や都市と農村の交流を促進するため、グリーン・ツーリズム研修プログラムやテキストを作成し、研修会を各地区で開催するなど実践者の資質向上を図るとともに、平成28年度には「沖縄県グリーン・ツーリズムネットワーク」を設立し、グリーン・ツーリズム実践団体の連携体制の構築と共に課題について検討するなど、実践団体の連携強化と受入体制の品質向上を進めた。

これらの取組などにより、グリーン・ツーリズムにおける交流人口は、平成29年度で11.6万人と増加しており、目標値の達成に向けて着実に前進している。

アジアなど海外への展開については、県産農林水産物の海外展開において、海外市場のニーズ調査や多様な販売ルート開拓、プロモーションの強化等に取り組むとともに、那覇空港の国際物流ハブ化や香港の流通保管施設の設置等に取り組んだ。

これらの取組などにより、沖縄からの農林水産物・食品の輸出額は、平成29年で26億2,200万円と増加し、目標値の達成に向けて着実に前進している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
6次産業化関連事業者の年間販売額	15,200百万円 (H23年度)	24,444百万円 (H29年度)	24,800百万円
グリーン・ツーリズムにおける交流人口	4万人 (H22年度)	11.6万人 (H29年度)	13万人
沖縄からの農林水産物・食品の輸出額	1,583百万円 (H22年)	2,622百万円 (H29年)	2,636百万円

(課題及び対策)

農林水産業の新たな発展に向けて、他産業との連携、アジアなど海外への展開、環境との調和を基調としたフロンティア型農林水産業の振興を図っていく必要がある。

6次産業化及び他産業との連携強化については、生産から加工、流通までの一貫したノウハウを有する人材の育成、6次産業化法に基づく認定事業者の計画造成に向けた支援体制の整備、観光産業との連携による体験交流型観光などに取り組み、生産性の向上を図り、農家所得の向上や農村地域の活性化を促進する必要がある。あわせて、様々な社会環境の変化に柔軟に対応するため、国家戦略特区制度等を活用し、農林水産業の諸課題を解決していく必要がある。

また、本県では、夏場の高温、台風等の気象条件下で葉野菜類の生産が困難であることから、高度な環境制御技術により計画的に安定生産可能な施設等の導入に取り組む必要がある。加えて、施設整備・運営に係るコスト低減や栽培技術を確立することが必要である。

さらに、冬場は県内産の露地栽培の葉野菜類が多量に流通することから、周年を通して安定した販売先を確保するなど、経営の安定化を図る必要がある。

アジアなど海外への展開については、海外市場のニーズ把握、多様な販売ルート開拓、プロモーションの強化等を図るとともに、効率的な移輸出に対応した流通拠点の形成、輸送コストの改善に向けて取り組む必要がある。

1
2 (3) 地域を支える中小企業等の振興

3 地域を支える中小企業等が社会の変化や多様なニーズに対応し、着実に成長発展が
4 遂げられるよう、自助努力と創意工夫による新たな取組を支援し、中小企業等の活力
5 を高めていくとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化
6 や地域の雇用を支える商業及び建設産業の振興を図り、地域全体の活性化へつなげ
7 るため、各種施策を展開した。

8 【「目標とするすがた」の状況等】

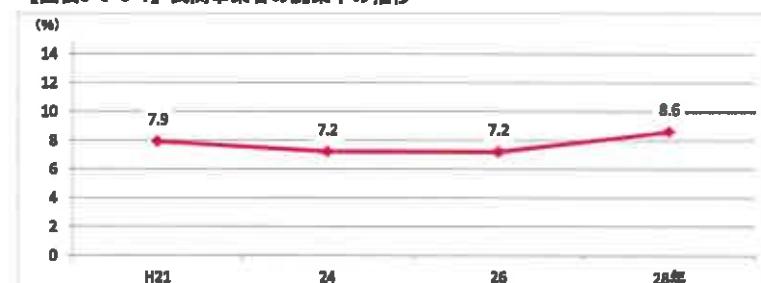
9 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
10 基準年と比較し、「元気な中小企業等が増えていること」は0.6ポイント増加し、県民
11 満足度が向上したもの10%台にとどまっている。また、「民間事業所の廃業率」は
12 0.6ポイント増加し8.6%となっている。

13 「小規模事業所の割合」は3.8ポイント減少し72.7%となり、目標値達成に向けて前
14 進した。

15 <目標とするすがたの状況>

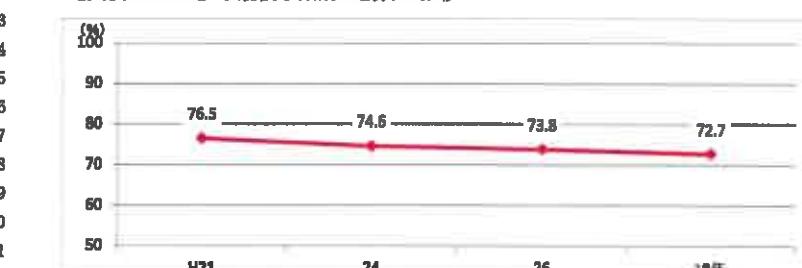
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状調)	R3年度の目標
元気な中小企業等が増えていること	14.8% (H24年県民意識調査)	15.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
民間事業所の廃業率低下 (民間事業所の廃業率)	8.0% (H21年)	8.5% (H28年)	8.0% (28年企画平均)
中小企業等の規模拡大 (小規模事業所の割合)	76.5% (H21年)	72.7% (H28年)	70.0% (28年企画平均)

27 【図表3-3-8-1】民間事業者の廃業率の推移



29 出展：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

1 【図表3-3-8-2】小規模事業所の割合の推移



30 出展：総務省「経済センサス基礎調査」「経済センサス活動調査」

31 地域を支える中小企業等の振興に向けては、中小企業の生産性の向上や人材の多様化等に係るきめ細やかな施策を講じるとともに、地域コミュニティの拠点である商店街・中心市街地の活性化や、地域の雇用を支える商業及び建設産業などの振興に向けた取組を推進する必要がある。

32 このため、中小企業等の総合支援の推進、商店街・中心市街地の活性化と商業の振興、建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓が必要である。

33 ア 中小企業等の総合支援の推進
(成果等)

34 中小企業等の総合支援を推進するため、中小企業等の経営革新、経営基盤の強化を促進するとともに、創業・ベンチャー企業支援の充実に取り組んだ。

35 中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、県内中小企業等の経営課題の解消を図るために、ワンストップセンターによる窓口相談や各商工会及び商工会議所の経営指導員による巡回指導に取り組んだ。また、一括交付金（ソフト）を活用し、戦略的な経営管理による経営基盤強化及び成長に資するプロジェクト推進のための事業費の助成及びハンズオン支援等を実施した。

36 さらに、中小企業者の生産性向上等に向けた経営革新計画策定に対する指導や計画策定後の支援を行った。

37 これらの取組により、1事業所あたりの従業員数については、平成28年に8.6人となっていました。現時点では目標を上回っています。加えて、取組により商工会における支援体制が強化されたことで、商工会の会員数が増加し、事業者数全体に占める商工会会員数の割合である組織率が全国1位となるなど、地域の小規模な事業者の支援体制の構築が進んでいる。

38 また、中小企業者等の経営の合理化・近代化を促進するため、中小企業の組合設立等の指導を行い、組織化を促した結果、地域資源を活用するための零細事業者等による新規組合設立も見られた。

これらの取組により、中小企業組合数については、平成29年度には349組合となつており、組合制度の適正な管理運営のため休眠組合を解散したことにより基準値より前進はしているが、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

創業・ベンチャー企業支援の充実については、創業予定者を対象にしたセミナーの開催や創業後おおむね5年以内の経営者に対してフォローアップ研修を実施するなど、創業前後にかけて継続的な支援を実施した。また、金融面においても、創業者向け資金のほか、新たな雇用創出や資金借換えなど、企業のライフステージに即した各種資金メニューを用意し、資金需要に対応した。また、ベンチャー企業に対してベンチャー支援ネットワークと連携したハンズオン支援を行い、市場競争力の強化を図った。このほか、創業後の支援により創業直後の廃業防止に取り組むとともに、後継者が確保できることによる廃業を防止するため、事業承継前後の事業者に対して巡回訪問を行い、事業承継計画策定等の支援を実施した。さらに、県内外の金融機関、研究機関、民間企業などを含めたベンチャー支援ネットワークの構築を行ったことで、ベンチャー企業の資金調達や事業拡大に寄与しており、官民ともにベンチャー企業等に対する支援の機運が高まりつつある。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
1事業所あたりの従業員数	7.6人 (H21年度)	8.6人 (H28年度)	8.5人以上
中小企業組合数	343組合 (H23年度)	349組合 (H29年度)	370組合

(課題及び対策)

中小企業等の経営革新、経営基盤の強化の促進については、本県における従業者数20人以下（商業・サービス業は5人以下）の小規模事業者の割合は87.2%と、全国の86.5%を上回っていること、また、1事業所あたりの従業者数は、8.6人で、全国平均の10.6人に比べて低く、都道府県別で40位と下位にあることから、零細で脆弱な経営基盤をいかに改善していくかが大きな課題となっている。このため、中小企業者等の規模の過小性改善や、近代化に向けた協業化の支援とともに、IT技術導入等の経営合理化による生産性向上、市場競争力の強化等の支援に取り組む必要がある。また、これまで実施してきた、中小企業等の成長に資するプロジェクト推進のための支援については、プロジェクト終了後のフォローアップも充実させる必要がある。

また、県経済の拡大や観光客の増加等により、業種によっては人手不足が顕著になっている。このため、労働環境・待遇改善や多様な人材の雇用促進に向け取り組む必要がある。

近年、経営者の年齢ピークが約66歳に達し、今後5年から10年の間に多くの中小企業等が事業承継のタイミングを迎えることから、国や各支援機関（金融、経営支援）と連携し、円滑な事業の引継ぎを促すための支援を講ずる必要があ

る。

創業・ベンチャー企業支援の充実について、県内における創業率は全国に比べ高いものの、廃業率についても同様に高くなってしまっており、経営力の向上に向けた総合的な支援が必要である。このため、ベンチャー支援ネットワーク構築を通して各関係機関との連携を強化し、ベンチャー企業を育てる仕組みを構築する必要がある。

イ 商店街・中心市街地の活性化と商業の振興

（成長等）

商店街・中心市街地の活性化と商業の振興については、商店街・中心市街地の環境整備、商店街等の創意工夫による取組支援を実施した。

商店街・中心市街地の環境整備については、老朽建物が密集し、防災上、都市機能上の課題を抱える山里第一地区、農連市場地区、モノレール旭橋駅周辺地区での市街地再開発事業により、細分化された敷地の共同化や、高度利用による公共施設の創出、街路等の整備・再配置等を行った。

また、商店街振興組合等が行う環境整備などへの補助については、制度の広報を強化するとともに、商工会議所や商工会、市町村等との連絡会などを活用し、事業実施の働きかけを行った。

商店街等の創意工夫による取組支援については、主体となる商店街の組織強化・活性化を図るために、沖縄県商店街振興組合会が行う組合の設立・運営等に関する指導講習会や研修会に要する経費を支援したほか、商店街等が市町村と連携して作成する活性化のための計画策定や、商店街の組織強化等の取組に対して支援を行った。支援の結果、商店街の活性化に向けたリーダー育成や地域の特色を生かした商店街の活性化につながった。

これらの取組を推進してきたが、商店街振興組合数については、平成30年度に14組合となっており、大型店舗の進出などによる商業施設の郊外化の影響を受けて解散した組合があったため、基準値より下回っている。商店街の空き店舗率については、現時点で目標値を達成して改善している。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
商店街振興組合数	16組合 (H22年)	14組合 (H30年)	16組合
商店街の空き店舗率 ※()内の数は空き店舗数	11.0% (765店舗) (H21年)	9.5% (683店舗) (H29年)	9.0% (624店舗)

(課題及び対策)

商店街・市中心市街地の環境整備については、歩いて暮らせる環境づくり、街なか居住の促進等による良質な住環境の整備に向けて取り組む必要がある。また、新たな商業地の形成に当たっては、市町村の意向を踏まえつつ、広域的な都市構造を踏まえた適正な配置とする必要がある。

商店街等の創意工夫による取組支援については、地元自治体のイニシアティブのもと、商店街と地域住民等が直接に連携・協働した取組を促進するとともに、地元住民や観光客などの購買意欲を喚起する様々な取組を主体的・継続的に行っていく必要がある。また、少子高齢化や消費者ニーズの多様化等に対応した生活支援サービスや農林水産業、観光リゾート産業など他産業との連携等による新たな需要創出を図ることが一層重要であり、その担い手となる地域リーダーや商店街後継者の育成及び組織強化に向けた取組が不可欠である。このため、商店街等が行う、組織強化や市町村と連携した活性化計画策定等、活性化や新たな需要創出に向けた取組を支援する必要がある。

**ウ 建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓
(成果等)**

県内総生産に占める建設業の割合は、平成27年度で9.4%（全国5.5%）であるが、第2次産業全体に占める建設業の割合は64.6%と全国の21.4%を大きく上回っており、県経済や雇用を支える産業の1つである。

また、全産業に占める就業者数の割合は平成27年度で9.8%と、全国の7.5%より高い水準にある。

建設産業の担い手確保及び活性化と新分野・新市場の開拓を推進するため、建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進、建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進、建設産業人材の育成、よりよい入札・発注方式の導入に取り組んだ。

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、建設産業が培ってきた環境・リサイクル分野の更なる技術向上を図るため、特定建設資材廃棄物を原材料とした製品の使用徹底や、産業廃棄物等を原料とした建設リサイクル資材について評価基準に適合するものを知事が認定した「ゆいくる材」の利用を促進した。

これらの取組により、沖縄県リサイクル資材（ゆいくる）評価認定業者数は、平成29年度に85業者となっており、現時点で目標値に達している。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、新たな企業戦略の構築や、企業再編・連携の促進を通じた企業体质の強化を図るとともに、新分野・新市場への進出による受注機会の確保・拡大を推進していくため、「沖縄県建設産業ビジョン」を平成24年度に改訂した。同ビジョンの実現に向けては、沖縄県建設産業ビジョンアクションプログラムに基づき、相談窓口の設置やセミナーの開催等の取組を行った。また、海外でのビジネス展開に必要なネットワークの構築のため、沖縄建設産業グローバル化推進事業において、海外展開に向けた市場調査を実施し、課題

の抽出とその解決策を整理し、課題解決に向けて現地で試験（モデル）施工とモニタリングを実施した。

これらの取組により、新分野進出に向け具体的な目標を設定して取り組む建設業者の経営革新計画承認数については、平成29年度に71業者となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。また、海外建設工事等参入企業数についても、平成29年度に6社となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

なお、沖縄県建設産業ビジョンについては、平成30年に終期を迎えたことから見直しを行い、建設産業における人材不足や高齢化、インフラの老朽化など時代の環境変化に対応し、持続可能な建設産業を目指して官民一体となって取り組むため、新たに「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定した。今後は、同ビジョンに基づき、「働き方改革」による労働環境の改善やICT技術の活用による生産性向上に向けた取組を進めていく。

建設産業人材の育成については、公共工事に関するスキル向上のための技術者向けセミナーへの講師派遣や、若手建築士を対象とした設計協議を行った。また、建設業界の魅力発信のため、建設業団体と連携し、おきなわ建設フェスタへの後援及び親子体験バスツアーや技能フェスタへの参加、県立高校等へのポスター配布等を行った。

建設工事の受注拡大については、米軍発注工事への県内建設業者の参入を図るために、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等、参入障壁となっている諸条件への対応として、一般セミナーに加え集中支援セミナーを行った。

これらの取組により、SAM（米軍政府企業登録）登録業者数については、平成29年度に20業者となっている。基準値より前進はしているが、県内公事業の増加等により米軍発注工事への参入意欲が減少していること等により参入企業数が伸び悩んでいることから、目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
沖縄県リサイクル資材（ゆいくる）評価認定業者数	82業者（H23年度）	85業者（H29年度）	85業者
建設業者の経営革新計画承認数	62業者（H24年度）	71業者（H29年度）	83業者
海外建設工事等参入企業数	0件（H23年度）	6社（H29年度）	12社
SAM（米軍政府企業登録）登録業者数	4業者（H24年度）	20業者（H29年度）	40業者

(課題及び対策)

建設技術に関する新たな工法・資材等の開発促進については、環境・リサイクル分野の技術向上を図るため、沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）による認

定業者の拡大を図る必要がある。一方で、原料となるコンクリート廃材不足により、ゆいくる材の生産が一時中止となる状況が生じたため、建設工事から撤出される廃材を、一定の品質が認定されたゆいくる材へ再資源化することをより一層促進するなどの対応が必要となっている。

建設産業の経営基盤の強化と新分野・新市場進出の促進については、社会资本整備のほか、社会ニーズに対応した新たな技術の開発、新分野進出等による経営の多角化や協業化等による経営基盤の強化を促進するとともに、アジア・太平洋地域に積極的に技術貢献しうるグローバル企業として新たな振興発展を図る必要がある。

社会ニーズに対応するため、産学官連携のもと、「自然環境の保全・再生」、「循環型・低炭素都市づくり」、「沖縄らしい風景づくり」、「耐震化、老朽化及び長寿命化」、「生産性の向上」等に対応した工法・資材等の技術開発を促進する必要がある。また、これまで建設産業が培ってきたノウハウやネットワークを生かし、農林水産業分野や環境・リサイクル分野等、新分野・新市場への進出等による経営多角化を促進するほか、業種転換、企業合併や連携による協業化等への取組を支援する必要がある。

多様化・高度化する市場ニーズに対応するため、建設産業においても、海外市場への展開が重要であるが、必要なネットワークの構築や、海外の商習慣、語学等の専門知識を持つ人材の育成・確保等に取り組む必要がある。建設産業の担い手確保については、中長期的な観点から処遇改善や生産性の向上、建設産業の魅力発信など技術者・技能者等の育成・確保に取り組む必要がある。

また、顕著となっている人手不足については、外国人材の活用を始め、国の法改正の動向を踏まえながら、多様な人材の確保について検討する必要がある。

建設工事の受注拡大については、公共工事における県内建設業者の受注機会の確保に加え、米軍が発注する建設工事への参入の期待が高まっているが、契約に際しての高率ボンド（履行保証）制度等、参入障壁となっている諸条件への対応が不可欠である。

公共工事における県内建設業者の受注機会の確保については、入札契約の健全化を高め、技術と経営に優れた企業が正当に評価される市場環境の整備が必要であることから、公共工事の計画的な発注、建設産業の持続的な発展の推進を目指し、よりよい入札方式・発注方式の導入を検討する必要がある。また、総合評価落札入札方式については、価格と品質が総合的に優れた調達が行われるよう評価項目等の改善に取り組む必要がある。

米軍が発注する建設工事への参入については、県内建設業者参入を支援するため、個別の建設業へ専門家派遣するなど、フォローアップを強化する必要がある。また、本県で作成した米軍発注工事参入に関するガイドブックを県内業者に公開することで、県内業者の米軍発注工事参入を支援するとともに、米軍への入札要件緩和要請について、要請活動を継続する必要がある。県内建設業者が米軍発注工事へ参入することで、地域経済循環の強化につなげる必要がある。

建設業界においては、建設投資が回復基調で推移するなど明るい兆しが見える一方で、建設業従事者の高齢化の進行や若年入職者の減少により人材不足等の問題が顕在化しており、災害時の応急対策や将来にわたる社会資本の品質確保と適切な機能維持が危ぶまれている。このため、適正な賃金確保等の労働環境の改善や、ＩＣＴ技術の活用による生産性向上を図るとともに、将来の建設産業を担う人材を確保するため建設産業の魅力発信に取り組む必要がある。

本県では平成30年に、これらを踏まえた「沖縄県建設産業ビジョン2018」を策定したことから、各関係機関が主体的に取組を進めるとともに、その実施状況等を連携管理やその結果を検証することにより、建設産業の活性化を図る必要がある。

1 【主要な制度】

2 (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例措置

3 (目的及び概要)

4 本県は、本土市場との遠隔性、広大な海域に多くの島々が散在する島しょ性、技術
 5 資本等の蓄積不足などの要因により、経済の脆弱性を抱えている。こうした沖縄固
 6 有の特殊な事情を克服し、経済の自立的発展を図るために、沖縄の中小企業の自主
 7 的な努力による活力ある成長、新産業・雇用の創出が重要である。このため、中小企
 8 業経営革新支援法（現在の中小企業等経営強化法）の特例を設け、新たな取組に挑戦
 9 する沖縄の中小企業に対して、重点的な支援措置を講ずることにより、沖縄の経済の
 10 振興を図るための制度として創設された。

12	対象地域	沖縄県内全域
13	対象施設	なし
14	①中小企業経営革新強化 支援事業費補助金	経営革新計画を受けた中小企業者が行う経営革新のための事業に要する経費の一部（20万円以内）を補助する。
15	②信用保証協会による 信用保証の特例	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が普通保証等の別枠設定（通常の付保限度額と同額の別枠を設定）として、普通保証を通常2億円とは別枠で経営力強化保証制度にて2億円（組合は通常4億円とは別枠で4億円）、無担保保証を通常8,000万円とは別枠で8,000万円（うち無担保保証人保証は通常2,000万円とは別枠で2,000万円）の設定ができる。新事業開拓保証及び海外投資関係保証の付保限度額を通常2億円から3億円（ただし、組合は4億円から6億円）とし、債務保証を行う。
16	③政府系金融機関による 低利融資	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、中小企業資金は設備資金7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）、生産資金は設備資金7,200万円（うち運転資金4,800万円）の融資が特別利率3（基準金利より0.9%程度低い利率）で受けられる。
17	④ベンチャー支援資金	承認を受けた経営革新計画を行うために必要な資金について、設備資金・運転資金合わせて3,000万円以内（1企業、1組合あたり）、融資利率年1.50%、保証料率0.35～0.75%で融資を受けられる。
18	⑤高度化事業	中小企業者（中小企業共同組合等）が、個々の中小企業が単独では行えないような大規模な設備投資を共同で行う場合に、長期（20年以内）・低利の融資を受けられる。
19	⑥(株)日本政策金融 公庫法の特例	中小企業の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から期間1年以上の長期資金を借り入れする際に、

1	保証先あたり4億5,000万円を限度に、日本政策金融公庫が信用状（スタンドバイ・クレジット）を発行し、その債務を保証する。
2	⑦貿易保険法の特例
3	中小企業者の外国関係法人等が、現地（海外）の金融機関から1年末満の短期資金を借り入れする際に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）が海外事業資金貸し付け保証を付保する。
4	⑧中小企業投資育成（株） からの投資
5	株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、自己資金の充実とその健全な成長発展を図る。
6	対象は、資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする者だが、経営革新計画の承認を受けた中小企業者等による新規投資は、資本金の額が3億円を超えても投資対象となる。
7	⑨起業支援ファンド
8	国内の創業又は成長初期段階にある中小企業者が新事業等に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援が受けられる。
9	⑩中小企業総合展
10	中小企業が自ら開発した新商品、サービス、技術等を展示することで、販路開拓、市場創出、業務提携などを促進する。
11	⑪特許関係料金減免
12	研究開発に取り組む中小企業が特許を取得する際の審査請求料・特許料を1/2軽減する。
13	沖 縄 特 例
14	①業種の指定
15	特例措置による支援の効果を最大限に発揮するため、支援の対象を特定55種に限定して、当該業種に対して重点的に支援措置を行うこととしている。 ア 沖縄の有している地理的特性、気候的特性、島しょ性、歴史、文化等の様々な地域特性を活用して発展することが期待される業種 イ 沖縄において発展の可能性が高く、戦略的に育成することを要する業種 ウ 付加価値が高く、沖縄において成長の芽生えが見られる業種
16	②全国制度との違い
17	ア 全国制度の場合、全国において相当程度普及している技術等を用いた経営革新計画については、革新計画の対象外とされるが、沖縄特例においては、沖縄において普及が進んでいない技術等である場合には、経営革新の対象となる。 イ 全国制度の場合、付加価値額及び経常利益を目標として定めることとしているが、沖縄特例においては、付加価値額のみを目標として定めることとしている。

※平成30年4月1日時点

【主要な制度】 (1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の特例措置

(活用実績及び結果)

平成24年度以降の沖縄特例による経営革新計画は73件が承認されており、制度が創設された平成14年度からの累計で177件の承認が行われた。同計画の承認により融資制度等の支援措置の利用が促進されるなど、対象業種における経営の向上が図られた。

【表3-3-8-3】 経営革新計画承認状況の推移

(単位：件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
一般分	19	17	22	15	24	29	126
沖縄特例分	13	9	5	12	15	19	73
合計	32	26	27	27	39	48	199

出典：沖縄県商工労働部

平成24年度以降の業種別承認状況を見ると、沖縄特例による経営革新計画では製造業、情報通信業、卸売業の順に承認件数が多いことから、県産素材等を活用した県内での一貫生産（商品開発・製造・販売まで）に寄与している。

【表3-3-8-4】 業種別承認件数

(単位：件)

区分 項目	合計	業種別内訳（平成21～29年度）										
		地政局	農林業	建設	建設	卸売	運輸業	加工業	小売業	飲食店	旅館	
承認件数	199	23	46	16	2	14	24	7	11	4	28	22
うち沖縄特例分	73	2	37	11	1	10	1	2	0	0	5	4

出典：沖縄県商工労働部

特定55業種の経営革新計画（付加価値額）の達成状況について、平成25年度から毎年度実施しているアンケート調査によると、調査年度によっては達成率にばらつきがあるが、付加価値額の達成状況については、平成25年度から平成29年度までの達成率は一般分45%、沖縄特例分は47%の達成率となっており、沖縄特例分の計画達成率が一般分を若干上回る結果となっている。このことから、特定55業種の経営向上の促進が図られていると評価できる。

【表3-3-8-5】 付加価値額または1人当たり付加価値額の目標達成状況 (単位：社、%)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
目標達成企業	0	0	3	43	5	71
目標未達成企業	1	100	4	57	2	29
合計	1	100	7	100	2	100
平成28年度						
	平成28年度		平成29年度		合計	
	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分	一般分	沖縄特例分
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
目標達成企業	2	40	0	0	5	83
目標未達成企業	3	60	1	100	3	37
合計	5	100	1	100	8	100

出典：沖縄県産業振興公社

【主要な制度】 (2) 沖縄県開拓金融公庫の行う新事業創出促進事業

従業員の雇用状況について、平成25年度から毎年実施しているアンケート調査によると、沖縄特例による経営革新計画終了後では、16企業で73人の雇用が創出された。

【表3-3-8-6】 従業員の雇用状況

(単位：人、社)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計
	一般分	沖縄特例分									
計画開始前	—	183	112	—	176	14	35	0	52	170	375
計画終了後	—	232	109	—	215	13	22	1	55	184	414
増減数	—	49	△3	—	39	△1	△3	1	5	24	73
企業数	—	7	6	—	8	3	5	1	8	5	27

出典：沖縄県産業振興公社

(課題及び今後の方向性)

経営計画承認を受けた企業からの継続的な支援要望が多いことから、今後も計画策定の指導から計画承認後の進捗状況のフォローアップ調査や販路拡大に至るまでのハンズオン支援（専門家派遣）を更に強化する。

制度を継続し、経営革新計画の策定を促すことことで、中小企業の生産性向上につなげる。

(2) 沖縄県開拓金融公庫の行う新事業創出促進事業

(目的及び概要)

沖縄における新たな事業の創出を促すことを目的に、平成14年に沖縄公庫業務の特例として新事業創出促進業務が定められた。

沖縄において新たに事業を開始しようとするベンチャー企業等に対し、沖縄公庫が出資により資金供給を行っている。

出資対象の要件	沖縄において
	○新たに事業を開始しようとする者
	○事業を開始した日以後5年を経過していない者
出資の限度額	新事業に必要な資本の額の50%以内
出資の方法	株式取得等の方法による

(活用実績及び結果)

これまでの出資実績は平成14年度から平成29年度までの累計で64件（61社）、26億8百万円となっており、業種は各種製造・販売業からITやバイオ関連の企業など多岐にわたっている。出資先の企業について、出資時点と比較して平成30年3月末（株式処分先を除く41社ベース）の売上高合計額は43億円5,700万円の増加、雇用数では292人の増加となっている。また、県で研究開発費補助等を行った企業が本制度の出資

を受け、事業拡大が図られている事例もある。

本出資制度は、沖縄21世紀ビジョン基本計画の施策分野に関連する様々なベンチャー企業等が活用しており、自立型経済の構築に向けた本県の産業振興に寄与している。

【表3-3-8-7】新事業創出促進出資の実績 (単位:件、百万円)

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計							
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額						
3	175	3	240	1	50	4	280	3	370	4	280	18	1,395

出典：沖縄県開発金融公庫

(課題及び今後の方向性)

中小・ベンチャー企業に対する資金供給については、出資や長期の設備投資などは主に政府系金融機関が担い、日々の事業活動に必要な運転資金は民間金融機関が担うといった役割分担を基本に出資が行われてきた。近年は、地銀等によるベンチャーファンド創設の動きなど新事業・産業を育成する取組が広がっていることから、官民が連携・協調して支援する枠組み（支援スキーム）の展開が一層期待されており、引き続き、県においては、人材育成や研究開発支援など、ベンチャー企業等支援する様々な取組を行い、当出資事業を活用できる企業を支援していく。

当出資制度のニーズは、今後更に高まることが予想されるため、沖縄公庫においても、官民ファンドに加え民間ファンドとも連携を取り、相互の案件紹介や出資後の支援を通じて、適切なリスク分担を図るなど新事業の創出促進や沖縄で成長する企業の積極的なサポートが行えるよう、制度の継続を求める。

(3) ものづくり産業と地域ブランドの形成

(3) ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成

食品加工、健康食品、酒類製造、金属加工、一般機械製造、伝統工芸等のものづくり産業が、県民のニーズに応えることができる地域産業としての地位を確立するとともに、成長のエンジンとして本県経済振興の一翼を担う移出産業へと成長することを目指し、各種施策を実施した。

【「目標とするすがた」の状況等】

これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、基準年と比較し、「製造品出荷額（石油・石炭除く）」は435億円増加し4,427億円となつた。「製造業従事者数」は、基準値から52人減少し2万4,760人となり、平成28年3月に石油精製業を廃止した事業所による事業形態の見直しが影響するなどし、基準値から後退したものの、平成23年までの減少傾向から、平成24年以降は増加傾向に転じている。

また、「県外の友人、知人等に自信を持って勧めることができる地域の特産品があること」は3ポイント増加し、県民満足度が向上した。

＜目標とするすがたの状況＞

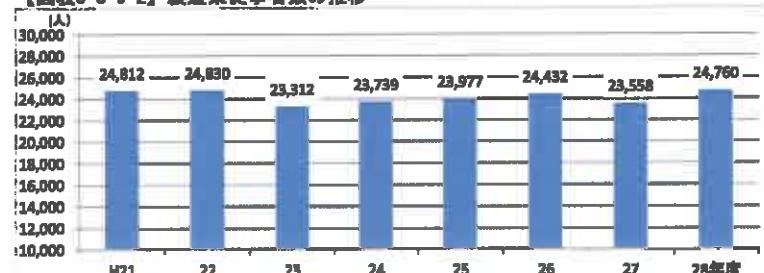
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (現状値)	R3年度の目標
製造品出荷額(石油・石炭除く)の増加	3,992億円 (H21年)	4,427億円 (H28年)	5,500億円
製造業従事者数の増加	24,812人 (H21年)	24,760人 (H28年)	26,000人
県外の友人、知人等に自信を持って勧め ができる地域の特産品があること	38.3% (H24年県民意識調査)	42.3% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

【図表3-3-8-1】製造品出荷額（石油・石炭除く）の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

【図表3-3-9-2】製造業従事者数の推移



出典：沖縄県企画部「沖縄県工業統計調査」

ものづくり産業の振興と地域ブランドの形成に向けては、これまで重点的に取り組んできた地域資源活用による付加価値の高い製品開発や、ものづくり基盤技術の高度化・人材育成、サポートイング産業の育成、県産原材料の自給率の向上とともに、産業の持続的発展に必要な水資源やエネルギーの安定供給を図る必要がある。このため、ものづくり産業の戦略的展開、県産品の販路拡大と地域ブランドの形成、安定した工業用水・エネルギーの提供等に取り組む必要がある。

ア ものづくり産業の戦略的展開

(成果等)

ものづくり産業の戦略的展開のため、付加価値の高い製品開発及び事業化の促進、ものづくり基盤技術の高度化とサポートイング産業の振興、原材料の確保及び高品質化の推進、ものづくり先進モデル地域の形成に取り組んだ。

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進については、県内事業者を中心とする産学官等の連携による、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発に対し、試作品開発や市場調査等に係る経費の一部を補助し、魅力的な商品の創出を支援した。

中小企業に対する支援として、技術開発や製品開発への補助等を行い、新たな製品が実用化され海外販路に結びついた。また、経営基盤強化や持続的発展に資するプロジェクトに対する費用の助成や経営支援を行ったことで、販売額や新規雇用の増加につなげた。さらに、中小ものづくり企業の資金調達法の多様化を図るために、沖縄ものづくり振興ファンドを設立し、成長可能性の高いプロジェクトに対して投資を行うなど、企業の技術革新や県外・海外への事業展開等を促進した。

ものづくり基盤技術の高度化とサポートイング産業の振興については、製品の製造に必要な装置の開発などの、ものづくり基盤技術を蓄積するため、技術開発プロジェクトを実施してハンズオン支援を行い、県内製造業の技術力向上に取り組んだ。めつき等の表面処理体制の構築に向けては、技術・設備の導入や環境配慮について有識者を交えた検討会を重ね、実現可能な事業展開の検討を行った。また、人材の育成・確

保に向け、若手から中堅技術者に対して、付加価値を有する金型設計等に係る研修を実施することで、高度な技術と専門知識の習得を図った。さらに、次世代の担い手となる県内工業高校の生徒等を生産現場へ派遣することでサポートイング産業の現状の共有と意識付けを行い、企業ニーズに合った人材育成の素地を作ることができた。

産業高度化・事業革新促進地域制度（産業イノベーション制度）においては、税の軽減措置等の制度活用に向けた措置実施計画の認定数が着実に増加し、製品の開発力や技術の向上及び地域資源の活用による新事業の創出等に資することができた。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸品に係る原材料の確保に関する取組として、工芸従事者とのネットワークを構築するため産地組合等へヒアリングを行い、現状と課題の把握に努めるとともに、芭蕉糸の生産技術者の育成と糸芭蕉の栽培技術の研究を行った。工芸従事者の確保については、後継者育成事業に対する産地組合への補助や、高度な技術者を養成するための研修事業の実施、工芸雑貨品等の製造技術者の養成等を行い、工芸人材の育成を図った。

これらの取組を行ってきたが、工芸品生産額については、平成29年度に40.2億円となっており、工芸品の製造に必要な良質な原材料の不足と後継者不足などから、基準値より下回っている。

県産農林水産物の高品質化については、サトウキビの新品种育成やマンゴーの鮮度保持技術、オキナワモズクの安定した芽出し条件の検証等の研究開発等を行うことで、安定生産に係る技術開発を進めた。また、農林漁業の6次産業化については、商品開発支援講座や、加工に必要な機械等の整備の補助を行うとともに、開発した商品のP.R.やテストマーケティング等の場となる「おきなわ島ふ~どグランプリ」を開催した。これにより、新商品の完成、商談会やテストマーケティングによる販路獲得や等の成果が上がるとともに、優秀味覚賞やmondセレクションを受賞した商品が生まれた。

ものづくり先進モデル地域の形成については、県内のものづくり産業の集積によるものづくりの先進モデル地域を形成するため、国際物流拠点産業集積地域における、賃貸工場等の施設整備を始め、固定資産取得費用等への助成制度等に取り組んだ。また、企業集積のための税制優遇制度である国際物流拠点産業集積地域制度については、制度の周知や、税理士会と連携したワンストップ相談窓口の設置による活用促進に取り組んだ。

これらの取組などにより、臨空・臨港型産業における新規立地企業数については、平成29年度に178社となっており、各種誘致施策等により基準値より前進はしているが、高付加価値の製造業を下支えするサポートイング産業の集積が不十分であることから、引き続き目標値の達成に向けて一層の推進が必要である。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度目標値
工芸品生産額	41.3億円 (H22年度)	40.2億円 (H29年度)	55.0億円
臨空・臨港型産業における新規立地企業数	47社 (H23年度)	178社 (H29年度)	280社

(課題及び対策)

付加価値の高い製品開発及び事業化の促進について、県内のものづくり企業は、経営資源が乏しく、自社単独の製品開発や高付加価値化への取組が十分に行えていない状況にあるため、業界連携による事業の実施や産学官連携による支援体制の構築が必要である。また、地域資源を活用した付加価値の高い製品開発による県産品ブランドの形成を図る必要がある。さらに、アジア展開や外国人観光客の増加等を踏まえ、食嗜好やハラール認証など新たなニーズに対応した食品開発や、産学官・企業間・異業種間の連携、人材育成等を推進するコーディネート機能を強化するための体制構築が必要である。

ものづくり基盤技術の高度化とサポートイング産業の振興については、ものづくりの基盤となるサポートイング産業の集積が少ないとから、生産技術の高度化が立ち遅れおり、生産性向上や製品の高付加価値化への対応が求められている。また、企業ニーズに対応した技術研修等、県外製造業者や研究機関等との人的交流の推進により、高度な技術と専門知識を有する人材の育成・確保への取組が必要である。加えて人手不足に関しては、産業界、県内教育機関等と連携し、次代を担う若者に対してものづくり産業の魅力を発信し、興味・関心を育む必要がある。

近年、県外企業の新規立地に伴い、県内の産業が多様化、高度化が進み始めており、新たなものづくり産業分野への技術支援ニーズが増大しているが、現状の体制では十分な支援が実施できていない。このため、国際物流拠点産業集積地域旧うるま地区の「素材材産業振興施設」を主要エリアとするものづくりの支援拠点として、実用化に向けた製品試作・開発、技術相談、IT・観光等他産業との連携、人材育成、県内企業と誘致企業との連携強化を図るために体制を構築する必要がある。また、県工業技術センターにおいては、IoTやAIの活用など、多様化、高度化する製造業の技術的ニーズに対応できる体制を整える必要があり、これらの高度技術を生かした、更なる生産技術の向上や高付加価値製品の開発により県内製造業の高度化、生産性の向上を図る必要がある。

県内において、製品の製造に必要な装置や、サポートイング産業の集積が進むことで、県内製造業の県内受発注を促進し、地域経済の好循環が図られるため、引き続き、ものづくり基盤技術の高度化とサポートイング産業の振興に取り組み、製造業の県内自給率を高めていく必要がある。

原材料の確保及び高品質化の推進については、工芸産業において、天然原材料の枯

渇、原材料製造事業者の後継者不足、品質の向上と安定化が課題となっていることから、喜如喜の芭蕉布に使用される芭蕉糸の採織技術者の育成などによる原材料の確保と後継者の育成を行うとともに、上質な原料確保のための栽培技術の研究に取り組む必要がある。また、地域資源を生かした製品開発を進める上で、県産農林水産物の安定生産や加工保存に係る技術開発を進めるとともに、生産者と加工製造業者の連携強化による県産原材料の確保・自給率向上への取組が必要である。

ものづくり先進モデル地域の形成については、ものづくり産業の集積に向けて、魅力的な投資環境の整備が必要であり、賃貸工場等の施設整備を始め、固定資産取得費用等への助成制度等、設備投資に係る助成制度の充実を図るほか、立地企業に対するワンストップサービスでの創・操業支援体制の強化や、国際物流拠点産業集積地域制度の周知及び利用促進に、引き続き取り組む必要がある。

イ 県産品の販路拡大と地域ブランドの形成

(成果等)

県産品の販路拡大と地域ブランドの形成のため、県外市場等における県産品の販路拡大、地域ブランドの形成促進に取り組んだ。

県外市場等における県産品の販路拡大については、県外・海外での物産展、沖縄フェア等のプロモーションを通して、県産品の認知度向上を図り、県内企業の県外展開・海外展開を促進した。さらに、県産品の品質向上と販路開拓促進のため、公的な試験研究機関の検査と選定審査会の審査を経て選定された製品を、沖縄県優良県産品として認定し、産業まつり等で展示することで優良県産品の宣伝・普及を図った。

県外への出荷に係る物流コストについては、物流コスト最適化に向けたモデル構築の取組の一つとして、県内事業者が共同で輸送・配送する仕組みの検討や、専門アドバイザーによる物流に関する相談窓口の設置など総合的な物流対策を実施した。また、県産品輸出事業者に対し、コンテナ倍上げ事業による物流支援策を実施することで、初期における価格競争力の優位性を高め、取引拡大及び輸出量増大につなげた。

これらの取組により、国内における沖縄フェア売上高については、平成29年度に7億円となっており、現時点で目標値を上回っている。

泡盛の出荷拡大を図るため、酒類流通事業者と連携したeコマースを活用する新たな販路の構築や、雑誌等でのプロモーション、泡盛の付加価値向上に資する調査研究を実施した。また、泡盛の普及啓発のため、酒造組合に対して展示会への出展やプロモーションに係る費用の補助を行うとともに、個別酒造所に対して消費者嗜好に対応するマーケティング強化に関する費用の補助を行った。

これらの取組を行ったものの、酒類全体において国内酒類市場の縮小等により数量が減少傾向にある中、泡盛の出荷数量についても、県内外ともに平成16年をピークに13年連続で減少しており、目標値の達成は厳しい状況にある。

一方で、平成28年度に泡盛産業の経営の実態調査を行ったところ、全体の3割を超える酒造所が営業損失を抱えていることが分かった。これまでの出荷拡大に加え、経営環境が厳しい酒造所へ中小企業診断士等の派遣による支援にも取り組ん

1 でいる。

2 地域ブランドの形成促進については、健康食品において、沖縄ブランドを確立・強
3 化するため、業界団体と事業者、産業支援機関が連携してブランド化に取り組む体制
4 構築に取り組んだ。また、県外展示会で県産健康食品・素材のPRや業界団体による
5 ブランド認証制度の創設に向けた検討を行った。

6 <主な成果指標の状況>

7 成果指標名	8 基準値	9 現状値	10 R3年度 目標値
11 沖縄フェア売上高	12 一	13 7.0億円 (20年)	14 8.0億円
15 泡盛の出荷数量	16 22,297hl (H23年度)	17 18,225hl (H29年度)	18 28,700hl

19 <課題及び対策>

20 県外市場等における県産品の販路拡大については、沖縄県産品は、県外消費者に
21 とってなじみが少なく、食し方などが分からぬ場合もあるため、商品特性や魅力、
22 調理方法等について効果的にPRする必要がある。このため、沖縄フェアにおいて、県
23 外消費者向けのメニュー提案、商品説明員の配置、商品特性を説明する広告文を添え
24 るなど、県産品のお試し購入につながる取組を推進する必要がある。

25 海外におけるフェア等については、支援企業における外国語対応等に課題があるた
26 め、商談から販路拡大へより結びつくよう、専門コーディネーターによるフォローア
27 ップに取り組む必要がある。

28 産業まつりについては、一層の販路開拓につながるよう、商談機能の拡充に取り組
29 む必要がある。

30 県外への出荷に係る物流コストについては、県外共同物流センターの活用や物流情
31 報を正確に把握することなど物流の高度化が必要であるが、個別事業者だけではその
32 ノウハウが不足している。このため、物流専門家による事業者へのハンズオン支援等
33 の支援に、引き続き取り組む必要がある。

34 泡盛の出荷拡大については、泡盛は嗜好品であるため、継続的なプロモーションに
35 取り組むとともに、若者等セグメント別に多様化する消費者嗜好に対応した商品開
36 発、販売促進、情報発信等の取組を強化する必要がある。また、経営が安定している
37 酒造所に対しては、県外を主要市場に見据えつつ、海外市場やインバウンド市場を視
38 野に入れた商品開発等のマーケティング力の強化を図る必要がある。一方で経営環境
39 が厳しい酒造所に対しては、経営改善支援を実施することで、自発的な経営基盤強化
40 を促進する必要がある。

41 地域ブランドの形成促進については、特産品を含めた地域全体の魅力や総合力を高
42 めて発信する地域ブランドの形成など、地域・業界が一丸となった取組が求められて
43 いる。

1 優位性のある県産健康食品については、業界団体、事業者、産業支援機関で構築し
2 たブランド化推進体制による取組を支援するとともに、沖縄ブランドを確立・強化す
3 るため、業界団体によるブランド認証制度創設を推進する必要がある。

4 <ウ 安定した工業用水・エネルギーの提供>

5 (成果等)

6 安定した工業用水・エネルギーの供給のため、工業用水道施設の整備、電力エネル
7 ギーの安定供給に取り組んだ。

8 工業用水道施設の整備については、安定的に工業用水を供給するため、老朽化した
9 施設の計画的な更新や耐震化を実施している。

10 これらの取組により、工業用水の給水能力は、工業用水の需要に対応可能な給水能
11 力を維持しており、3万m³/日となっている。

12 電力エネルギーの安定供給については、中城湾港新港地区における電力料金低減化
13 に向けて、当該地区における最適な低減化手法の検討を行い、短期的には「電力消費
14 量の可視化及び省エネ診断」が効果的であり、共同受電等の中長期的な取組につなげ
15 ていくこととした。さらに、送電用海底ケーブルへの支援については、沖縄本島と波
16 嘉敷島間において新規敷設が行われ、工事の完了により離島の生活基盤が充実・強化
17 された。

18 これらの取組により、送電用海底ケーブル新設・更新箇所数については、平成29年
19 度に3か所となっており、目標値の達成に向けて着実に推進している。

20 <主な成果指標の状況>

21 成果指標名	22 基準値	23 現状値	24 R3年度 目標値
25 工業用水の給水能力	26 30,000m ³ /日 (H23年度)	27 30,000m ³ /日 (H29年度)	28 30,000m ³ /日
29 送電用海底ケーブル新設・更新箇所数	30 0箇所 (H23年度)	31 3箇所 (H29年度)	32 9箇所

33 <課題及び対策>

34 工業用水道施設の整備については、島しょ県である本県において工業用水道施設が
35 地震等により被災した場合、他地域からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわ
36 たる断水の発生が予測されることから、アセットマネジメント（資産管理）の手法を
37 活用した上で老朽化施設の計画的な更新、耐震化により、災害に強い工業用水道施設
38 の整備を進めていく必要がある。

39 電力エネルギーの安定供給については、経済特区等への企業立地の伸張で必要とさ
40 れる高圧電力供給設備の整備及び離島等条件不利地域での産業インフラとしての電力
41 基盤の整備等、低コストでの安定供給が行われるよう取組を促進する必要がある。

1 【主要な制度】

2 (1) 産業高度化・事業革新促進地域

3 (目的及び概要)

4 沖縄は、広大な海域や豊富な亜熱帯性生物等の地域資源を有するとともに、世界最高水準の教育・研究機関も立地しており、付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出において高い優位性・潜在性を有している。

5 このため、製造業等において設備投資や研究開発等を促し、産業高度化及び事業革新を促進することで民間主導の自立型経済の構築を図ることを目的として、平成24年度に産業高度化地域制度を廃止し、本制度が創設された。

10 対象地域	沖縄県内全域
11	①製造業 ②道路貨物運送業
12	③倉庫業 ④こん包業
13	⑤卸売業 ⑥デザイン業
14	⑦機械設計業 ⑧経営コンサルタント業
15	⑨エンジニアリング業 ⑩自然科学研究所
16	⑪特定の電気業 ⑫商品検査業
17	⑬計量証明業 ⑭研究開発支援検査分析業
18	⑮機械修理業 ⑯非破壊検査業
19	※⑯及び⑰は融資制度のみ対象。

20 優遇措置の概要	21 国税 (法人税、所得税)	22 ①投資税額控除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、一定割合（建物・建物附属設備：8%、機械・装置、器具・備品：15%）を法人税額から控除できる（ただし、控除額は法人税額の20%以内、対象となる投資額は20億円が上限。超過する部分は4年間繰越可能。）。
23	24 ②特別償却 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が100万円超（建物等は1,000万円超）の場合、普通償却限度額に加えて、取得価額に一定割合（建物・建物附属設備：20%、機械・装置、器具・備品：34%）を乗じた額を償却できる（ただし、対象となる投資額は20億円が上限。特別償却不足額が生じた場合は1年間繰越可能。）。	
25 地方税	26 ③不動産取得税の免除 対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計額が1,000万円を超える場合、対象設備である家屋及びその敷地である土地（取得の日の翌日から1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する不動産取得税を免除する。	
27	28 ④事業税の免除 対象事業の用に供する設備であって、取得価額の合計が1,000万円を超える（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が500万円を超える）場合、対象設備を事業の用に供した日の属する年以降5か年の各年又は対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日	

1 から起算して5年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち対象設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税を免除する。
2
3
4 ⑤固定資産税の免除 対象事業の用に供する設備で、その新設又は増設に係る取得価額の合計額が1,000万円超（機械及び装置並びに器具及び備品で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものも含む。）の場合、その取得した年の翌年度以降5年間、固定資産税を免除する。
5
6 ⑥事業税の軽減 那覇市において、対象施設に設置される機械・装置、器具・備品の取得価額の合計額が1,000万円以上（建物等は1億円以上）の場合、資産割の課税標準の対象床面積を5年間、1/2控除する。
7
8 その他 ⑦融資 貸付利率、期間等について、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定される。
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45

※上記説明の内容は平成30年度末現在のものである。

(活用実績及び効果)

17 税制優遇措置活用の前提となる産業高度化・事業革新措置実施計画の認定状況は、平成24年度から平成29年度までの6年間で累計363件（年度平均約60件）であった。

18 19 業種別でみると、製造業の240件が最も多く、次いで電気業82件、卸売業26件となっている。また、地域別では中部地域174件、南部地域108件、北部地域42件の順で多くなっている。

【表3-3-9-3】産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 業種別（単位：件、括弧内は件数）

業種	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
製造業	20 (19)	32 (29)	45 (32)	56 (33)	50 (39)	37 (34)
道路貨物運送業	0 -	2 (2)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
倉庫業	1 (1)	1 (1)	3 (2)	0 -	0 -	1 (1)
こん包業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
卸売業	2 (2)	1 (1)	3 (3)	10 (10)	4 (3)	6 (3)
機械修理業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
デザイン業	0 -	0 -	1 (1)	0 -	0 -	0 -
機械設計業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
経営コンサルタント業	0 -	0 -	0 -	1 (1)	0 -	0 -
電気業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
商品検査業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
計量証明業	0 -	1 (1)	0 -	0 -	0 -	0 -
研究開発支援検査分析業	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
合計	27 (27)	53 (36)	76 (41)	82 (46)	72 (48)	54 (41)

※括弧内は企業数等。一部業種において認定企業に重複があるため、合計と一致しない箇所あり。

※平成29年度に2業種分の計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、業種別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

【主要な制度】 (1) 産業高度化・事業革新促進地域

【表3-3-9-4】 産業高度化・事業革新促進措置実施計画の認定状況 地域別 (単位:件)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
北部	2	7	10	11	8	4	42
中部	10	21	37	41	38	27	174
南部	10	21	17	24	17	19	108
宮古	3	1	6	3	3	4	20
八重山	2	3	6	3	6	0	20
合計	27	63	76	82	72	54	364

*平成29年度に2地域にまたがる計画を1つにまとめて作成した企業が1社あったため、地域別で分けて記載すると、実際の計画認定件数より1件多くなる。

税制優遇措置については、平成24年度税制改正により対象地域が県内全域に広がったことや、平成26年度税制改正で活用要件が緩和されたこと等により、活用件数は徐々に増加している。特に固定資産税の免除については年間100件を超えるまで増加した。

【表3-3-9-5】 産業高度化・事業革新促進地域における税制優遇措置の活用実績

	(単位:件、百万円)											
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度						
	件数	適用額	件数	適用額	件数	適用額						
投資税額控除	6	201	25	561	31	354	27	392	20	299	23	440
特別償却	2	29	5	146	4	86	4	46	3	18	7	189
事業税	30	50	31	263	33	358	44	371	47	462	43	407
不動産取得税	8	10	5	18	15	90	26	89	17	59	16	14
固定資産税	71	162	68	697	51	576	94	615	122	841	132	773
事業所税	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	0	0
法人住民税	8	40	30	103	35	65	31	65	23	39	30	62
個人住民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	125	492	154	1,788	169	1,529	226	1,568	233	1,721	251	1,885

*法人住民税は、投資税額控除又は特別償却による法人税減額に連動して、法人税割部分が軽減されたもの。

出典：国税の件数及び適用額は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)

法人住民税の件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)から国税の適用件数を引用。適用額は「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」(総務省)

個人住民税については把握できないため「-」とした。その他の地方税は沖縄県調べによる実績値。

これら優遇措置を活用した設備投資により、県内企業では生産性の向上や新たな製品の製造等につながっており、他のものづくり振興策の成果も相まって、沖縄県の製造品出荷額（石油・石炭除く）は増加してきている（図表3-3-9-1参照）。

【税制優遇措置を活用した産業高度化及び事業革新の事例】

事例①：A社（鉄鋼製品卸売業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：工場、建物附属設備、機械・装置

税制の影響：税制優遇措置が契機となり、工場建設の投資に踏み切った。新規設備により作業効率化し、取扱量も2倍に増加した。

【主要な制度】 (1) 産業高度化・事業革新促進地域

事例②：B社（食料品製造業）

活用状況：投資税額控除

設備投資内容：機械・装置

税制の影響：税制優遇制度があることで設備投資を行った。設備投資により生産の自動化が進み、生産量が約1.3倍に増加した。また、独自の商品開発が可能となつたため、今後は新商品の開発・製造を行う予定である。

(調査及び今後の方向性)

県内において付加価値の高い製品の開発や新たな事業の創出を図るために、製造業をはじめとした幅広い産業の集積・振興を図る必要があるが、いまだ認定実績のない業種が存在するため、沖縄県産業振興公社など関係機関と連携して制度の周知等に取り組む。

県内全域において産業高度化及び事業革新を一層推進し、生産性を向上させるため、製造業等の少ない離島圏域において控除率を引き上げることや、正規雇用者数及び正規雇用率等を勘案した控除率の引上げ等についても検討する。

(沖縄振興開発金融公庫の融資制度)

沖縄振興開発金融公庫において産業高度化・事業革新促進地域内で製造業等又は産業高度化事業を営む者を対象に、通常の融資制度と比べて低利の融資制度（国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付）を整備している。平成24年度から平成29年度までの6年間で累計153件、91億7,200万円が活用されており、本制度は産業高度化及び事業革新促進に寄与している。

【図表3-3-9-6】 沖縄振興開発金融公庫の国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付（産業高度化・事業革新促進地域内）による融資実績



出典：沖縄振興開発金融公庫

(2) 沖縄県産酒類に係る酒類の軽減措置

(目的及び概要)

本土復帰前の琉球政府では、酒税について、アルコール度数30度の泡盛が4万40円/k1、ビールが8万80円/k1と定めていたが、本土復帰によって本則課税が適用されると、アルコール度数30度の泡盛が4万7,900円/k1、ビールが10万6,000円/k1に増税されることから、県民生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮し、激変緩和措置として酒税の軽減措置が創設された。

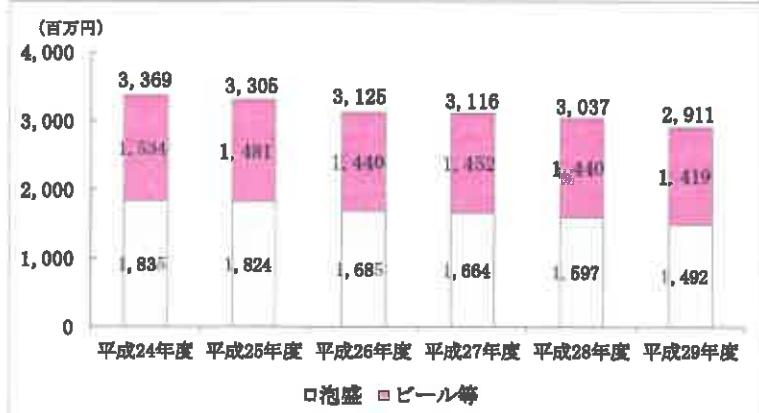
対象	沖縄の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類。
優遇措置の概要 (酒税の軽減措置)	・泡盛 35%軽減 ・ビール等 20%軽減

*上記優遇措置の内容は平成30年度末現在のものである。

(雇用実績及び効果)

平成29年度末現在、酒税軽減措置の適用を受けているのは48事業者（泡盛45、焼酎等1、ビール1、ウイスキー1）であり、平成29年度の軽減実績は約29億円となっている。

【図表3-3-9-7】復帰特別措置による酒税の軽減実績



*「ビール等」には、ビール、焼酎及びウイスキー等の泡盛以外の酒類。

出典：統計情報（沖縄国税事務所）

これまで、本措置によって一般消費者の税負担の軽減が図られるとともに、沖縄県産酒類の県外・島外向酒類に対する価格優位性が確保され、消費数量の維持・拡大に貢献し、沖縄経済の振興に寄与してきた。

また、酒類製造業社側では経営の安定が図られ、商品の品質改良、設備投資及び販売促進など経営の近代化が進められてきたところであり、全出荷量に占める県外出荷率も徐々に伸びてきている。

【沖縄県産酒類の出荷数量】

(泡盛)

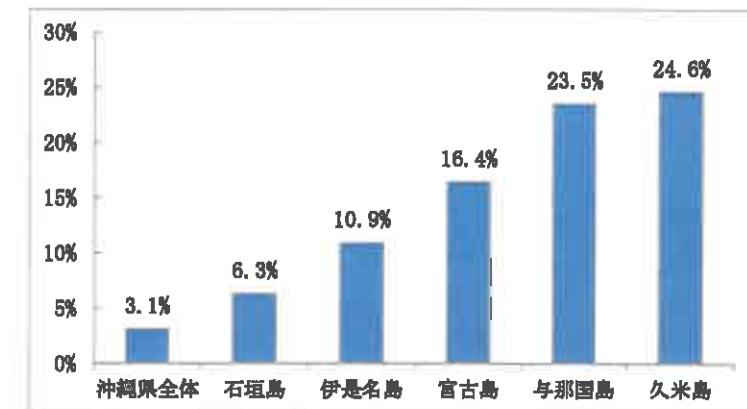
- 復帰後（昭和51年度[※]）の出荷数量 8,762k1（うち県外出荷率2.55%）
 - 現在（平成29年度）の出荷数量 18,229k1（うち県外出荷率15.12%）
- ※昭和47年度～昭和50年度までは県内外出荷率の記録がない。

(ビール等)

- 復帰後（昭和47年度）の出荷数量 23,606k1（うち県外出荷率0%）
- 現在（平成29年度）の出荷数量 56,848k1（うち県外出荷率22.95%）

さらに、本制度の対象となっている泡盛製造場のうち約4割が離島に存在し、産業の少ない離島における雇用の受皿となっており、離島振興の観点からも本制度は重要な役割を果たしている。

【図表3-3-9-8】製造業就業者数に占める泡盛製造業就業者数の割合



出典：製造業就業者数は平成27年国勢調査（総務省）

泡盛製造業就業者数は沖縄県醸造組合による平成27年の調査結果

(課題及び今後の方向性)

人口の減少や若者のアルコール離れ等により、泡盛の出荷量は平成16年をピークに13年連続で減少し、約3割の泡盛製造事業者が営業赤字となっている。このため、泡盛業界では経営安定化に向けて営業利益率を4.1%（平成27年度清酒製造業）とすることを目指し掲げ、各種取組を行っている。

ビール産業では一定の出荷数量を確保するため、総出荷量に占める県外・海外出荷数量の割合を毎年2%増加させることを目標としているが、量販店における競争の激化や本土大手メーカーに対抗するための商品開発費等により、経営環境は厳しさを増している。

本措置が廃止された場合、価格転線による売上げ減少等により産業活動が低下し、地域における経済活動の縮小や雇用への影響が懸念されることから、業界の自立的な経営に向けた取組状況等も勘案しつつ、本措置を継続する必要がある。

1 (10) 雇用対策と多様な人材の確保

2 県民が働きがいのある仕事に就けるよう、雇用の場の創出や就業支援に取り組み、
 3 多様な生き方が選択・実現できる雇用環境の整備と安心して働ける社会の形成を目指
 4 し、各種施策を実施した。

5 【「目標とするすがた」の状況等】

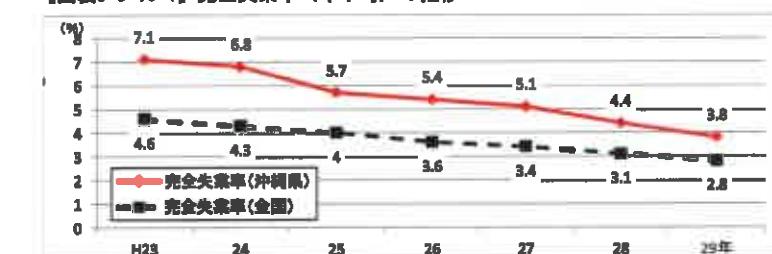
6 これらの施策を展開した結果、基本施策における「目標とするすがた」の状況は、
 7 観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、基準年と比較し、「完全失業率（年平均）」は3.3ポイント減少し3.8%、「就業者数の増加」は6.9万人増加し69.1万人とな
 8 り、現時点で目標値を上回っている。

9 また、「自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること」は8.8ポイント増
 10 加し、県民満足度が向上した。「仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が
 11 整っていること」は9.7ポイント増加し、県民満足度が向上したもの20%台にとど
 12 まっている。

13 <目標とするすがたの状況>

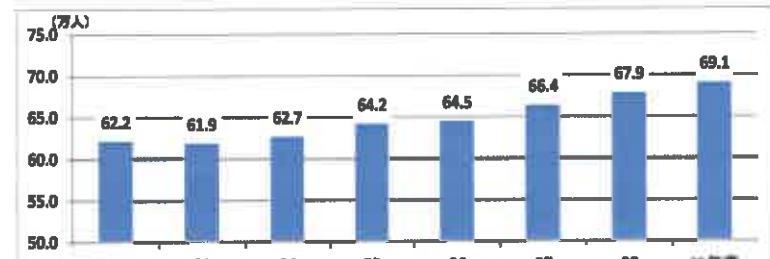
項目名	沖縄県の現状 (基準年)	沖縄県の現状 (測定値)	R3年度の目標
完全失業率(年平均)の低下	7.1% (H23年)	3.8% (H29年)	4.0%
就業者数の増加	61.2万人 (H22年)	69.1万人 (H29年)	69.0万人
自分に適した仕事や、やりがいのある仕事ができること	21.8% (H21年県民意識調査)	30.4% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上
仕事と子育てが両立しやすい労働条件や職場環境が整っていること	14.4% (H21年県民意識調査)	24.1% (H30年県民意識調査)	県民満足度の向上

30 【図表3-3-10-1】完全失業率（年平均）の推移



40 出展：沖縄県企画部「労働力調査」

1 【図表3-3-10-2】就業者数の推移



13 出展：沖縄県企画部「労働力調査」

14 雇用対策と多様な人材の確保に向けては、多様な雇用機会の創出や、非正規雇用者の
 15 正規雇用化を促進するとともに、若年者を正社員として雇用し、定着につなげてい
 16 くなど、更なる正規雇用の拡大に向けた取組を強化する必要がある。また、求人と求
 17 職における技能・能力のミスマッチの解消や、離職の理由ともなる職場環境の改善等
 18 が必要である。加えて近年、完全失業率や有効求人倍率は改善している一方、顕著に
 19 なってきた人手不足の解消のための取組や、産業の高度化を牽引する高度人材の確保
 20 に向けた取組を推進する必要がある。

21 このため、雇用機会の創出・拡大と求職者支援、若年者の雇用促進、職業能力の開
 22 発、働きやすい環境づくり、駐留軍等労働者の雇用対策の推進、沖縄産業・雇用拡大
 23 県民運動（みんなでグッジョブ運動）の推進に取り組む必要がある。

24 ア 就業機会の創出・拡大と求職者支援

25 (成果等)

26 就業機会の創出・拡大と求職支援のため、総合的な就業支援拠点の形成、求職者及
 27 び事業主等への支援、女性、高齢者、障害者等の就労支援に取り組んだ。

28 総合的な就業支援拠点の形成については、就職・雇用等に関する求職者や事業主等
 29 の様々なニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点となるグッジョブセンターお
 30 きなわを設置し、求職者に対して県やハローワーク、那覇市等の関係団体が一体とな
 31 り、生活から就職までワンストップによる支援を行い、平成25年4月の開所から5年
 32 間で延べ11万5,717人が来所した。グッジョブセンターおきなわについては、施設機
 33 能強化のため、旭橋都市開発地区へ新たな施設の整備を行い、平成30年10月に移転が
 34 完了した。今後は同施設を拠点に、関係団体が連携して、求職者や事業主への支援を
 35 強化することで、雇用の創出と安定化を図る。

36 求職者及び事業主等への支援については、沖縄県キャリアセンターにおいては、高
 37 校生からおおむね40代前半までの求職者に対し、就職相談の実施やセミナーの開催な
 38 どを通じ、職業観の育成から就職までを総合的に支援した。平成26年4月から平成30

年3月までは、沖縄国際大学内に中部サテライトを設置し、中部地域の学生・若年求職者への支援を行ったこと等から利用者が大幅に増加し、若年者の失業率の改善に寄与した。

県内各圏域内（北部・中部・南部・宮古・八重山）の雇用創出を図るために、企業開拓や合同企業説明会、事業主向けの雇用支援制度に関する巡回相談等を行い、求職者側と求人側双方に地域の実情に応じたマッチング機会を提供することで、ミスマッチの解消を図り就職支援に取り組んだ。

これらの取組に加え、観光客数の増加等による県経済の拡大もあり、完全失業率（年平均）については、平成29年は3.8%と、現時点で目標値に達している。

県内企業の雇用環境を改善し、離職率を抑制するため、企業における人材育成推進者を養成するための講座を開催するとともに、優れた人材育成の取組を行う企業を認証する「沖縄県人材育成企業認証制度」を創設した。さらに、県内に新規に立地した情報通信関連企業などの企業を対象に、研修費用の一部を助成するなど人材育成の支援を行い、雇用の維持や拡大に寄与した。加えて、非正規雇用者の正規雇用化に向け、待遇改善に必要な原資の捻出に取り組む企業に対して、専門家派遣等の支援を行うことで、正規雇用率の改善に寄与した。

これらの取組により、離職率については、平成29年には4.7%となっており、現時点で目標値に達している。

観光業界については、多言語に対応できる語学人材の確保を支援するため、県外・海外において就職相談会を開催し、平成30年3月末時点で31人の内定者確保につながった。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、母子家庭の母等に対し、託児機能付きの研修や訓練の実施、高齢者の就業機会拡大を図るため沖縄県シルバーパートナーセンター連合等への支援、障害者の職業訓練の推進として新商品開発による事業所製品のオリジナルブランド化等を実施した。また、就職困難者に対する寄り添い型の就職・生活支援を行うとともに、新規学卒者に対して内定率向上のため、専任コーディネーターを大学等へ配置し支援を行った。また障害者就労施設における工賃向上を支援するため、経営コンサルタント派遣により支援するとともに、施設の生産活動の売上増を目指して農作物の栽培や商品開発に関する研修や、障害者が育てた農作物を販売する農福連携マルシェ開催を実施し、平均工賃月額の向上を図った。

＜主な成果指標の状況＞

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
完全失業率(年平均)	7.1% (H23年)	3.8% (H29年)	4.0%
離職率	7.7% (H18年)	4.7% (H29年)	5.2%

（課題及び対策）

県内総生産に占める製造業の構成比が全国一低く、第3次産業の構成比が高い産業構造であり、全国一律の経済雇用対策では波及効果が限定されることから、独自の雇用対策が必要である。また、完全失業率は改善しているが、依然として全国一高い水準であり、雇用の場の不足、求人と求職のミスマッチ、若年者の雇用環境の厳しさといった課題の解決に向け、県や関係団体の一体となつた取組が求められている。

また一方で、近年雇用情勢が改善する中、人手不足が顕著になっている業界もあることから、必要な人材の確保に向けて、多様な人材の就業促進、職業能力の向上、労働環境・待遇改善に向けた取組を強化する必要がある。

求職者及び事業主等への支援については、離島における定住人口維持のための雇用創出の取組や県内各圏域の地域内における雇用創出、公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関との連携強化による地域の特性に応じた職業紹介や職業相談・指導の充実を図るとともに、県内各圏域に置けるマッチング機会の提供を行うなど、若年者、女性、高齢者、障害者等の求職者側や企業等の求人側双方にきめ細かな支援を行う必要がある。

企業の求める技術・技能や求職者が望む労働条件等におけるミスマッチを解決するため、企業や業界に対する正確な情報発信と合同説明会や職場体験等により求職者を支援していく必要がある。

県内における離職率・転職率の高さも課題となっており、定着を促す雇用環境の改善等に向けた取組が必要である。

人手不足が顕著になっている観光業界においては、全国的に需要が高まることが想定される多言語に対応可能な人材の確保に向けて、効果的・効率的に語学人材を確保する方法を検討し、外国人雇用のノウハウを観光業界に蓄積させる必要がある。

女性、高齢者、障害者等の就労支援については、本県の母子世帯割合は全国一となっていることから、引き続き母子家庭の母等に対する就職支援が必要である。また、貧困状態にある子供の保護者や若年者に対しては、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも、就労支援等の充実に取り組む必要がある。さらに、事業所や関係機関と連携し、高齢者に対する就業機会の拡大、障害者の職業訓練の推進等による就労支援を図る必要がある。障害者の就労支援については、障害者就労施設への官公需の発注増大に向けて、障害者優先調達推進法に基づいて県関係機関及び市町村へ取組を推進するよう積極的に働きかけるとともに、障害者就労施設の生産活動の売上げ及び工賃の向上を図るため、農福連携マルシェ等の取組を更に推進する必要がある。

イ 若年者の雇用促進 (成果等)

若年者の雇用促進のため、キャリア教育を推進するとともに、若年者の就職対策に取り組んだ。

キャリア教育の推進については、学生等の就職に対する意思決定の遅さや強い県内志向などの課題を解決するため、県内の高校生等を対象としたキャリア形成支援プログラムの構築、県内・県外・海外インターンシップの実施による就業意識の向上や視野の拡大、産学官で構成された地域連携協議会によるグッジョブ運動の取組を推進した。

新規学卒者の低い就職内定率や高い離職率の改善を図るため、県内小中学校においては、職場見学や職場体験、講師を招いての講話を通してキャリア教育を実施しており、児童生徒の発達段階に応じた職業観・勤労観の醸成につなげた。また、県立高校においては、キャリア教育コーディネーターの配置及び教員研修の充実を図ったところ、進路決定者の割合が平成23年度の79.4%から84.8%に改善した。

これらの取組により、新規学卒者の就職内定率（高校）については、基準値である平成23年3月卒の86.6%から、平成30年3月卒は96.5%と上昇しており、目標値の達成に向けて着実に改善している。また、新規学卒1年目の離職率（高校）についても、平成29年3月卒で23.8%となっており、目標値の達成に向けて着実に改善している。

各大学においては、専任のコーディネーターを配置し、学生に対するきめ細かな個別支援を実施した。在学中の就業意識向上に向けたインターンシップや個別指導の実施や、県外就活支援、指導スキル向上のための職員研修を実施した。

これらの取組により、新規学卒者の就職内定率（大学等）については、基準値である平成23年3月卒の73.6%から、平成30年3月卒は87.0%と大きく上昇しており、目標値の達成に向けて着実に改善している。また、新規学卒1年目の離職率（大学）については、基準値である平成23年卒の25.2%から、平成29年卒は14.6%に減少しており、目標値の達成に向けて着実に改善している。

若年者の就職対策については、若年者の高い完全失業率を改善するため、沖縄県キャリアセンターにおいて総合的な就職支援を行ったほか、就労支援が必要な若年無業者に対する職業訓練の実施などに取り組んだ。

これらの取組により、若年者（30歳未満）の完全失業率については、基準値である平成23年の11.3%から、平成29年には6.3%と改善しており、現時点で目標値を達成している。しかし、全国の4.4%（平成29年）と比較しても依然として高い率を示していることから、今後も若年者の就職を支援していく必要がある。

<主な成果指標の状況>

成果指標名	基準値	現状値	R3年度 目標値
新規学卒者の就職内定率（高校）	86.6% (H23年3月卒)	96.5% (H30年3月卒)	98.0%
新規学卒1年目の離職率（高校）	23.5% (H22年卒)	23.8% (H29年3月卒)	20.0%
新規学卒者の就職内定率（大学等）	73.6% (H23年3月卒)	87.0% (H30年3月卒)	90.0%
新規学卒1年目の離職率（大学）	25.2% (H22年卒)	14.6% (H29年3月卒)	13.0%
若年者（30歳未満）の完全失業率	11.3% (H23年)	6.3% (H29年)	7.2%

（課題及び対策）

若年者の失業率が高い要因として、就職に対する意思決定が遅いこと、県内志向が強いこと、採用企業側の求人票の提出及び採用内定が遅いこと、学卒無業を容認する観の意識などがあげられる。

キャリア教育の推進については、社会的・職業的自立に向けて様々な課題が見られることから、キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を関連付けること等が必要であり、産学官連携の下、就学時から職業観の醸成に向けた取組が重要である。小中学校においては、これまでの取組に加え、児童生徒が将来の生き方を考える際にこれまで学んだことの振り返り教材である「キャリアパスポート」を新たに活用するなどの取組を推進する必要がある。

若年者の就職対策については、雇用情勢は改善傾向にあるが、一方で、業種（観光業、建設業等）によっては人手不足が顕著となるなど、雇用のミスマッチが起きていることから、若年者に対する同業種への理解や職業観の形成に向けた支援が必要である。

沖縄県の新規学卒者就職内定率は全国ワーストクラスである。また新規学卒者の1年目の離職率も全国を大きく上回っている。このため、新規学卒者に対しては、在学中のキャリアカウンセリング、インターンシップ等に加え、就職後の離職対策の強化など、職業観の形成から就職、定着までの一貫した総合支援が必要である。

ウ 就業能力の開発

（成果等）

就業能力の開発のため、公共職業訓練校における職業訓練の実施等に取り組んだ。